

第 7 章 参 考 资 料

下 水 道 法 （ 抄 ）

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 下 水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

（2） 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

（3） 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

（4） 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

（5） 都市下水路（省略）

（6） 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

（7） 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

（8） 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2

項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

(9) 浸水被害

排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第2章 公共下水道

第1節 公共下水道の管理等

(管 理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 (省略)

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令、環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の30において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 6 第1項及び前項の規定は、1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6ヶ月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その

他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（除害施設の設置等）

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 1 その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
- 2 その水質（第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

（排水設備等の検査）

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（損傷負担金）

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

（工事負担金）

第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

（行為の制限等）

第24条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- （1）公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第10条第1項の規定により排水設

備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)

(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(1) 排水施設を固着して設けるとき

(2) あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

(3) 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

イ 同意水防計画で定める水防管理者(水防法第2条第3項に規定する水防管理者をいう。)又は量水標管理者(同法第10条第3項に規定する量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第2条第7項に規定する量水標等をいう。)

ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第3項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

(条例で規定する事項)

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第2節 浸水被害対策区域における特別の措置

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第25条の2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、第10条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

第4章 雑 則

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

第5章 罰 則

第44条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 第12条の5(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の廃止)

第2条 下水道法(明治33年法律第32号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

下水道法施行令(抄)

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 3 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度

のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

- 4 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 5 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 6 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 7 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 9 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 10 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15cm以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- 11 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第17条 法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
 - イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
 - ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
 - ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。
 - ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から2.5m以上の高さ）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水

管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少いときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5m未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

2 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5m未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5mを超えないこと。

3 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

5 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

6 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和34年4月23日）から施行する。

京都市公共下水道事業条例

昭和12年4月8日条例第13号（制定）

平成31年3月28日第115号（最終改正）

目次

- 第1章 総則（第1条～第1条の3）
- 第2章 公共下水道の構造等（第1条の4・第1条の5）
- 第3章 排水設備（第2条～第9条）
- 第4章 公共下水道の管理及び使用（第10条～第14条）
- 第5章 使用料（第15条～第22条）
- 第6章 雑則（第23条～第26条）

附則

第1章 総則

（公共下水道事業の設置）

第1条 家庭污水、工場廃液、雨水その他の下水を処理し、環境衛生の向上を図るため、公共下水道事業を設置する。

（経営の基本）

第1条の2 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するものとする。

第1条の3 公共下水道（公共下水道事業により設置する公共下水道をいう。以下同じ。）は、次に定める計画に従って整備し、及び拡充する。

（1）区域計画 東山山ろく以西、天神川以東、北山山ろく以南、府道中山稻荷線以北の地区及び伏見区の一部から下水処理区域の拡充を図り、逐次本市の全域（特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道の処理区域を除く。）に及ぼすものとする。

（2）施設計画 前号の区域計画に即応して、下水処理場及び下水管渠等施設の整備及び築造を行う。

第2章 公共下水道の構造等

（公共下水道の構造の基準）

第1条の4 下水道法（以下「法」という。）第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法施行令（以下「令」という。）第5条の8から第5条の11までに定めるところによる。

（終末処理場の維持管理）

第1条の5 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

第3章 排水設備

（排水設備の接続方法等）

第2条 排水設備を公共下水道に接続するときは、次の定めるところによらなければならない。

（1）合流式の公共下水道の排水区域内においては、取付管に接続すること。ただし、管理者が土地の状況その他によりやむを得ないと認めるときは、他の排水設備又は公共下水道の取付管以外の排水

施設に接続することができる。

(2) 分流式の公共下水道の排水区域内においては、前号の規定の例により、取付管又は他の排水設備若しくは公共下水道の取付管以外の排水施設（以下「取付管等」という。）に接続すること。この場合において、当該取付管等は、汚水を排除すべき排水設備にあっては汚水を排除すべき取付管等、雨水を排除すべき排水設備にあっては雨水を排除すべき取付管等でなければならない。

(3) 前2号の規定により排水設備を取付管に接続するときは、排水設備と取付管との接続箇所には、ます又はマンホールを設けること。

(排水設備の排水管内径等)

第3条 排水設備の排水管内径及び排水設備の排水渠^{きょ}の断面積は、次の各号の定めるところによらなければならない。

(1) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべきものにあつては、次の表に定めるところとすること。ただし、1の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートルとすることができる。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管内径（単位 ミリメートル）	排水渠 ^{きょ} の断面積
200未満	100	排水面積の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のある断面積
200以上600未満	150	
600以上1,200未満	200	
1,200以上	250以上	

(2) 汚水のみを排除すべきものにあつては、次の表に定めるところとすること。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートルとすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管内径（単位 ミリメートル）	排水渠 ^{きょ} の断面積
150未満	100	排水人口の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のある断面積
150以上300未満	150	
300以上600未満	200	
600以上	250以上	

2 土地、建物の利用状況により前項第1号本文又は同項第2号本文の規定によることが適当でないと管理者が認めるときは、これらの規定にかかわらず、排水設備の排水管内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、管理者が決定する。

(排水設備の設置及び構造)

第4条 管理者は、排水設備がその設置及び構造に係る技術上の基準(以下「設置等基準」という。)に適合しているかどうかについて、認定する。

(排水設備工事)

第5条 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事（以下「排水設備工事」という。）をしようとする者（請負契約によるものにあつては、注文者）は、工事着手前に、当該排水設備工事に係る排水設備の計画が設置等基準に適合するものであることについて、管理者の定めるところにより、管

理者の確認を受け、指定期限内に当該工事をしゅん工しなければならない。ただし、管理者の定める軽易な修繕工事については、この限りでない。

2 排水設備工事の設計及び施行は、管理者又は管理者の指定する者（以下「指定下水道工事業者」という。）でなければ行うことができない。

3 指定下水道工事業者は、排水設備工事（管理者が定める軽易な修繕工事を除く。）をしゅん工したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出て、管理者の検査を受けなければならない。この場合において、当該検査に要する費用は、管理者が定めるところにより、指定下水道工事業者がこれを負担しなければならない。

（排水設備工事の費用等）

第6条 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。以下同じ。）の費用は、当該排水設備工事をしようとする者の負担とする。

2 排水設備工事の費用を負担する者は、当該排水設備工事に着手する前に、管理者が定める概算額を納入しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が特にやむを得ない事情があると認めるときは、排水設備工事（管理者が指定するものに限る。）の費用を負担する者は、前項の概算額を分割して納入することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他管理者が指定する者は、排水設備工事のしゅん工後30日を超えない範囲内で管理者が定める期限内に当該排水設備工事の費用を納入しなければならない。

（指定下水道工事業者）

第7条 指定下水道工事業者に関し、その指定、指定の取消し等必要な事項は、管理者が定める。

（排水設備の清掃）

第8条 排水設備の清掃の申込みがあったときは、管理者は、排水設備の清掃を行なうことがある。この場合に要する費用は、管理者の定めるところにより、その申込者の負担とする。

（排水設備の無償修繕）

第9条 管理者は、排水設備が完成後1年以内に損傷したときは、無償で修繕する。ただし、排水設備設置義務者もしくは使用者（第15条に規定する使用者をいう。）の故意、過失または第三者の加害により損傷したと認めたときは、この限りでない。

第4章 公共下水道の管理及び使用

（汚水の排除の届出）

第10条 公共下水道の排水区域内において、汚水を公共下水道に排除しようとする者は、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

2 前項前段の規定による届出をした後に、公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で管理者が定めるもの（以下「特別汚水」という。）を排除することとなった者は、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は特別汚水の排除をやめたときも、同様とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第11条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場(同条第1項に規定する特定事業場をいう。)から排除される下水(排出量が1日につき1,000立方メートル以下のものを除く。)の水質の基準は、令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。

(除害施設の設置等)

第11条の2 次の各号に掲げる下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除する者は、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 令第9条第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質の下水

(2) 令第9条の10各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しない水質の下水

(3) 令第9条の11第1項各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合しない水質の下水(第1号に掲げる下水を除く。)

2 前項の規定は、同項に規定する下水のうち管理者が定めるものについては、適用しない。

3 第1項に規定する下水を継続して公共下水道に排除する者は、同項の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしようとするときは、管理者の定めるところにより、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(行為の許可)

第12条 法第24条第1項の許可を得ようとするとき、及び許可を得た事項の変更をしようとするときの手続は、管理者が定める。

2 法第24条第1項第3号の規定により設置の許可を得た排水施設にかかる工事の設計及び施行並びに費用の負担については第5条第2項及び第3項並びに第6条第1項及び第2項本文の規定を、当該排水施設による下水の排除の届出については第10条の規定をそれぞれ準用する。

(し尿の排除の制限)

第13条 公共下水道へのし尿の排除は、水洗便所によってするときのほか、これをしてはならない。

(取付管の新設工事等の特例)

第14条 供用中の公共下水道の排水区域内において、取付管の新設工事又は取付管の清掃を必要とする者は、管理者に申し込まなければならない。この場合において、当該新設工事の費用については第6条の規定を、当該清掃の費用については第8条の規定をそれぞれ準用する。

第5章 使用料

(使用料の納入義務)

第15条 公共下水道を使用する者(以下「使用者」という。)は公共下水道への汚水の排除を開始した時から、下水道使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。

2 京都市水道事業条例(以下「水道事業条例」という。)第2条第2号に規定する共用装置(以下「共用装置」という。)の水に係る汚水を排除する使用者は、当該汚水に係る使用料について連帯して納入する義務を負う。

(共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額)

第16条 共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月(定例日(使用者ごとに、あらかじめ管理者が定める日の毎月の応当日をいう。以下同じ。))の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、650円とする。

3 1月の従量使用料は、別表第1に掲げるとおりとする。

4 第1項の規定にかかわらず、共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときは、当該汚水に係る同項に規定する使用料の額の3倍に相当する金額以下で、管理者が定める基準により計算して得た額を当該使用料に加算する。

(共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、管理者は、共同住宅の2戸以上の住宅において、当該住宅に居住する者が1の専用装置(水道事業条例第2条第1号に規定する専用装置をいう。以下同じ。)により水の供給を受ける場合における共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額について、使用者の申請により、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とすることができる。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、650円に戸数(共同住宅において、当該共同住宅に居住する者が水の供給を受けている住宅の数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

3 1月の従量使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 前条第4項の規定は、共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(貸与された水道メーターを利用する共同住宅における汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の3 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水(専用装置の水に係る汚水を除く。)に係る1月の使用料の額については、第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については、水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の3第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(共用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の4 共用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 1月の基本使用料は、83円に使用者数を乗じて得た額とする。
- 3 1月の従量使用料は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 第16条第4項の規定は、共用装置の水に係る汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の4第1項」と読み替えるものとする。

(汚水排出量の認定等)

第17条 水道の水に係る汚水（以下「水道汚水」という。）は、水道事業条例第16条第1項の規定により決定した水道の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

- 2 井戸汚水等（水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。）は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量（揚水量を含む。）をもってその汚水排出量とみなす。
- 3 前項に規定する使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により管理者が認定する。
- 4 第1項または第2項に規定する使用水量のうち氷雪もしくは氷菓の製造、醸造またはコンクリート打設その他の公共下水道に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を管理者に申告することができる。この場合において、管理者は、その事実が証明されたときは、第1項または第2項の規定にかかわらず、第1項または第2項に規定する使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。
- 5 管理者は、2月（定例日の属する月の前前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。）の汚水排出量の認定を行なうことができる。

(計測のための装置の設置等)

第18条 水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、管理者は、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

- 2 使用者は、前項の規定により設置した装置を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。（2月の使用料の額）

第19条 管理者は、第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合は、当該2月の使用料の額を算定する。

- 2 第16条から第16条の4までの規定は、前項の規定により2月の使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「650円」とあるのは「1,300円」と、同条第3項中「別表第1」とあるのは「別表第4」と、第16条の2第2項中「650円」とあるのは「1,300円」と、同条第3項中「別表第2」とあるのは「別表第5」と、第16条の4第2項中「83円」とあるのは「166円」と、同条第3項中「別表第3」とあるのは「別表第6」と読み替えるものとする。

(使用料の額の算定の特例)

第20条 使用者が汚水の排除を開始した日から起算して管理者が定める日までの期間又は管理者が定める日から起算して汚水の排除をやめた日までの期間が1箇月に満たない場合における当該期間に係る使用料の額は、当該期間を1月とみなして、第16条から第16条の4までの規定により算定する。

- 2 1月の中途において、汚水の区分（共用装置の水に係る汚水以外の汚水又は共用装置の水に係る汚水の別をいう。以下同じ。）に変更があったときの1月に係る使用料の額は、当該1月のうち排除し

第7章 参 考 資 料

た日数が多い汚水（排除した日数が同じであるときは、変更後の汚水）の属する区分に応じ、第16条から第16条の4までの規定により算定する。

- 3 第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行うこととしていた使用者について、2月の中途において汚水の排除をやめたときその他当該認定により難しいときの使用料の額は、管理者が定める基準により算定する。

第21条 使用者は、水道料金と合わせて水道汚水に係る使用料を当該水道料金の納入期限内に納入しなければならない。

- 2 使用者は、管理者が指定した納入期限内に、井戸汚水等に係る使用料を納入しなければならない。（使用料の概算額の前納）

第22条 公共下水道を臨時に使用する使用者は、管理者がそのつど定める2月分の使用料の概算額を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他管理者が認める者については、これを前納させないことがある。

- 2 使用者が公共下水道の使用をやめたときに納入すべき使用料は、当該使用者に係る前項の概算額により精算する。

第6章 雑則

（過料）

第23条 市長は、使用料の支払を免れようとした者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- 2 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の支払を免れた者に対して、その支払を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

（減免）

第24条 管理者は、公益上その他特別の必要があるときは、使用料及び排水設備工事（水洗便所工事を除く。）の費用を減額し、又は免除することができる。

- 2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の110を乗じて得た額を減額する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、第21条各項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

（免責）

第25条 公共下水道の使用の制限その他公共下水道の使用に関し生じた理由により、排水設備設置義務者または使用者が受けた損害については、市は、賠償の責を負わない。

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和35年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例中使用料（給水条例第24条に規定する水道料金に対応する水道汚水にかかる使用料を除

く。)に関する部分の規定は、水道汚水にかかるものについては、昭和35年11月1日以後に給水条例の規定により決定する使用水量に対応する水道汚水の排出量にかかる分(隔月に使用水量を決定することとしていた使用者については、同年12月1日以後に給水条例の規定により決定する使用水量に対応する水道汚水の排出量にかかる分)から、手動式井戸汚水にかかるものについては、この条例施行の日以後の日がその始期となる一月にかかる分(隔月に手動式井戸汚水の排出量を認定することとしていた使用者については二月にかかる分)から、その他の汚水にかかるものについては、同年11月1日以後に認定するその他の汚水の排出量にかかる分(隔月にその他の汚水の排出量を認定することとしていた使用者については、同年12月1日以後に認定するその他の汚水の排出量にかかる分)から、それぞれ適用する。

(旧条例による手続)

- 3 この条例による改正前の京都市下水道条例の規定によって行なった承認、検査その他の処分または申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定により行なったものとみなす。

(旧条例による使用料)

- 4 昭和35年10月31日以前に給水条例附則第6項の規定に基づき決定する使用水量に対応する水道汚水の排出量並びに同日以前に認定する井戸汚水及びその他の汚水の排出量にかかる下水道使用料(隔月に使用水量を決定することとしていた使用者については、同年11月30日以前に給水条例附則第6項の規定に基づき決定する使用水量に対応する水道汚水の排出量並びに隔月にその排出量を認定することとしていた井戸汚水及びその他の汚水にかかる使用者については、同日以前に認定する井戸汚水及びその他の汚水の排出量にかかる下水道使用料)については、なお従前の例による。

(令の規定の引用に関する経過措置)

- 5 第1条の4及び第1条の5の規定の適用に関する経過措置は、令及び令の全部又は一部を改正する政令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

- 6 本市は、第1条の4又は第1条の5の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則(昭和37年4月2日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年5月31日条例第6号)

この条例は、昭和37年6月1日から施行し、同日以後にその申込みを受け付けた排水設備工事にかかる分から適用する。

附 則(昭和39年3月25日条例第34号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月16日条例第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和43年2月22日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「新条例」という。）第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排水設備の完成したものから適用する。
- 3 この条例中手動式井戸汚水に係る改正規定は、施行日の属する1月に係る分から適用する。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（昭和46年12月1日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(処理区域以外の排水区域内の使用者に係る使用料についての経過措置)

- 2 処理区域以外の排水区域内の使用者に係る使用料については、当該区域が処理区域となるまでの間は、この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「新条例」という。）第16条（新条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（昭和48年8月9日条例第17号）

(施行期日)

(略)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（昭和51年法律第29号）附則第2条第1項本文に規定する下水を公共下水道に排除している者については、この条例の施行後6月間（その下水の下水道法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第320号）附則第2項に規定する施設を設置する工場または事業場から排除されるものにあつては、1年間）は、この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第11条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年2月23日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和53年3月9日規則第73号で昭和53年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に完成した給水装置及び排水設備に係る修繕については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年12月13日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月25日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

（暫定使用料）

2 この条例の施行の日から昭和57年3月31日までの間に認定する汚水排出量に係る下水道使用料（以下「使用料」という。）の額の算定については、附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。ただし、改正後の条例第19条第2項に規定する2月の使用料の額を算定する場合については、改正後の条例第16条第1項第1号ア中「使用料の額＝250円」とあるのは、

「(ア) 2月の汚水排出量が16立方メートル以下（0立方メートルを含む。）の場合
使用料の額＝320円

(イ) 2月の汚水排出量が16立方メートルを超え、20立方メートル以下の場合
使用料の額＝500円」
と読み替えるものとする。

3 昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの間に認定する汚水排出量に係る使用料の額の算定については、改正後の条例第16条第1項第1号ア中「使用料の額＝250円」とあるのは、同項に規定する1月の使用料の額にあつては

「(ア) 1月の汚水排出量が8立方メートル以下（0立方メートルを含む。）の場合
使用料の額＝200円

(イ) 1月の汚水排出量が8立方メートルを超え、10立方メートル以下の場合
使用料の額＝250円」

と、改正後の条例第19条第2項に規定する2月の使用料の額にあつては

「(ア) 2月の汚水排出量が16立方メートル以下（0立方メートルを含む。）の場合
使用料の額＝400円

(イ) 2月の汚水排出量が16立方メートルを超え、20立方メートル以下の場合
使用料の額＝500円」
と読み替えるものとする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附則別表

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項第1号ア	使用料の額＝250円	(ア) 1月の汚水排出量が8立方メートル以下（0立方メートルを含む。）の場合 使用料の額＝160円 (イ) 1月の汚水排出量が8立方メートルを超え、10立方メートル以下の場合 使用料の額＝250円

第7章 参 考 資 料

第16条第1項第1号イ	45円	40円
第16条第1項第1号ウ及び同項第2号ア	1,150円	1,050円
第16条第1項第1号エ	5,350円	5,250円
第16条第1項第1号オ	35,350円	35,250円
第16条第1項第2号イ	1,710円	1,610円
第19条第2項	2,300円	2,100円
	10,700円	10,500円
	70,700円	70,500円

附 則(昭和61年3月27日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(暫定使用料)

2 この条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間に認定する汚水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げるこの条例による改正後の京都市公共下水道事業条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項第1号ア及び同号イ	380円	330円
第16条第1項第1号ウ	1,680円	1,630円
第16条第1項第1号エ	7,980円	7,930円
第16条第1項第1号オ	51,980円	51,930円
第16条第1項第2号	1,680円	1,630円
第19条第2項	380円	330円
	760円	660円
	1,680円	1,630円
	3,360円	3,260円
	7,980円	7,930円
	15,960円	15,860円
	51,980円	51,930円
	103,960円	103,860円

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成2年3月29日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(暫定使用料)

2 この条例の施行の日から平成3年3月31日までの間に認定する汚水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げるこの条例による改正後の京都市公共下水道事業条例

（以下「改正後の条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 3 平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に認定する污水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項第1号イ	80円	75円
第16条第1項第1号ウ	2,065円	1,965円
第16条第1項第1号エ	9,765円	9,665円
第16条第1項第1号オ	63,765円	63,665円
第16条第1項第2号	2,065円	1,965円
第19条第2項	2,065円	1,965円
	4,130円	3,930円
	9,765円	9,665円
	19,530円	19,330円
	63,765円	63,665円
	127,530円	127,330円

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則（平成3年12月26日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例の規定は、平成4年10月1日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月26日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定及び附則第4項の規定は、平成7年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条及び第19条の規定は、平成8年1月1日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

（暫定使用料）

- 3 平成8年1月1日から平成9年3月31日までの間に認定する污水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7章 参 考 資 料

第16条第1項第1号ア及びイ	593円	539円
第16条第1項第1号ウ	2,613円	2,559円
第16条第1項第1号エ	12,483円	12,429円
第16条第1項第1号オ	28,283円	28,229円
第16条第1項第1号カ	80,183円	80,129円
第16条第1項第2号	2,613円	2,559円
第19条第2項	593円	539円
	1,186円	1,078円
	2,613円	2,559円
	5,226円	5,118円
	12,483円	12,429円
	24,966円	24,858円
	28,283円	28,229円
	56,566円	56,458円
	80,183円	80,129円
	160,366円	160,258円

(罰則に関する経過措置)

4 第23条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第106号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年5月1日（改正後の条例第17条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後に污水の排除を開始する使用者（改正後の条例第15条第1項に規定する使用者をいう。）の污水排出量で適用日前に認定するものに係る下水道使用料については、前項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

附 則 (平成11年12月9日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月23日条例第57号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成13年1月15日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都市公共下水道事業条例の規定は、平成12年1月15日から適用する。

附 則（平成12年10月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第16条から第16条の3まで、第19条及び別表第1から別表第6までの規定は、平成13年4月1日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第81号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第108号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第72号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成23年3月31日規則第141号で平成23年4月1日から施行）

附 則（平成24年11月9日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第98号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第1条中京都市公共下水道事業条例第16条の2第1項前段の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第16条の3の改正規定（「89円」を「83円」に改める部分を除く。）、第19条第2項前段の改正規定、同項後段の改正規定（「第16条の3第2項」を「第16条の4第2項」に改める部分に限る。）、第20条第1項及び第2項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第16条第2項、第16条の2第2項、第16条の4第2項、第19条第2項、第24条第2項及び第3項並びに別表第1から別表第6までの規定は、平成25年10月1日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第170号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条、第16条の2及び第16条の4の規定は、平成26年5月1日（改正後の条例第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第24条第2項の規定は、適用後日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月11日条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 14 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は管理者が定める。

附 則(平成31年3月28日条例第115号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項、第16条の2第1項及び第16条の4第1項の規定は、平成31年11月1日(改正後の条例第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第24条第2項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

別表第1（第16条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	円 10
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162

第7章 参 考 資 料

100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	183
200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	201
500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	213
5,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において汚水を排除する場合の汚水排出量で30立方メートルを超える部分	15

別表第2（第16条の2関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第3（第16条の4関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
8立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第4（第19条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	円 10

第7章 参 考 資 料

20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	183
400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	201
1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	213
10,000立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において汚水を排除する場合の汚水排出量で60立方メートルを超える部分	15

別表第5（第19条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第6（第19条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

京都市公共下水道事業条例施行規程

昭和35年3月31日水道局管理規程第13号（制定）

令和3年12月28日 上下水道局管理規程第4号（最終改正）

（排水設備の計画の確認）

第1条 京都市公共下水道事業条例（以下「条例」という。）第5条第1項本文の規定により排水設備計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に図面その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2）排水設備工事を行う場所

（3）排水設備工事の種別

（4）排水管の内径、ますの位置その他の工事概要並びに水洗便所にあっては便器の種類及び数量

（5）建築物の概要

（6）条例第5条第2項の規定により指定下水道工事業者が排水設備工事の設計又は施行を行う場合にあっては、その指定下水道工事業者の氏名及び住所並びに京都市指定下水道工事業者規程第1条の2第3号に規定する責任技術者

（7）排水設備工事の着工日及びしゅん工期限

（8）前各号のほか、管理者が必要と認める事項

（排水設備工事のしゅん工期限）

第2条 条例第5条第1項に規定する指定期限は、公共下水道の供用が開始された場合における排水設備工事については当該供用開始後3月以内とし、その他の排水設備工事についてはその都度指定する。

2 前項に規定する指定期限内に排水設備工事をしゅん工できない者は、その理由を明らかにして当該期限の延長を申請することができる。

（軽易な修繕工事）

第3条 条例第5条第1項ただし書及び同条第3項前段に規定する管理者が定める軽易な修繕工事は、次に掲げるものとする。

（1）ますの蓋又はマンホールの蓋の据付けまたは取替え

（2）防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕

（3）前各号のほか、管理者が認めるもの

（排水設備の清掃の費用）

第4条 条例第8条に規定する排水設備の清掃の費用の額は、別に定めるところにより算定した実費額とする。

2 前項の清掃の費用は、清掃完了後30日以内に納入しなければならない。ただし、排水設備のますのみの清掃の費用は、清掃後直ちに納入しなければならない。

(排水設備の設置義務の免除)

第4条の2 管理者は、公共下水道以外の公共用水域への下水の排出が特にやむを得ないと認められる場合で、管理者が別に定める要件を満たすときは、下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可をすることができる。

(汚水の排除等の届出)

第5条 条例第10条第1項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 京都市水道事業条例第2条第2号に規定する共用装置（以下「共用装置」という。）の水に係る汚水を排除しようとする者にあつては、その共用装置に係る届出を行った者又は使用者を代表する者の氏名及び住所

(3) 排水設備の所在地

(4) 汚水の区分

(5) ポンプの種別、数量及びその揚水能力

(6) 汚水の排除を開始する予定年月日

(7) 臨時使用の場合にあつては、汚水の排除をやめる予定年月日

(8) 排水設備を使用する業態

2 条例第10条第1項後段の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容

(3) 変更予定年月日

3 条例第10条第1項後段の規定により汚水の排除をやめようとする場合の届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 汚水の排除をやめる予定年月日

(特別汚水)

第6条 条例第10条第2項前段に規定する特別汚水（以下「特別汚水」という。）は、次のいずれかに該当するもの（管理者が定める排水設備から排除されるもの（以下「生活系汚水」という。）を除く。）とする。

(1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水

(2) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水

2 管理者は、必要と認めるときは、条例第10条第1項前段の規定による届出をした者が排除する汚水が特別汚水に該当するかどうかについて、下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定を行うものとする。

(特別汚水の届出)

第6条の2 条例第10条第2項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 特別汚水の排除を開始した年月日

2 条例第10条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項(特別汚水の排除をやめた旨の届出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (5) 変更した年月日又は汚水の排除をやめた年月日

(特別汚水の認定)

第6条の3 管理者は、条例第10条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。)があり、当該届出に係る汚水の水質が、第6条に規定する特別汚水の基準に該当すると認めるときは、当該汚水が特別汚水であることにつき認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、37月を超えない範囲内において管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質(以下「認定水質」という。)及び認定期間を、当該特別汚水を排除することとなった者に通知する。

4 認定期間の満了後、認定水質と同じ水質の特別汚水の排除を継続しようとする者は、当該認定期間の満了の日以前において管理者が指定する日までに、管理者に継続して認定するよう申請しなければならない。

5 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質

(5) 現に受けている第1項(次項において準用される場合を含む。)の規定による認定の有効期間

6 第1項から第3項までの規定は、第4項の申請があつた場合について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。)」とあるのは、「第4項の申請」と、「当該届出」とあるのは、「当該申請」と読み替える。

(除害施設の設置等を要しない下水)

第7条 条例第11条の2第2項に規定する管理者が定める下水は、次の各号に掲げる水質の下水であつて、その排出量が1日につき200立方メートル以下のものとする。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 温度 | 45度以上 |
| (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素
及び硝酸性窒素含有量 | 1リットルにつき380ミリグラム以上
1, 200ミリグラム以下 |
| (3) 水素イオン濃度 | 水素指数9以上 |
| (4) 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以上
3, 000ミリグラム以下 |
| (5) 浮遊物質質量 | 1リットルにつき600ミリグラム以上
3, 000ミリグラム以下 |
| (6) よう素消費量 | 1リットルにつき220ミリグラム以上 |
| (7) 窒素含有量 | 1リットルにつき240ミリグラム以上
1, 200ミリグラム以下 |
| (8) リン含有量 | 1リットルにつき32ミリグラム以上
160ミリグラム以下 |

2 前項に規定するもののほか、条例第11条の2第2項に規定する管理者が定める下水は、同条第1項第3号に規定する下水のうち、令第9条の11第1項第3号ただし書の規定に該当する水質の下水とする。

(除害施設の設置等の計画の届出)

第8条 条例第11条の2第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(第1号に規定する事項のみを変更しようとする場合は、同号に限る。)を記載した書面に、管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、下水道法第12条の3各項、同法第12条の4、同法第12条の7又は同法第12条の8第3項の規定による届出を行った場合は、当該届出により、条例第11条の2第3項の規定による届出を行ったものとみなす。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第11条の2第1項に規定する必要な措置の内容
- (3) 条例第11条の2第1項に規定する下水の水質及び1日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第11条の2第1項に規定する必要な措置を講じた後に公共下水道に排除する下水の推定される水質

(行為の許可)

第9条 下水道法第24条第1項の許可を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類(図面を含む。)を提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 施設又は工作物その他の物件の概要、設置場所、設置の目的及び設置期間

(3) 前号の物件に係る工事の概要並びに工事の施行者の住所及び氏名又は名称

(特別放流の届出)

第10条 条例第12条第2項において準用する条例第10条の規定による下水の排除の届出については、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項第3号及び第8号中「排水設備」とあるのは「排水施設」と読み替えるものとする。

(取付管の清掃の費用)

第11条 条例第14条に規定する取付管の清掃の費用については、第4条の規定を準用する。

(特別汚水に係る使用料の加算額)

第12条 条例第16条第4項（条例第16条の2第4項、条例第16条の3第3項及び条例第16条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

汚水濃度指数	率
240未満	0.063
240以上480未満	0.124
480以上720未満	0.248
720以上960未満	0.372
960以上1,200未満	0.496
1,200以上1,440未満	0.620
1,440以上1,680未満	0.744
1,680以上1,920未満	0.868
1,920以上2,160未満	0.992
2,160以上2,400未満	1.116
2,400以上2,640未満	1.240
2,640以上2,880未満	1.364
2,880以上3,120未満	1.488
3,120以上3,360未満	1.612
3,360以上3,600未満	1.736
3,600以上3,840未満	1.860

第7章 参 考 資 料

3, 8 4 0以上4, 0 8 0未満	1. 9 8 4
4, 0 8 0以上4, 3 2 0未満	2. 1 0 8
4, 3 2 0以上4, 5 6 0未満	2. 2 3 2
4, 5 6 0以上4, 8 0 0未満	2. 3 5 6
4, 8 0 0以上5, 0 4 0未満	2. 4 8 0
5, 0 4 0以上5, 2 8 0未満	2. 6 0 4
5, 2 8 0以上5, 5 2 0未満	2. 7 2 8
5, 5 2 0以上5, 7 6 0未満	2. 8 5 2
5, 7 6 0以上	3. 0 0 0

(1) 汚水の量(条例第10条第2項に規定する届出(特別汚水の排除をやめた旨の届出を除く。))を行った者が排出する条例第17条第1項に規定する汚水排出量(同条第4項の規定により、同条第1項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量)及び同条第2項に規定する汚水排出量(同条第4項の規定により、同条第2項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量)の合計量をいう。以下この条において同じ。)が1月当たり750立方メートル未満(同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル未満)である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、零とすること。

(2) 汚水の量が1月当たり750立方メートル以上(同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル以上)である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、加算前使用料額(特別汚水に係る条例第16条第1項(条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。))に規定する合計額、条例第16条の2第1項に規定する合計額若しくは条例第16条の4第1項に規定する合計額又は条例第16条の3第2項に規定する使用料の額(100分の110を乗じる前の額)をいう。)に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数(汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすること。

2 前項第2号の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定は、条例第19条第2項において条例第16条第4項の規定を準用する場合について準用する。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る使用料の額)

第12条の2 条例第16条の3第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第2に掲げる従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、隔月に水道メーターの検針を行う場合の料金の額について準用する。この場合において、同項中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるもの

とする。

(汚水排出量の認定等の単位)

第13条 条例第17条の規定によりみなし、又は認定する汚水排出量は、立方メートルを単位とする。

(井戸汚水等の排出量の認定)

第14条 条例第17条第3項に規定する使用水量の認定は、計測のための装置によるほか、揚水設備の能力、その稼働時間、水の使用状態その他を考慮して行う。

(使用料の納入期限)

第15条 条例第21条第2項に規定する使用料の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書により納付する場合は、納入通知書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。

(2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定代理納付者により納付する場合は、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信した日から起算して10日を経過した日とする。

(3) 口座振替による場合は、条例第16条第1項に規定する定例日の属する月の翌月の17日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納入期限が、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

(染色整理業に係る使用料の減額)

第16条 管理者は、次の各号に該当すると認めたときは、条例第24条の規定に基づき、使用料を減額する。

(1) 染色整理業を営む者で、別に定める申請書を提出した者

(2) 主として、その作業工程で生じた1月の汚水排出量が100立方メートルを超える者

(3) 使用料を納入期限から20日以内に納入している者

(4) 下水道法第37条の2の規定に基づく命令等又は同法第38条の規定に基づく処分等を受けていない者

(5) 京都市水道事業条例施行規程第13条第1項第3号に規定する者

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに該当しない場合であっても特に必要と認めたときは、使用料を減額することがある。

3 前2項の規定に基づく減額措置後の1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第5項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 1月の基本使用料は、650円とする。

5 1月の従量使用料は、別表第4に掲げるとおりとする。

6 第1項及び第3項から前項までの規定は、隔月に汚水排出量の認定を行う場合の使用料の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「100立方メートル」とあるのは「200立方メートル」と、第3項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、第4項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「650円」とあるのは「1,300円」と、前項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第4」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和35年10月1日から施行する。

2 この規程中第6条及び第12条から第15条までの規定は、使用料に関しては、条例附則第2項の規定に基づき同条例の使用料に関する部分の規定の適用を受けるべき分から適用する。

附 則（昭和37年4月2日水道局管理規程第1号） 抄

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日水道局管理規程第1号） 抄

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年11月27日水道局管理規程第9号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日水道局管理規程第17号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月28日水道局管理規程第11号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月12日水道局管理規程第5号）

この規程は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（昭和46年1月21日水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月27日水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日上下水道事業管理規程第3号）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和52年3月24日上下水道事業管理規程第21号）
（施行期日）

この規程は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月27日上下水道事業管理規程第9号）
（施行期日）

1 この規程は、昭和56年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和56年1月24日上下水道事業管理規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日上下水道事業管理規程第8号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成2年3月29日上下水道事業管理規程第15号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成3年12月26日上下水道事業管理規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程の規定は、平成4年10月1日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月26日上下水道事業管理規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第12条及び第16条の規定は、平成8年1月1日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

(染色整理業に係る暫定使用料)

- 3 平成8年1月1日から平成8年12月31日までの間に認定する汚水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第3項第1号	12, 483円	12, 429円
	125円	98円
第16条第3項第2号	62, 483円	51, 629円
	156円	122円
第16条第4項	12, 483円	12, 429円
	24, 966円	24, 858円
	62, 483円	51, 629円
	124, 966円	103, 258円

- 4 平成9年1月1日から平成9年3月31日までの間に認定する汚水排出量に係る下水道使用料の

第7章 参 考 資 料

額の算定については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第3項第1号	12,483円	12,429円
第16条第3項第2号	62,483円	62,429円
第16条第4項	12,483円	12,429円
	24,966円	24,858円
	62,483円	62,429円
	124,966円	124,858円

附 則（平成9年3月31日上下水道事業管理規程第19号）

（施行期日）

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第3項の規定は、平成9年5月1日（隔月に污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日以後に污水の排除を開始する使用者の污水排出量で適用日前に認定するものに係る下水道使用料については、前項の規定にかかわらず、改正後の規程第16条第3項の規定を適用する。

附 則（平成9年12月18日上下水道事業管理規程第6号）

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年1月14日上下水道事業管理規程第17号）

この規程は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成12年3月2日上下水道事業管理規程第19号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月1日上下水道事業管理規程第18号）

1 この規程は、平成13年2月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第3項の規定は、平成13年4月1日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

（染色整理業に係る暫定使用料）

3 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に認定する污水排出量に係る下水道使用料の額の算定については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第2中	1 4 8	1 2 5
	1 8 5	1 5 6
別表第3中	1 4 8	1 2 5
	1 8 5	1 5 6

附 則（平成13年8月1日上下水道事業管理規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日上下水道事業管理規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第6条及び第6条の2並びに第12条の規定は平成14年4月1日以後に届出をする特別汚水の排除の届出、特別汚水の水質の認定及び認定期間及び通知並びに特別汚水に係る加算額について適用し、適用日以前に届出をする特別汚水の排除の届出、特別汚水の水質の認定及び特別汚水に係る加算額については、なお、従前の例による。

（特別汚水に係る経過措置）

3 改正後の規程の適用日以前に特別汚水の排除の届出をしている者は、適用日に改正後の規程第6条の規定に基づく届出をしたものとみなす。

4 前号の規定により特別汚水の排除の届出をしたとみなした者については、改正後の規程第6条第3項及び第5項の規定は適用せず、なお、従前の例による。

5 第3号の規定により特別汚水の排除の届出をしたとみなした者については、改正後の規程第6条の2第1項の規定の全てを「条例第10条第2項の規定により特別汚水の排除の届出をした者は、前条の規定により排除する特別汚水の水質について管理者が認定し、その特別汚水の排除を継続する場合には、特別汚水の認定水質について、継続認定を申請することができる。」と読み替えるものとする。

6 改正後の規程第6条第3項の規定にかかわらず、第3号の規定により特別汚水の排除の届出をしたとみなされた者が、改正後の規程第6条第6項の規定により第6条第4項第6号の変更の届出をした場合又は第6条の2第1項の規定により特別汚水の認定水質について継続認定を申請した場合、当該申請者の第3号の規定による届出に対する特別汚水の水質の認定期間は、新たに水質を認定する期間の開始日の前日に終了したものとみなす。

附 則（平成15年3月31日上下水道事業管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日上下水道企業管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月1日上下水道企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日上下水道局管理規程第4号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日上下水道局管理規程第18号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月31日上下水道局管理規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程第15条、第16条第4項及び第6項並びに別表第2、別表第3、別表第6及び別表第7の規定は、平成25年10月1日以後に決定する污水排出量（別表第2及び別表第3にあっては、京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量とする。以下この項において同じ。）に係る使用料について適用し、同日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日上下水道局管理規程第20号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程第12条、第12条の2及び第16条第3項の規定は、平成26年5月1日（隔月に污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号） 抄

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日上下水道局管理規程第15号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1項の規定は、令和元年11月1日(京都市公共下水道事業条例第17条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する污水排出量に係る特別污水に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る特別污水に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第12条の2第1項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の規程第16条第3項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る減額措置後の使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る減額措置後の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月28日上下水道局管理規程第4号)

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 (第12条の2関係)

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	10立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量(以下「選択された水量」という。)を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	円 10
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	113
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	116
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	162
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	183
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	201
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	213
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第3 (第12条の2関係)

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料(1立方メートルにつき)
1	20立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する	円

第7章 参 考 資 料

	共同住宅において水の供給を受けている使用者の数（以下「使用者数」という。）を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	1 0
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、40立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	1 1 3
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	1 1 6
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	1 6 2
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	1 8 3
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	2 0 1
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	2 1 3
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	2 1 8

別表第4（第16条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	円 1 0
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	1 1 3
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	1 1 6
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	1 6 2
100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	1 4 3
500立方メートルを超える部分	1 8 0

別表第5（第16条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	円 10
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	143
1,000立方メートルを超える部分	180

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

平成 17 年 3 月 25 日 条例第 108 号（制定）

平成 31 年 3 月 28 日 条例第 116 号（最終改正）

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 特定環境保全公共下水道の構造等(第 3 条の 2・第 3 条の 3)
- 第 3 章 排水設備(第 4 条～第 8 条)
- 第 4 章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用(第 9 条～第 14 条)
- 第 5 章 使用料等(第 15 条～第 27 条)
- 第 6 章 雑則(第 28 条・第 29 条)
- 第 7 章 罰則(第 30 条)

附則

第 1 章 総則

(特定環境保全公共下水道事業の設置)

第 1 条 本市の山間地域における下水(雨水を除く。以下同じ。)を処理し、もって当該地域の生活環境の改善を図るため、特定環境保全公共下水道事業を設置する。

2 特定環境保全公共下水道(特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道をいう。以下同じ。)の名称は、次のとおりとする。

- (1) 北部地域特定環境保全公共下水道(以下「北部地域下水道」という。)
- (2) 京北特定環境保全公共下水道(以下「京北下水道」という。)

(経営の基本)

第 1 条の 2 特定環境保全公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(計画)

第 2 条 特定環境保全公共下水道は、次に定める計画に従って整備する。

- (1) 区域計画 下水道法(以下「法」という。)第 4 条第 1 項に基づく事業計画で定める区域とする。
- (2) 施設計画 前号の区域計画に即応して、特定環境保全公共下水道の施設の整備及び築造を行う。

(用語)

第 3 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 特定環境保全公共下水道の構造等

(公共下水道の構造の基準)

第 3 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法施行令(以下「令」という。)第 5 条の 8 から第 5 条の 11 までに定めるところによる。

(終末処理場の維持管理)

第 3 条の 3 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、令第 13 条各号に定めるところにより行うものとする。

第3章 排水設備

(排水設備の接続方法)

第4条 排水設備は、特定環境保全公共下水道のます(以下「公共ます」という。)に接続しなければならない。ただし、管理者が土地の状況その他の理由によりやむを得ないと認めるときは、他の排水設備又は公共ます以外の特定環境保全公共下水道の排水施設に接続することができる。

(排水設備の排水管内径等)

第5条 排水設備の排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、別表第1に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管内径で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートルとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が土地の状況その他の理由により同項本文の規定によることが適当でないと認める場合の排水設備の排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、その都度管理者が定める。

(排水設備の設置及び構造)

第6条 管理者は、排水設備がその設置及び構造に係る技術上の基準(以下「設置等基準」という。)に適合しているかどうかについて、認定する。

(排水設備工事)

第7条 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事(以下「排水設備工事」という。)をしようとする者(請負契約によるものにあつては、注文者)は、工事着手前に、当該排水設備工事に係る排水設備の計画が設置等基準に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、管理者の確認を受け、指定期限内に当該工事をしゅん工しなければならない。ただし、管理者が定める軽易な修繕工事については、この限りでない。

2 排水設備工事の設計及び施行は、管理者又は指定下水道工事業者(京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者をいう。以下同じ。)でなければ行うことができない。

3 指定下水道工事業者は、排水設備工事(管理者が定める軽易な修繕工事を除く。)がしゅん工したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出て、管理者の検査を受けなければならない。この場合において、当該検査に要する費用は、管理者が定めるところにより、指定下水道工事業者がこれを負担しなければならない。

4 管理者は、前項前段の規定による検査をした場合において、当該検査に係る排水設備の設置及び構造が設置等基準に適合していると認めるときは、その旨を同項前段の規定による届出をした指定下水道工事業者に通知しなければならない。

(排水設備の清掃)

第8条 管理者は、排水設備の清掃を必要とする者から申込みがあつたときは、当該排水設備の清掃を行うことができる。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃に要する実費を納入しなければならない。

第4章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用

(汚水の排除等の届出)

第9条 汚水を特定環境保全公共下水道に排除しようとする者は、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

2 前項前段の規定による届出をした後に、特定環境保全公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で管理者が定めるもの(以下「特別汚水」という。)を排除することとなった者は、管理者が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は特別汚水の排除をやめたときも、同様とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第10条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場(同条第1項に規定する特定事業場をいう。)から排除される下水(排出量が1日につき1,000立方メートル以下のものを除く。)の水質の基準は、令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。

(除害施設の設置等)

第11条 次に掲げる下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 令第9条第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質の下水

(2) 令第9条の10各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しない水質の下水

(3) 令第9条の11第1項各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合しない水質の下水(第1号に掲げる下水を除く。)

2 前項の規定は、同項の下水のうち管理者が定めるものについては、適用しない。

3 第1項の下水を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、同項の規定により除害施設を設け、又は必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(行為の許可等)

第12条 法第24条第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けた事項を変更しようとする者は、管理者が定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 法第24条第1項の規定による許可を受けて設置される同項第3号に規定する排水施設(以下「許可排水施設」という。)に係る工事の設計及び施行については第7条第2項から第4項までの規定を、許可排水施設による下水の排除の届出については第9条の規定を準用する。

(し尿の排除の制限)

第13条 特定環境保全公共下水道へのし尿の排除は、水洗便所によらなければならない。

(公共ます等の清掃等)

第14条 公共ます、宅地内に設置されるポンプ施設又は取付管の清掃又は追加の工事を必要とする者は、管理者に申し込まなければならない。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃又は追加の工事に要する費用を負担しなければならない。

第5章 使用料等

(使用料の納入義務)

第15条 特定環境保全公共下水道を使用する者(以下「使用者」という。)は、特定環境保全公共下水道への汚水の排除を開始した時から、下水道使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。

い。

2 京都市水道事業条例(以下「水道事業条例」という。)第2条第2号に規定する共用装置(以下「共用装置」という。)の水に係る汚水を排除する使用者は、当該汚水に係る使用料について連帯して納入する義務を負う。

(1月の使用料の額)

第16条 共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月(定例日(使用者ごとに、あらかじめ管理者が定める日の毎月の応当日をいう。以下同じ。)の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、650円とする。

3 1月の従量使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 第1項の規定にかかわらず、共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときは、当該汚水に係る同項に規定する使用料の額の3倍に相当する金額以下で、管理者が定める基準により計算して得た額を当該使用料に加算する。

第17条 前条の規定にかかわらず、管理者は、共同住宅の2戸以上の住宅において、当該住宅に居住する者が1の専用装置(水道事業条例第2条第1号に規定する専用装置をいう。以下同じ。)により水の供給を受ける場合における共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額について、使用者の申請により、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とすることができる。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、650円に戸数(共同住宅において、当該共同住宅に居住する者が水の供給を受けている住宅の数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

3 1月の従量使用料は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 前条第4項の規定は、共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第17条の2 水道事業条例第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水(専用装置の水に係る汚水を除く。)に係る1月の使用料の額については、第16条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額については、水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第17条の2第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

第18条 共用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該

額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、83円に使用者数を乗じて得た額とする。

3 1月の従量使用料は、別表第4に掲げるとおりとする。

4 第16条第4項の規定は、共用装置の水に係る汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替えるものとする。

第19条及び第20条 削除

(汚水排出量の認定等)

第21条 水道の水に係る汚水(以下「水道汚水」という。)は、水道事業条例第16条第1項の規定により決定した水道の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

2 井戸汚水等(水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。)は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量(揚水量を含む。)をもってその汚水排出量とみなす。

3 前項の使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により管理者が認定する。

4 使用者は、第1項又は第2項の使用水量のうち氷雪若しくは氷菓の製造、醸造又はコンクリートの打設その他の特定環境保全公共下水道に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を管理者に申告することができる。この場合において、管理者は、その事実が証明されたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。

5 管理者は、2月(定例日の属する月の前々月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の汚水排出量の認定を行うことができる。

(計測のための装置の設置等)

第22条 管理者は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって、前項の規定により設置した装置を保管しなければならない。

(2月の使用料の額)

第23条 管理者は、第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合は、当該2月の使用料の額を算定する。

2 第16条から第18条までの規定は、前項の規定により2月の使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「650円」とあるのは「1,300円」と、同条第3項中「別表第2」とあるのは「別表第5」と、第17条第2項中「650円」とあるのは「1,300円」と、同条第3項中「別表第3」とあるのは「別表第6」と、第18条第2項中「83円」とあるのは「166円」と、同条第3項中「別表第4」とあるのは「別表第7」と読み替えるものとする。

(使用料の額の算定の特例)

第24条 使用者が汚水の排除を開始した日から起算して管理者が定める日までの期間又は管理者が定める日から起算して使用者が汚水の排除をやめた日までの期間が1箇月に満たない場合における当該期間に係る使用料の額は、当該期間を1月とみなして、第16条から第18条までの規定により算定する。

2 1月の中途において、汚水の区分(共用装置の水に係る汚水以外の汚水又は共用装置の水に係る汚水の別をいう。以下同じ。)に変更があったときの1月に係る使用料の額は、当該1月のうち排除した日

第7章 参 考 資 料

数が多い汚水の区分(排除した日数が同じであるときは、変更後の汚水の区分)に応じ、第16条から第18条までの規定により算定する。

3 第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行うこととしていた使用者について、2月の中途において汚水の排除をやめたときその他当該認定により難いときの使用料の額は、管理者が定める基準により算定する。

(使用料の納期等)

第25条 使用者は、水道汚水に係る使用料を、水道料金と併せて当該水道料金の納入期限内に納入しなければならない。

2 使用者は、井戸汚水等に係る使用料を、管理者が指定する納入期限内に納入しなければならない。

(使用料の概算額の前納)

第26条 特定環境保全公共下水道の臨時使用(工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。)に係る使用者は、管理者がその都度定める2月分の使用料の概算額を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他管理者が認める者については、この限りでない。

2 前項の使用者が汚水の排除をやめたときに納入すべき使用料は、当該使用者に係る前項の概算額により精算する。

(分担金)

第27条 排水設備又は許可排水施設を新設しようとする者(当該排水設備又は許可排水施設を既存の公共ます又は他の排水設備若しくは許可排水施設に接続する者を除く。)は、1件につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の分担金を納入しなければならない。

(1) 北部地域下水道 270,000円

(2) 京北下水道 480,000円

2 分担金は、管理者が定めるところにより、管理者が指定した期限内に納入しなければならない。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 雑則

(減免)

第28条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第14条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金を減額し、又は免除することができる。

2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の110を乗じて得た額を減額する。

3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき理由により第25条各項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第7章 罰則

(過料)

第30条 市長は、使用料の支払を免れようとした者に対して、50,000円以下の過料を科することがで

きる。

2 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の支払を免れた者に対して、その支払を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の際現に旧京北町下水道条例(以下「旧町条例」という。)第13条の規定による届出をし、又は旧町条例第14条の規定による許可を受けて旧京北町特定環境保全公共下水道施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する京北町特定環境保全公共下水道(以下「旧町施設」という。)に汚水を排除している者は、第9条第1項前段の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 第15条、第19条から第22条まで、第24条及び第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧町施設にした汚水の排除に係る使用料であって、この条例の施行の際旧町条例第17条の規定による手続がされていないものについては、施行日以後も、旧町条例第16条から第19条までの規定の例により徴収する。この場合における第28条又は第30条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「旧京北町下水道条例の規定の例により徴収する使用料」とする。

5 施行日前に旧町条例第17条の規定による手続がされた使用料については、施行日以後も、旧町条例の規定の例により徴収する。

6 第21条第1項から第3項までの規定にかかわらず、京北下水道に井戸汚水等を排出する者については、当分の間、管理者が定めるところにより算定した水量をもって、その者に係る汚水排出量とみなす。この場合において、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「附則第6項」と、「使用水量」とあるのは「水量」とする。

7 施行日前に旧京北町下水道事業分担金徴収条例の規定により徴収することとされた分担金については、施行日以後も、同条例の規定の例により徴収する。

8 施行日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、施行日以後も、旧町条例の例による。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(北部地域下水道に関する経過措置)

10 第21条第1項から第3項までの規定にかかわらず、北部地域下水道に井戸汚水等を排出する者については、当分の間、管理者が定めるところにより算定した水量をもって、その者に係る汚水排出量とみなす。この場合において、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「附則第10項」と、「使用水量」とあるのは「水量」とする。

(令の規定の引用に関する経過措置)

11 第3条の2及び第3条の3の規定の適用に関する経過措置は、令及び令の全部又は一部を改正する政令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

12 本市は、第3条の2又は第3条の3の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則(平成21年3月26日条例第72号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成23年3月31日規則第141号で平成23年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成24年11月9日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第98号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第1条中京都市公共下水道事業条例第16条の2第1項前段の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第16条の3の改正規定(「89円」を「83円」に改める部分を除く。)、第19条第2項前段の改正規定、同項後段の改正規定(「第16条の3第2項」を「第16条の4第2項」に改める部分に限る。)、第20条第1項及び第2項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第171号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道条例(以下「改正後の条例」という。)の第16条、第17条及び第18条から第20条までの規定は、平成26年5月1日(改正後の条例第21条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあつては、同年6月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月11日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(水道の使用水量の決定に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条第2号の規定による廃止前の京都市地域水道の管理に関する条例(以下「旧地域水道管理条例」という。)又は同条第3号の規定による廃止前の京都市京北地域水道の管理に関する条例(以下「旧京北地域水道管理条例」という。)の規定により給水

を受けた者(以下「旧地域水道使用者」という。)の水道の使用水量については、施行日前の期間は第3条の規定による改正前の京都市水道事業条例(以下「旧水道事業条例」という。)の規定により給水を受けたものとみなして、同条の規定による改正後の京都市水道事業条例(以下「新水道事業条例」という。)の規定により決定する。

(特定環境保全公共下水道の使用料の額の算定に関する経過措置)

11 施行日前に特定環境保全公共下水道に汚水を排除した者が納入すべき使用料の額(施行日以後最初に認定する汚水排出量に係るものに限る。)は、第10条の規定による改正前の京都市特定環境保全公共下水道条例(以下「旧特環下水道条例」という。)の規定の例により算定した額と同条の規定による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例(以下「新特環下水道事業条例」という。)の規定により算定した額とのいずれか低い額とする。

(特定環境保全公共下水道の使用料の減免に関する経過措置)

12 新特環下水道事業条例第28条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に認定する汚水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額について適用し、施行日前に認定する汚水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額については、適用しない。

(料金等の徴収等に関する経過措置)

13 施行日前に旧地域水道管理条例、旧京北地域水道管理条例及び旧特環下水道条例の規定又はこれに基づく処分により納入しなければならないこととされた料金その他の金銭であって、この条例の施行の際未納であるものについては、管理者が徴収し、減額し、又は免除するものとする。

(罰則に関する経過措置)

14 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は管理者が定める。

附 則(平成31年3月28日条例第116号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定は、平成31年11月1日(改正後の条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

排水人口	排水管の内径	排水 ^{きよ} 渠の断面積
150 人未満	100 ミリメートル以上	排水人口の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のある断面積
150 人以上 300 人未満	125 ミリメートル以上	
300 人以上 500 人未満	150 ミリメートル以上	
500 人以上	200 ミリメートル以上	

別表第2(第16条関係)

汚水排出量	従量使用料(1 立方メートルにつき)
5 立方メートルを超え、10 立方メートルまでの部分	円 10
10 立方メートルを超え、20 立方メートルまでの部分	113
20 立方メートルを超え、30 立方メートルまでの部分	116
30 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの部分	162
100 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの部分	183
200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの部分	201
500 立方メートルを超え、5, 000 立方メートルまでの部分	213
5, 000 立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業(特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。)において汚水を排除する場合の汚水排出量で 30 立方メートルを超える部分	15

別表第3(第17条関係)

汚水排出量	従量使用料(1 立方メートルにつき)
5 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
10 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
20 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、30 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
30 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、100 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183

200 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、500 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、5, 000 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
5, 000 立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第4(第18条関係)

汚水排出量	従量使用料(1立方メートルにつき)
8 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、30 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
30 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、100 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
100 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
200 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、500 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
500 立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

別表第5(第23条関係)

汚水排出量	従量使用料(1立方メートルにつき)
10 立方メートルを超え、20 立方メートルまでの部分	円 10
20 立方メートルを超え、40 立方メートルまでの部分	113
40 立方メートルを超え、60 立方メートルまでの部分	116
60 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの部分	162
200 立方メートルを超え、400 立方メートルまでの部分	183
400 立方メートルを超え、1, 000 立方メートルまでの部分	201
1, 000 立方メートルを超え、10, 000 立方メートルまでの部分	213
10, 000 立方メートルを超える部分	218
公衆浴場業(特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。)において汚水を排除する場合の汚水排出量で 60 立方メートルを超える部分	15

別表第6(第23条関係)

汚水排出量	従量使用料(1立方メートルにつき)
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 10
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	113
40立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	116
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	213
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	218

別表第7(第23条関係)

汚水排出量	従量使用料(1立方メートルにつき)
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	円 11
60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	162
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	183
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分	201
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超える部分	213

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程

平成29年3月31日 京都市上下水道局管理規程第21号（制定）

令和3年12月28日 京都市上下水道局管理規程第5号（最終改正）

（用語）

第1条 この規程において使用する用語は、京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（排水設備の計画の確認）

第2条 条例第7条第1項本文の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に図面その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2）排水設備工事を行う場所

（3）排水設備工事の種別

（4）排水管の内径、ますの位置その他の工事概要並びに水洗便所にあっては便器の種類及び数量

（5）建築物の概要

（6）条例第7条第2項の規定により指定下水道工事業者が排水設備工事の設計又は施行を行う場合にあっては、その指定下水道工事業者の氏名及び住所並びに京都市指定下水道工事業者規程第1条の2第3号に規定する責任技術者

（7）排水設備工事の着工日及びしゅん工期限

（8）前各号のほか、管理者が定める事項

（排水設備工事のしゅん工期限）

第3条 条例第7条第1項本文に規定する指定期限は、特定環境保全公共下水道の供用が開始された場合における排水設備工事については当該供用開始後3月以内とし、その他の排水設備工事についてはその都度指定する。

2 前項に規定する指定期限内に排水設備工事をしゅん工できない者は、その理由を明らかにして当該期限の延長を申請することができる。

（軽易な修繕工事）

第4条 条例第7条第1項ただし書及び同条第3項前段に規定する管理者が定める軽易な修繕工事は、次に掲げるものとする。

（1）ますの蓋又はマンホールの蓋の据付け又は取替え

（2）防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕

（3）前各号のほか、管理者が認めるもの

(排水設備の清掃の費用)

第5条 条例第8条後段に規定する排水設備の清掃の費用の額は、別に定めるところにより算定した実費額とする。

2 前項の清掃の費用は、清掃完了後30日以内に納入しなければならない。ただし、排水設備のます(管理者が設置したものを除く。)のみの清掃の費用は、清掃後直ちに納入しなければならない。

(排水設備の設置義務の免除)

第6条 管理者は、公共下水道以外の公共用水域への下水の排出が特にやむを得ないと認められる場合で、管理者が別に定める要件を満たすときは、下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可をすることができる。

(汚水の排除等の届出)

第7条 条例第9条第1項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 京都市水道事業条例第2条第2号に規定する共用装置(以下「共用装置」という。)の水に係る汚水を排除しようとする者にあつては、その共用装置に係る届出を行った者又は使用者を代表する者の氏名及び住所

(3) 排水設備の所在地

(4) 汚水の区分

(5) ポンプの種別、数量及びその揚水能力

(6) 汚水の排除を開始する予定年月日

(7) 臨時使用の場合にあつては、汚水の排除をやめる予定年月日

(8) 排水設備を使用する業態

2 条例第9条第1項後段の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容

(3) 変更予定年月日

3 条例第9条第1項後段の規定により汚水の排除をやめようとする場合の届出は、次に掲げる事項を管理者の指定する方法で届け出ることにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 汚水の排除をやめる予定年月日

(特別汚水)

第8条 条例第9条第2項前段に規定する特別汚水(以下「特別汚水」という。)は、次のいずれかに該当するもの(管理者が定める排水設備から排除されるもの(以下「生活系汚水」という。)を除く。)とする。

- (1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水
- (2) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水

2 管理者は、必要と認めるときは、条例第9条第1項前段の規定による届出をした者が排除する汚水が特別汚水に該当するかどうかについて、下水道法施行令(以下「令」という。)第6条第1項後段に規定する方法により検定を行うものとする。

(特別汚水の届出)

第9条 条例第9条第2項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 特別汚水の排除を開始した年月日

2 条例第9条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項(特別汚水の排除をやめた旨の届出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (5) 変更した年月日又は汚水の排除をやめた年月日

(特別汚水の認定)

第10条 管理者は、条例第9条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。)があり、当該届出に係る汚水の水質が、第8条に規定する特別汚水の基準に該当すると認めるときは、当該汚水が特別汚水であることにつき認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、37月を超えない範囲内において管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質(以下「認定水質」という。)及び認定期間を、当該特別汚水を排除することとなった者に通知する。

4 認定期間の満了後、認定水質と同じ水質の特別汚水の排除を継続しようとする者は、当該認定期間の満了の日以前において管理者が指定する日までに、管理者に継続して認定するよう申請しなければならない。

5 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出することにより行う

ものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 現に受けている第1項（次項において準用される場合を含む。）の規定による認定の有効期間

6 第1項から第3項までの規定は、第4項の申請があった場合について準用する。この場合において、第1項中「条例第9条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるもの)であつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）」とあるのは、「第4項の申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替える。

(除害施設の設置等を要しない下水)

第11条 条例第11条第2項に規定する管理者が定める下水は、次の各号に掲げる水質の下水であつて、その排出量が1日につき200立方メートル以下のものとする。

- (1) 温度 45度以上
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数9以上
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (6) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上
- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (8) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム以上160ミリグラム以下

2 前項に規定するもののほか、条例第11条第2項に規定する管理者が定める下水は、同条第1項第3号に規定する下水のうち、令第9条の11第1項第3号ただし書の規定に該当する水質の下水とする。

(除害施設の設置等の計画の届出)

第12条 条例第11条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（第1号に規定する事項のみを変更しようとする場合は、同号に限る。）を記載した書面に、管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、下水道法第12条の3各項、同法第12条の4、同法第12条の7又は同法第12条の8第3項の規定による届出を行った場合は、当該届出により、条例第11条第3項の規定による届出を行ったものとみなす。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第11条第1項に規定する必要な措置の内容

- (3) 条例第11条第1項に規定する下水の水質及び1日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第11条第1項に規定する必要な措置を講じた後に特定環境保全公共下水道に排除する下水の推定される水質
(行為の許可)

第13条 下水道法第24条第1項の許可を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類（図面を含む。）を提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 施設又は工作物その他の物件の概要、設置場所、設置の目的及び設置期間
- (3) 前号の物件に係る工事の概要並びに工事の施行者の氏名及び住所
(特別放流の届出)

第14条 条例第12条第2項において準用する条例第9条の規定による下水の排除の届出については、第7条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項第3号及び第8号中「排水設備」とあるのは「排水施設」と読み替えるものとする。
(特別汚水に係る使用料の加算額)

第15条 条例第16条第4項（条例第17条第4項、条例第17条の2第3項及び条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水の量(条例第9条第2項に規定する届出(特別汚水の排除をやめた旨の届出を除く。))を行った者が排出する条例第21条第1項に規定する汚水排出量(同条第4項の規定により、同条第1項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量)及び同条第2項に規定する汚水排出量(同条第4項の規定により、同条第2項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量)の合計量をいう。以下この条において同じ。)が1月当たり750立方メートル未満(同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル未満)である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、零とすること。
- (2) 汚水の量が1月当たり750立方メートル以上(同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル以上)である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、加算前使用料額(特別汚水に係る条例第16条第1項(条例第17条の2第1項において準用する場合を含む。))に規定する合計額、条例第17条第1項に規定する合計額若しくは条例第18条第1項に規定する合計額又は条例第17条の2第2項に規定する使用料の額(100分の110を乗じる前の額)をいう。)に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数(汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすること。

汚水濃度指数	率
240未満	0.063

240以上480未満	0.124
480以上720未満	0.248
720以上960未満	0.372
960以上1,200未満	0.496
1,200以上1,440未満	0.620
1,440以上1,680未満	0.744
1,680以上1,920未満	0.868
1,920以上2,160未満	0.992
2,160以上2,400未満	1.116
2,400以上2,640未満	1.240
2,640以上2,880未満	1.364
2,880以上3,120未満	1.488
3,120以上3,360未満	1.612
3,360以上3,600未満	1.736
3,600以上3,840未満	1.860
3,840以上4,080未満	1.984
4,080以上4,320未満	2.108
4,320以上4,560未満	2.232
4,560以上4,800未満	2.356
4,800以上5,040未満	2.480
5,040以上5,280未満	2.604
5,280以上5,520未満	2.728
5,520以上5,760未満	2.852
5,760以上	3.000

2 前項第2号の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定は、条例第23条第2項において条例第16条第4項の規定を準用する場合について準用する。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置の水に係る汚水の使用料の額)

第16条 条例第17条の2第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第1に掲げる従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量に係る使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

(井戸汚水等の排出量の認定)

第17条 条例第21条第3項の規定による使用水量の認定は、条例第22条第1項に規定する計測のための装置によるほか、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状態その他の事項を考慮して行う。

(使用料の納入期限)

第18条 条例第25条第2項に規定する使用料の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書により納付する場合は、納入通知書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。

(2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納付する場合は、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信した日から起算して10日を経過した日とする。

(3) 口座振替による場合は、条例第16条第1項に規定する定例日の属する月の翌月の17日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納入期限が、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

(使用料の額の算定の特例)

第19条 条例第24条第3項に規定する使用料の額は、定例日から汚水の排除をやめた日までの期間その他の事情を考慮して算定する。

(染色整理業に係る使用料の減額)

第20条 管理者は、次の各号に該当すると認めたときは、条例第28条第1項の規定に基づき、使用料を減額する。

(1) 染色整理業を営む者で、別に定める申請書を提出した者

(2) 主として、その作業工程で生じた1月の汚水排出量が100立方メートルを超える者

(3) 使用料を納入期限から20日以内に納入している者

(4) 下水道法第37条の2の規定に基づく命令等又は同法第38条の規定に基づく処分等を受けていない者

(5) 京都市水道事業条例施行規程第13条第1項第3号に規定する者

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに該当しない場合であっても特に必要と認めたときは、使用料を減額することがある。

3 前2項の規定に基づく減額措置後の1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第5項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 1月の基本使用料は、650円とする。

5 1月の従量使用料は、別表第3に掲げるとおりとする。

6 第1項及び第3項から前項までの規定は、隔月に汚水排出量の認定を行う場合の使用料の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「100立方メートル」とあるのは「200立方メートル」と、第3項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、第4項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「650円」とあるのは「1,300円」と、前項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第3」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(分担金)

第21条 分担金は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

(1) 一時に全額を納入する方法

全額を次に掲げる公共下水道の区分に応じ、それぞれ次に掲げる回数に分割して納入する方法

ア 北部地域下水道 18回

イ 京北下水道 6回

2 前項第2号に掲げる方法により分担金を納入する場合における第2回以後の各回の納入期限は、次の各号に掲げる公共下水道の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 北部地域下水道 直前の納入期限の翌日から起算して2箇月以内

(2) 京北下水道 直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内

3 管理者は、第1項第2号に掲げる方法により分担金を納入する者が分担金を滞納したときその他特別の理由があると認めるときは、納入期限前においても、未納の分担金の全部又は一部を徴収することができる。

(使用料等の減免)

第22条 条例第28条の規定により、条例第14条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

2 この規程の施行の日前に廃止前の京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日上下水道局管理規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)第15条第1項の規定は、令和元年11月1日(京都市特定環境保全公共下水道事業条例第21条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する污水排出量に係る特別污水に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る特別污水に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第16条第1項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後に規程第20条第3項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る減額措置後の使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る減額措置後の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月28日上下水道局管理規程第5号)

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

別表第1 (第16条関係)

水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料 (1立方メートルにつき)
1	10立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量(以下「選択された水量」という。)を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	円 10
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	113
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	116
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	162

5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	183
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	201
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	213
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第2（第16条関係）

京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量使用料（1立方メートルにつき）
1	20立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数（以下「使用者数」という。）を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	円 10
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、40立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	113
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	116
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	162
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メー	183

	トルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	201
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	213
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	218

別表第3（第20条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	円 10
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	143
500立方メートルを超える部分	180

別表第4（第20条関係）

汚水排出量	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	円 10
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113
40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	143
1,000立方メートルを超える部分	180

建 築 基 準 法 (抄)

昭和25年5月24日 法律 第201号 (制定)

令和4年6月17日 法律 第69号 (最終改正)

(敷地の衛生及び安全)

第19条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便 所)

第31条 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

建 築 基 準 法 施 行 令 （ 抄 ）

昭和25年11月16日 政令第338号（制定）

令和4年12月16日 政令第381号（最終改正）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- （1）コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- （2）構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- （3）第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- （4）圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- （5）水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- （6）地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- （7）給水管、配電管その他の管が、第112条第20項の準耐火構造の防火区画、第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項若しくは第4項から第6項まで、同条第7項（同条第8項の規定により床面積の合計2百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計5百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第10項（同条第8項の規定により床面積の合計2百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計5百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第18項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁若しくは防火床にあつては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあつては45分間

防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(8) 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

(1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

(2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

(3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

(4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

(5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）

（通称「ビル管理法」）

昭和45年4月14日 法律第20号（制定）

令和4年6月17日 法律第68号（最終改正）

（目 的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

「政令」＝本法施行令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

昭和45年10月12日 政令 第304号（制定）

令和3年12月24日 政令 第347号（最終改正）

（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第3号において「第1条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が8千平方メートル以上のものとする。

- （1）興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- （2）店舗又は事務所
- （3）第1条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- （4）旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。2において同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

1. 浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
2. 一酸化炭素の含有率	100万分の6以下
3. 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下
4. 温度	1 18度以上28度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5. 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
6. 気流	0.5メートル毎秒以下
7. ホルムアルデヒドの量	空気1m ³ につき0.1ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第1号から第3号まで、第6号及び第7号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に

適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

(2) 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

(3) 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

昭和50年12月20日建設省令第1597号（制定）

平成22年3月29日国土交通省告示第243号（最終改正）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 給水管

イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

2 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

（1）外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

（2）給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

（3）内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

（4）内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

（い）内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

（ろ）直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

（5）（4）のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

（6）圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

（7）最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

（8）圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

（9）給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料

水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合については、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 減菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

2 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に解放すること。

3 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては、5センチメートル以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

4 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

5 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

6 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（イ）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第1号ロを除く。）並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

附 則（昭和57年建設省告示第1674号）

この告示は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則（昭和62年建設省告示第1924号）

この告示は、昭和62年11月16日から施行する。

附 則（平成12年建設省告示第1406号）

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日国土交通省告示第243号）

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

昭和46年1月21日 厚生省令 第2号（制定）
令和3年12月24日 厚生労働省令 第199号（最終改正）

（排水に関する設備の掃除等）

第4条の3 特定建築物維持管理権原者は、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期に、行わなければならない。

2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

注 2項の「別に定め」＝中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準

消 防 法 施 行 規 則 （ 抄 ）

昭和36年 4月 1日 自治省令 第 6 号（制定）

令和4年3月31日 総務省令 第 28 号（最終改正）

第17条第5項 駐車の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 1 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かつて100分の2以上の勾配をつけること。
- 2 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ10センチメートル以上の区画境界堤を設けること。
- 3 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- 4 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。
- 5 排水溝は、長さ40メートル以内ごとに一個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- 6 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

道 路 法

昭和 27 年 6 月 10 日法律 第 180 号（制定）

令和 4 年 6 月 17 日法律 第 68 号（最終改正）

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 3 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 7 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 1 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 2 道路の占用の期間
 - 3 道路の占用の場所
 - 4 工作物、物件又は施設の構造
 - 5 工事实施の方法
 - 6 工事の時期
 - 7 道路の復旧方法
- 3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第 3 6 条 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）、工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）、鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和 4 5 年法律第 7 1 号）、ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者（同項第 3 号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の 1 月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

- 2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第 3 3 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えなければならない。

注 1 項ただし書・2 項の「政令」＝本法施行令 9 条—1 8 条

道 路 交 通 法

昭和 3 5 年 6 月 2 5 日 法 律 第 1 0 5 号 (制定)

令和 4 年 6 月 1 7 日 法 律 第 6 8 号 (最終改正)

(道路の使用の許可)

第 7 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 1 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 2 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 3 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 4 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

(以下省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

昭和45年12月25日 法 律 第137号（制定）

令和4年6月17日 法 律 第68号（最終改正）

（目 的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

2 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第13条の2第1項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第12条の3第1項に規定する事業者、同条第3項に規定する運搬受託者及び同条第4項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

(以下省略)

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(以下省略)

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(以下省略)

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(事業者の処理)

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物（省略）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（省略）に従わなければならない。

(以下省略)

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

悪臭防止法

昭和46年6月1日 法律 第91号（制定）

令和4年6月17日 法律 第68号（最終改正）

（定 義）

第2条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、環境省令で定めるところより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

（規制基準）

第4条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

- 1 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業所から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 2 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許可限度を基準として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 3 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物質の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

- 1 省略
- 2 省略

3 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

（国民の責務）

第14条 何人も、住居が集中している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する

施策に協力しなければならない。

(水路等における悪臭の防止)

第16条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第17条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の協力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

環境基本法

平成 5 年 1 1 月 1 9 日法律第 9 1 号（制定）

令和 3 年 5 月 1 9 日法律第 3 6 号（最終改正）

（目的）

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第21条第1項第1号において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（国民の責務）

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

京都市指定下水道工事業者規程

平成 10 年 3 月 26 日上下水道事業管理規程第 13 号（制定）

令和 3 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 20 号（最終改正）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、京都市公共下水道事業条例（以下「公共下水道条例」という。）第 7 条の規定に基づき、指定下水道工事業者に関して必要な事項を定めることにより、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第 1 条の 2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備工事 公共下水道条例第 5 条第 1 項及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「特環下水道条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する排水設備工事をいう。
- （2）指定下水道工事業者 公共下水道条例第 5 条第 2 項及び特環下水道条例第 7 条第 2 項に規定する指定下水道工事業者をいう。
- （3）責任技術者 京都府下水道協会長（以下「協会長」という。）が、排水設備工事の設計、施行等に関し知識及び技能を有する者として認め、下水道排水設備工事責任技術者として登録した者をいう。

第 2 章 指定下水道工事業者

第 1 節 指定下水道工事業者の指定等

（指定の申請）

第 2 条 排水設備工事の設計及び施行の事業を行おうとする者は、管理者に対し、指定下水道工事業者としての指定をするよう申請するものとする。

2 前項の申請は、管理者が指定する期日までに京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて、管理者に提出することにより行うものとする。

- （1）個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- （2）法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）、定款の写し、代表者の住民票の写し及び経歴書
- （3）営業所平面図・付近見取図（様式第 2 号）及び営業所の写真
- （4）前項の申請をした者（以下「申請者」という。）及び申請者に専属して雇用される者（申請者が法人の場合はその役員を含む。以下「専属従業員」という。）のうち、責任技術者であるものの名簿（様式第 3 号）
- （5）前号において責任技術者である専属従業員がある場合は、申請者とその者との雇用関係を証する書類
- （6）申請者及び専属従業員のうち、責任技術者であるものに対し、協会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し
- （7）排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していることを証する書類（様式第 4 号）並びに

写真

(8) 誓約書(様式第5号)

(9) その他管理者が必要と認めるもの
(指定の基準)

第3条 管理者は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定下水道工事業者として指定するものとする。ただし、経営内容その他について、指定下水道工事業者として不適当であると管理者が認めたときは、この限りではない。

- (1) 申請者及び専属従業員において、責任技術者が1名以上あること。
- (2) 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していること。
- (3) 京都府域内に営業所を設け、現に営業している者であること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。

イ 申請者が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。

ウ 申請者が、責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者であること。

エ 申請者が、第7条の規定に基づき、指定下水道工事業者の指定を取り消されてから2年を経過していないこと。

オ 過去3年間に下水道に関する法令、条例、規則又は規程(以下「関係法令等」という。)に違反したことがないこと。

カ 申請者が、その業務に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれ又は指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させるおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由を有していること。

キ 法人の申請者であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者がいること。

(5) その他別に定める基準に該当していること。

2 前項第4号ウに該当する場合で、申請者が法人であるときは、その代表者は、同規定に掲げる期間内において、個人又は他の法人の代表者として指定下水道工事業者の指定を受けることができない。
(標準処理期間)

第3条の2 管理者は、第2条第1項の規定による申請があったときは、管理者が別に定める日から2月以内に、申請者が前条第1項各号に適合しているか否か決定するものとする。

(指定下水道工事業者証)

第4条 管理者は、第3条第1項の規定により申請者を指定下水道工事業者に指定したときは、当該申請者に対し、京都市指定下水道工事業者証(様式第6号。以下「指定下水道工事業者証」という。)を交付する。

2 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者証をその営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに指定下水道工事業者証再交付申請書(様式第7号)を管理者に提出して指定下水道工事業者証の再交付を受けなければならない。

4 指定下水道工事業者は、第7条第2項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに指定下水道

工事業者証を管理者に返納しなければならない。同項の規定により指定の効力を一時停止されたときも、その期間中について、同様とする。

(指定の有効期間)

第5条 指定の有効期間は、指定下水道工事業者としての指定を受けた日から起算して4年が経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、これを短縮することがある。

(指定の時期)

第6条 指定下水道工事業者の指定は、管理者が必要と認めるときに行う。ただし、現に指定を受けている指定下水道工事業者からその営業の全部を承継したと管理者が認めた者の指定は、随時行う。

(指定の取消し等)

第7条 管理者は、指定下水道工事業者から第9条第1項の届出（休止の場合を除く。）を受けたときは、指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定下水道工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で指定の効力を停止することができる。

(1) 関係法令等に違反したとき。

(2) その業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき、指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させる行為があるときその他管理者が指定下水道工事業者として不適当と認めたとき。

(3) その他不都合な行為があったとき。

3 前2項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により生ずる損害については、市は、その責めを負わない。

(指定の効力停止の効果)

第8条 指定下水道工事業者は、前条第2項の規定により指定の効力を停止する処分を受けたときは、その期間中、排水設備工事を行うことができない。

(指定の辞退等)

第9条 指定下水道工事業者は、第3条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき、又は指定下水道工事業者としての営業を廃止若しくは休止したときは、当該事由の生じた日から30日以内に管理者に指定下水道工事業者指定辞退等届（様式第8号）を提出するとともに指定下水道工事業者証を返納（休止の場合にあっては当該休止期間中における一時返納）しなければならない。

2 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者としての営業を再開しようとするときは、再開しようとする日の10日前までに管理者に指定下水道工事業者指定辞退等届（様式第8号）を提出しなければならない。

3 指定下水道工事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由の生じた日から30日以内に指定下水道工事業者指定事項変更届（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 営業所を移転したとき。

(4) 本店を移転したとき。

- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 電話番号又はファックス番号を変更したとき。
- (有効期間の更新の指定)

第10条 指定の有効期間満了後引き続き指定を受けようとする者は、有効期間の更新の指定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による有効期間の更新の指定を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書（様式第1号）に第2条第2項各号に掲げる書類及び写真を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 第3条から前条までの規定は、第1項の規定による有効期間の更新の指定について準用する。この場合において、第3条の2中「第2条第1項」とあるのは「第10条第2項」と、第4条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、第5条中「指定下水道工事業者としての指定を受けた日」とあるのは「有効期間の更新の指定を受けた日」と読み替える。

(指定下水道工事業者の責務及び遵守事項)

第11条 指定下水道工事業者は、関係法令等のほか管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を行わなければならない。

- 2 指定下水道工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は適正に施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 不当に高額の仕事費を要求し、又は受けてはならない。
 - (4) 工事の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (5) 指定下水道工事業者としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。
 - (6) 工事は、公共下水道条例第5条第1項又は特環下水道条例第7条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (7) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するように努めなければならない。

第2節 指定下水道工事業者の団体

(指定下水道工事業者の団体)

第12条 指定下水道工事業者が団体（以下「工事業者団体」という。）を結成し、この団体をその団体員である指定下水道工事業者の業務に関する上下水道局との連絡機関としようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(団体の承認申請)

第13条 前条による承認を受けようとする工事業者団体は、京都市指定下水道工事業者団体承認申請書（様式第10号）に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 団体名

- (2) 代表者及び役員の氏名
- (3) 事務所所在地
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 規約又は定款
- (2) 団体員である指定下水道工事業者の氏名又は名称
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下本号において「私的独占禁止法」という。）

第8条第2項により公正取引委員会に届け出たことを証する書面。ただし、工事業者団体が特別の法律により私的独占禁止法の規定の適用を除外された事業者団体であるときは、この限りではない。

（変更等の届出）

第14条 第12条による承認を受けた工事業者団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は団体を解散したときは、変更又は解散のあった日から30日以内に指定下水道工事業者団体変更・解散届（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項の申請書に記載した事項
 - (2) 前条第2項各号に掲げる書類に係る事項
- （承認の取消し）

第15条 管理者は、第12条による承認を受けた工事業者団体の役員又はその団体員である指定下水道工事業者に関係法令等に違反する行為があった場合、又は特に必要があると認めた場合は、その承認を取り消すことができる。

第3章 責任技術者

（責任技術者の責務）

第16条 責任技術者は、関係法令等のほか管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行（当該工事に係る監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、排水設備工事に係る業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯しなければならない。

（登録の取消し等に関する請求）

第17条 管理者は、責任技術者が各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で登録の効力を停止することを、協会長に求めることができる。

- (1) 関係法令等に違反したとき。
- (2) その業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき、責任技術者としての信用を著しく失墜させる行為があるときその他管理者が責任技術者としてふさわしくないと認めたとき。

第18条から第24条まで 削除

第4章 工事

（工事の設計及び施行に関する技術上の管理）

第25条 指定下水道工事業者は、責任技術者をもって工事の設計及び施行をしなければならない。

（工事の監督）

第26条 指定下水道工事業者が排水設備工事を施行するときは、これを監督させるため、責任技術者1名を工事現場に常駐させなければならない。

(軽易な修繕工事の施行)

第27条 京都市公共下水道事業条例施行規程第3条又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第4条に規定する軽易な修繕工事の申込みを受けた指定下水道工事業者は、遅滞なく、これを施行しなければならない。

(検査)

第28条 指定下水道工事業者は、排水設備工事がしゅん工したときは、10日以内にしゅん工届(様式第12号)を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、管理者が責任技術者の立会いを要請したときは、これに従わなければならない。

2 指定下水道工事業者は、前項の検査に不合格となった場合には、管理者が指定する期日までに改修しなければならない。

(検査の費用)

第29条 公共下水道条例第5条第3項(公共下水道条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び特環下水道条例第7条第3項に規定する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 指定下水道工事業者は、管理者が別に定める期日までに前項の費用を納入しなければならない。

(無償修繕)

第30条 工事しゅん工後1年以内に故障を生じたときは、当該工事を行った指定下水道工事業者は、無償でこれを修繕しなければならない。ただし、その故障が公共下水道条例第9条の排水設備設置義務者若しくは使用者の故意若しくは過失、第三者の加害又は天災地変によるものであるときは、この限りではない。

第5章 公示

(公示)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

(1) 指定下水道工事業者を新たに指定したとき。

(2) 指定下水道工事業者の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

(3) 指定下水道工事業者から第9条第1項又は第2項若しくは第3項第1号から第3号までの規定による届出があったとき。

第6章 雑則

(監査)

第32条 管理者は、必要に応じ、次に掲げる事項について指定下水道工事業者及び工事業者団体の業務監査を行うものとする。

(1) 営業所の状況

(2) 排水設備工事の施行状況

(3) 従業員の雇用関係

(4) 事務処理状況

(5) その他管理者が必要と認める事項

(事務連絡会)

第32条の2 管理者は、指定下水道工事業者による排水設備工事の適切な施行を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

第7章 参 考 資 料

- 2 指定下水道工事業者（指定下水道工事業者が法人であるときは、指定下水道工事業者の代表者又は当該指定下水道工事業者に専属する責任技術者）は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。（その他）

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
（京北町の区域の編入に伴う経過措置）
- 2 京北町の区域の編入の際現に旧京北町下水道排水設備指定工事業者規則（以下「旧町規則」という。）第3条の規定により指定されている者は、第2条第1項の規定により京都市指定下水道工事業者として指定されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前の旧町規則第7条の規定による指定の有効期間は、第5条の規定による指定の有効期間とみなす。
- 4 施行日前に旧町規則の規定により旧町に対してなされている申請、届出その他の行為は、この規程の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 施行日前に旧町規則の規定により旧町がした取消しその他の処分は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 施行日前にした旧町規則に違反する行為に対する処分の適用については、施行日以後も旧町規則の例による。

附 則（平成11年11月25日上下水道事業管理規程第10号）

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成11年11月30日上下水道事業管理規程第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成12年3月16日上下水道事業管理規程第20号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月26日上下水道事業管理規程第10号）

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日上下水道企業管理規程第21号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日上下水道企業管理規程第34号）

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年4月1日上下水道企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日上下水道局管理規程第25号）

（施行期日）

第7章 参 考 資 料

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成23年10月3日上下水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日上下水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 旧貸付規程、旧奨励金交付規程及び第6条の規定による改正前の京都市指定下水道工事業者規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

2 改正前の京都市指定下水道工事業者規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和元年11月15日上下水道局管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日上下水道局管理規程第20号）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表（第29条関係）

検査に要する費用（1申請につき）

工事の区分	検査料	適要
接続ます設置工事 (管理者が設置するものを除く。)	160円	ます1個につき徴収
水洗便所工事を含む排水設備工事	1,600円	
浄化槽接続替工事その他上記以外の排水設備工事	800円	
新築家屋の水洗便所を含む排水設備工事	500円	

京都市水洗便所設置奨励金交付規程

昭和 41 年 6 月 23 日水道局管理規程第 3 号（制定）
令和 3 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 19 号（最終改正）

（目的）

第 1 条 この規程は、下水道法第 2 条第 8 号に定める処理区域内において水洗便所を設置する者に対し、市が予算の範囲内で、水洗便所設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを目的とする。

（交付対象）

第 2 条 奨励金は、居住の用に供する家屋において、くみ取便所から水洗便所に改造するために行う工事（以下「水洗化改造工事」という。）をした者又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するために行う工事（以下「し尿浄化槽からの接続替工事」という。）をした者で、京都市公共下水道事業条例第 5 条第 3 項又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例第 7 条第 3 項に定める検査（以下「検査」という。）に合格した場合に、当該工事をした者に交付する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の交付の対象としない。

- （1）京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づく貸付金を借り受けた者
- （2）国、地方公共団体及び法人

（奨励金の額及び交付時期）

第 3 条 奨励金の額及び交付の時期は、次の表に掲げるところによる。ただし、奨励金の額は水洗化改造工事又はし尿浄化槽からの接続替工事に要する費用の合計額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を超えることができない。

区分	奨励金の額	交付時期
水洗化改造工事	2 6 , 0 0 0 円	検査合格後
し尿浄化槽からの接続替工事	1 2 , 5 0 0 円	検査合格後

（交付の申請）

第 4 条 条例第 9 条に規定する市長等が定める期日は、水洗化改造工事又はし尿浄化槽からの接続替工事がしゅん工した日から起算して 1 年を経過する日とする。

2 条例第 9 条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、水洗便所設置奨励金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）とする。

3 条例第 9 条に規定する市長等が必要と認める書類は、工事精算書その他管理者が必要と認める書類とする。

（標準処理期間）

第 5 条 条例第 1 0 条に規定する決定は、申請書が事務所に到達した日から起算して 2 0 日以内にしなければならない。

（交付の決定等の通知）

第 6 条 条例第 1 2 条第 1 項に規定する文書は、水洗便所設置奨励金交付決定通知書（第 2 号様式）と

する。

- 2 条例第12条第2項に規定する文書は、水洗便所設置奨励金不交付決定通知書（第3号様式）とする。

（施行の細目）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月26日水道局管理規程第17号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月24日水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月3日上下水道事業管理規程第5号） 抄

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年9月1日上下水道事業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日上下水道事業管理規程第20号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則（昭和55年4月15日上下水道事業管理規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和55年4月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の京都市水洗便所設置奨励金交付規程の規定は、昭和55年4月15日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用し、同日前の排水設備工事計画の確認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月26日上下水道事業管理規程第11号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則（平成8年3月28日上下水道事業管理規程第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第4条及び京都市水洗便所設置奨励金交付規程第3条の規定は、この規程の施行日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則（平成11年11月30日上下水道事業管理規程第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成16年4月1日上下水道企業管理規程第15号)

この規程は、公布の日に施行する。

附 則 (平成22年3月31日上下水道局管理規程第17号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日上下水道局管理規程第27号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日上下水道局管理規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 改正後の京都市水洗便所設置奨励金交付規程の規定は、施行日以後に同規程第4条の規定による申請がされたものについて適用する。

(経過措置)

5 施行日前に京都市特定環境保全公共下水道水洗便所設置奨励金交付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正前の京都市水洗便所設置奨励金交付規程（次項において「旧奨励金交付規程」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

7 旧奨励金交付規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日上下水道事業管理規程第19号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程

昭和 39 年 3 月 26 日水道局管理規程第 9 号（制定）

令和 3 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 15 号（最終改正）

（目的）

第1条 この規程は、下水道法第2条第8号に定める処理区域内において水洗便所を築造する者に対し、市が予算の範囲内で、その工事に要する資金（以下「資金」という。）の貸付けを行うことについて、必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを目的とする。

（貸付対象工事）

第2条 資金の貸付けの対象となる工事は、くみ取便所（し尿浄化槽を除く。）から水洗便所に改造するために行う工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 大便器及び小便器各1個又は兼用便器1個、これらに付属する洗浄用具並びに手洗器1個の新設工事
- (2) 前号の工事に伴う洗浄設備の新設工事
- (3) 第1号の工事に伴う排水管及びますの新設、増設又は改造の工事
- (4) 前号の工事に必要な土間復旧工事
- (5) その他管理者が定める雑工事

2 前項第1号の工事において使用する便器、洗浄用具及び手洗器は、管理者が別に定める基準を満たすものでなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 第1項の工事のほか、既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するために行う工事で、次に掲げるものについても、資金の貸付けの対象とすることができる。

- (1) し尿浄化槽1基の廃止工事
- (2) 前号の工事に伴う排水管及びますの新設、増設又は改造の工事
- (3) 前号の工事に必要な土間復旧工事

（貸付対象者）

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、前条に定める工事の費用を一時に負担することが困難な者で、第6条に規定する申請時点において次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 京都市内に住所を有すること。
- (2) 貸付けを受けた資金（以下「貸付金」という。）の償還について十分な支払能力があると認められること。
- (3) 市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を賦課されている者にあつては、その滞納がないこと。
- (4) 本市の水道料金又は下水道使用料の納入義務を負う者にあつては、その滞納がないこと。
- (5) 京都市特定環境保全公共下水道事業条例第27条第1項に規定する分担金の納入義務を負う者（京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第21条第1項第2号の規定により分割して納入している者を含む。）にあつては、その滞納がないこと。

（貸付限度額）

第4条 貸付金の額は、第2条第1項又は同条第3項の工事につき、それぞれ同項各号に掲げる工事に

要する費用の合計額の範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 第2条第1項の工事

ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事	400,000円
イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事	450,000円
ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事	500,000円
エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事	550,000円
オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事	600,000円

(2) 第2条第3項の工事

ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事	200,000円
イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事	250,000円
ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事	300,000円
エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事	350,000円
オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事	400,000円

2 貸付金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(償還方法)

第5条 貸付金の償還期限は、貸付金を交付した月の翌月から起算して、第2条第1項の工事については40月、同条第3項の工事については20月を経過する日を超えない範囲で管理者が決定するものとする。

2 貸付金の償還方法は、月賦償還とする。ただし、償還期限前において繰上償還することができる。

3 貸付金は、無利息とする。

4 管理者は、貸付金が納期限までに償還されないときは、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、償還額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金を当該償還額に加算して徴収する。ただし、当該納期限までに納入できなかったことについて、生活困窮その他の特別の事情があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

5 前項に規定する年当たりの割合は、じゅんねん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 管理者は、第1項に規定する償還期限までに貸付金を償還することが生活困窮その他の特別の事情により困難であると認める者に対し、その者の申請により償還期限を延長することができる。

(貸付の申請)

第6条 貸付金の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に京都市公共下水道事業条例第5条第1項又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例第7条第1項の規定による排水設備工事計画の確認を受けるとともに、連帯保証人1名を定め、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 水洗便所築造工事資金貸付申請書（様式第1号）

(2) その他管理者が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、前条に規定する申請時点において次に掲げる要件を備える者でなければなら

い。ただし、第1号の要件を満たさない者であっても、管理者が特に必要と認める場合には、連帯保証人となることができる。

- (1) 京都府内に住所を有すること。
- (2) 一定の職業を有し、又は相当の資産を有する者で、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (3) 市町村民税を賦課されており、かつ、その滞納がないこと。
- (4) 本市の水道料金又は下水道使用料の納入義務を負う者にあつては、その滞納がないこと。
- (5) 京都市特定環境保全公共下水道事業条例第27条第1項に規定する分担金の納入義務を負う者（京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第21条第1項第2号の規定により分割して納入している者を含む。）にあつては、その滞納がないこと。

2 管理者は、前項各号に定める連帯保証人の資格の審査に当たり必要があると認めるときは、その資格を証明する書類を提出させることがある。

3 連帯保証人が、第1項に掲げる事項を満たさなくなり、その資格を失い、又は死亡したときは、新たに連帯保証人を定め、管理者の承認を受けなければならない。

4 管理者の連帯保証人に対する履行の請求は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）に対しても、その効力を生ずるものとする。

（貸付承認等）

第8条 管理者は、第6条の規定による申請があつたときは、これを審査し、同条各号に規定する書類が事務所に到達した日から起算して20日以内に、貸付けの承認及び貸付金の概算額又は貸付けの不承認を決定するものとする。

2 前項の規定による承認及び貸付金の概算額の決定をしたときは、その旨を水洗便所築造工事資金貸付承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による不承認の決定をしたときは、その旨を水洗便所築造工事資金貸付不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条の2 前条第2項に定める承認及び決定の通知を受けた者（以下「貸付承認者」という。）は、前条第1項の規定による貸付けの承認を受けた工事（以下「貸付承認工事」という。）が完了したときは、京都市指定下水道工事業者規程第28条に規定するしゅん工届に工事精算書を添えて、管理者に報告しなければならない。

（貸付金の交付）

第9条 管理者は、貸付承認工事で、京都市公共下水道事業条例第5条第3項又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例第7条第3項に定める検査に合格したものについて貸付金額及び償還期限等を決定し、貸付金を交付するものとする。

2 前項に定める決定は、水洗便所築造工事資金貸付決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、当該通知を受けた者及び連帯保証人は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 水洗便所築造工事資金借用書（様式第5号）
- (2) その他管理者が必要と認めるもの

（届出義務）

第10条 貸付承認者、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当したとき、貸付承認者、借受人又は連帯保証人は、水洗便所築造工事資金貸付届出事項変更届（様式第6号）により、直ちにその

旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 水洗便所築造工事資金貸付申請書（様式第1号）の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 仮差押、保全差押、差押、競売の申立又は破産手続開始の決定を受けたとき。

（貸付承認の取消等）

第11条 管理者は、貸付承認者、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（第2号については、連帯保証人が該当すると認めるときを含む。）は、当該決定を取り消し、又は未償還の貸付金を一時に返還させることがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由がなく、貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 貸付金を貸付承認工事以外の用途に使用したとき。
- (4) 仮差押、保全差押、差押、競売の申立又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (6) その他この規程に違反したとき。

（施行の細目）

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 （昭和40年11月25日水道局管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和41年6月23日水道局管理規程第4号）

この規程は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 （昭和41年10月27日水道局管理規程第14号）

この規程は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則 （昭和41年12月26日水道局管理規程第17号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 （昭和44年7月10日水道局管理規程第9号）

この規程は、昭和44年8月15日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和46年6月24日水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和47年4月3日上下水道事業管理規程第5号） 抄

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和48年5月31日上下水道事業管理規程第3号）

この規程は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 （昭和50年10月14日上下水道事業管理規程第6号）

この規程は、昭和50年10月16日から施行する。

第7章 参 考 資 料

附 則 （昭和52年1月27日上下水道事業管理規程第20号）

この規程は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則 （昭和52年10月31日上下水道事業管理規程第11号）

この規程は、昭和52年11月1日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和53年3月30日上下水道事業管理規程第19号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和55年3月6日上下水道事業管理規程第14号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 （昭和56年1月29日上下水道事業管理規程第12号）

この規程は、昭和56年2月2日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和57年4月22日上下水道事業管理規程第4号）

この規程は、昭和57年5月1日から施行し、同日以後に条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和58年1月31日上下水道事業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和62年3月26日上下水道事業管理規程第11号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （昭和62年9月10日上下水道事業管理規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第5条第3項の規定は、施行日以後に徴収する延滞金から適用する。

附 則 （平成元年1月20日上下水道事業管理規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年3月28日上下水道事業管理規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第4条及び京都市水洗便所設置奨励金交付規程第3条の規定は、この規程の施行日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから適用する。

附 則 （平成11年11月30日上下水道事業管理規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成14年3月28日上下水道事業管理規程第10号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日上下水道企業管理規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日上下水道局管理規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成23年3月31日上下水道局管理規程第26号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日上下水道局管理規程第3号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月31日上下水道局管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の規定は、この規程の施行日以後に第6条の規定による申請がされたものについて適用する。

附 則 (平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程(本項において「新貸付規程」という。)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新貸付規程第6条の規定による申請がされたものについて適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に京都市京北特定環境保全公共下水道水洗便所築造工事資金貸付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、第3条の規定による改正前の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程(次項において「旧貸付規程」という。)の相当規定によってしたものとみなす。

- 4 旧貸付規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日上下水道局管理規程第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程(本項において「新貸付規程」という。)の規定は、この規程の施行の日以後に新貸付規程第6条の規定による申請がされたものについて

適用する。

（経過措置）

3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

私道内下水道整備に関する規程

平成6年3月10日上下水道事業管理規程第8号（制定）
平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号（最終改正）

私道内下水道整備に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、私道内への公共下水道の布設及び私道内共同排水設備の設置に係る工事費の助成に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、私道内における下水道整備を促進し、もって公共用水域の水質の保全及び水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）私道 道路法第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び通路をいう。
- （2）通り抜け私道 私道のうち通り抜けられるものをいう。
- （3）袋小路 私道のうち行き止まりのものをいう。
- （4）構内敷地の道路 次に掲げるものの通路をいう。

ア 公団住宅、府市営住宅、公社住宅の敷地内

イ 団体、会社等の従業員住宅（官公舎、社宅）の敷地内

ウ 社寺の関係者のみが居住する境内

- （5）新規造成地内の道路 開発行為等により新規に造成した敷地内の道路をいう。
- （6）私道内共同排水設備 私道に面する家屋から排除される下水を公共下水道に流入させるために、当該私道の所有者（所有権以外の権原に基づき当該私道を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）が共同で設置する排水設備をいう。

（実施の原則）

第3条 私道内においては、原則として所有者が自己の負担により排水設備の設置及び維持管理を行うべきものであるが、第1条の目的を達するため、次条以下に定めるところにより、本市において私道内に公共下水道を布設するとともに、私道内共同排水設備の設置に係る工事費を助成する。

（公共下水道布設の対象となる私道）

第4条 前条の規定による公共下水道の布設の対象となる私道は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）京都市公共下水道事業条例第1条に規定する公共下水道事業（以下「京都市公共下水道事業」という。）の事業計画区域内における下水道管の布設計画がある私道（構内敷地の道路及び新規造成地内の道路を除く。）であって、それに面して現に居住する家屋が2戸以上あるもの。ただし、公共下水道の布設工事の施行又は維持管理が困難な私道を除く。
- （2）管理者が特に必要と認める私道

（公共下水道の布設工事の申請）

第5条 私道の所有者は、当該私道に面した家屋の所有者（当該家屋に現に居住する者に限る。）が当該私道内への公共下水道の布設を希望する場合は、当該私道の所有者のうちから代表者を定め、当該私道の所有者全員の公共下水道布設承諾書（以下「承諾書」という。）を添えて、供用開始の告示日

後1年（以下「告示日後1年」という。）までの間に管理者に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通り抜け私道については、管理者が公益上特に必要と認めるときは、同項に定める期限を経過した後であっても、公共下水道の布設工事の申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、当該私道が袋小路であるときは、承諾書に加えて、当該私道に面した家屋の所有者（当該家屋に現に居住する者に限る。）からの私道内公共下水道布設依頼書を添えるものとする。

（実施の時期）

第6条 管理者は、通り抜け私道について、原則として公道と同時に公共下水道を布設するものとする。ただし、前条第1項の規定による申請が供用開始の告示後にあった場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、袋小路について、前条第1項の規定による申請があった場合は、供用開始の告示後に公共下水道を布設するものとする。

（私道内共同排水設備設置に係る工事費の助成の対象となる私道）

第7条 第3条に規定する私道内共同排水設備の設置に係る工事費の助成の対象となる私道は、第4条に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たすものに限る。

- （1）当該私道が、公共下水道又は既設の私道内共同排水設備のある道路に直接接続していること（既設の私道内共同排水設備に接続する場合にあっては、既設の私道内共同排水設備の所有者全員の承認が得られていること。）。
 - （2）当該私道について、過去に、公共下水道が布設され、又は私道内共同排水設備の設置に係る工事費が助成されていないこと。
- 2 前項ただし書に定める要件は、管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を適用しないことができる。
 - 3 工事費の助成を受けて設置した私道内共同排水設備の所有者は、当該私道内共同排水設備と公共下水道又は他の私道内共同排水設備との接続を拒んではならない。

（助成対象者）

第8条 前条第1項に規定する助成の対象者は、同条に規定する私道内共同排水設備を設置する者のうち、下水道法第10条又は第11条の3に規定する排水設備及び水洗便所の設置義務者並びに当該私道に面した家屋に居住する者とする。

（助成金の交付申請）

第9条 私道内共同排水設備の設置に係る工事費の助成を受けようとする者は、当該者のうちから代表者を定めるものとし、条例第9条の規定による申請は、供用開始の告示後に、京都市公共下水道事業条例第5条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る申請と併せて、当該代表者がするものとする。

- 2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、私道内共同排水設備設置助成金交付申請書（以下「申請書」という。）とする。
- 3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、別に定める。

（助成対象工事費と助成額）

第10条 助成の対象となる工事費は、公共下水道又は既設の私道内共同排水設備から上流部で、個々の宅地内排水設備以外の私道部分に設置する排水設備の工事費のうち、前条第1項の規定による申請に基づき、管理者が認定した額（以下「認定額」という。）とする。

- 2 助成金の額は、告示日後1年までの間に申請があったものについては認定額とし、告示日後1年を

超えて申請のあったものについては認定額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 下水道法第11条第1項に規定する事項について、告示日後1年までの間に訴訟等がなされた場合は、これが解決した日を供用開始の告示日とみなして前項の規定を適用する。

(標準処理期間)

第11条 条例第10条に規定する決定は、申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内にしなければならない。

(設置工事の施行と変更等の届出)

第12条 申請者は、条例第12条第1項に規定する通知を受けたときは、遅滞なく当該私道内共同排水設備の工事を行わなければならない。

- 2 前項の規定による工事のうち管理者が指定したものについては、当該工事の設計及び施行を管理者に委託するものとする。この場合において、告示日後1年を超えて交付申請があったものについては、認定額から助成額を差し引いた額を工事着手前に納入しなければならない。

- 3 申請者は、助成金の交付決定後に当該工事を変更し、若しくは中断し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(工事の完成検査及び助成金の交付)

第13条 申請者は、前条第1項の工事が完成したときは、条例第18条第1項の規定に基づき、直ちに完成届及び工事費内訳書等を管理者に提出してその検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の検査に合格したものについて、助成金を交付するものとする。

(施設の引渡しと寄付)

第14条 第12条第2項の規定により工事の設計及び施行の委託を受けた私道内共同排水設備は、前条第1項の検査に合格した後精算し、直ちに引き渡すものとする。ただし、納入額が不足しているときは、その不足額が納入された後に引き渡すものとする。

- 2 前項に規定する私道内共同排水設備のうち、公共下水道の基準を満たし、かつ当該土地所有者の承諾のあるものは、寄付により本市の公共下水道に帰属させることができる。

(施設等の維持管理)

第15条 この規程により設置した私道内共同排水設備は、原則として、設置者及び利用者がその負担と責任において維持管理しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(関係要項の廃止)

- 2 昭和41年7月7日施行の私道内下水道管布設工事実施要項（以下「旧要項」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に旧要項の規程により、申請のあったものについては、この規程により申請のあったものとみなす。

第7章 参 考 資 料

附 則（平成16年4月1日上下水道企業管理規程第15号）

この規程は、公布の日に施行する。

附 則（平成22年3月31日上下水道局管理規程第18号）

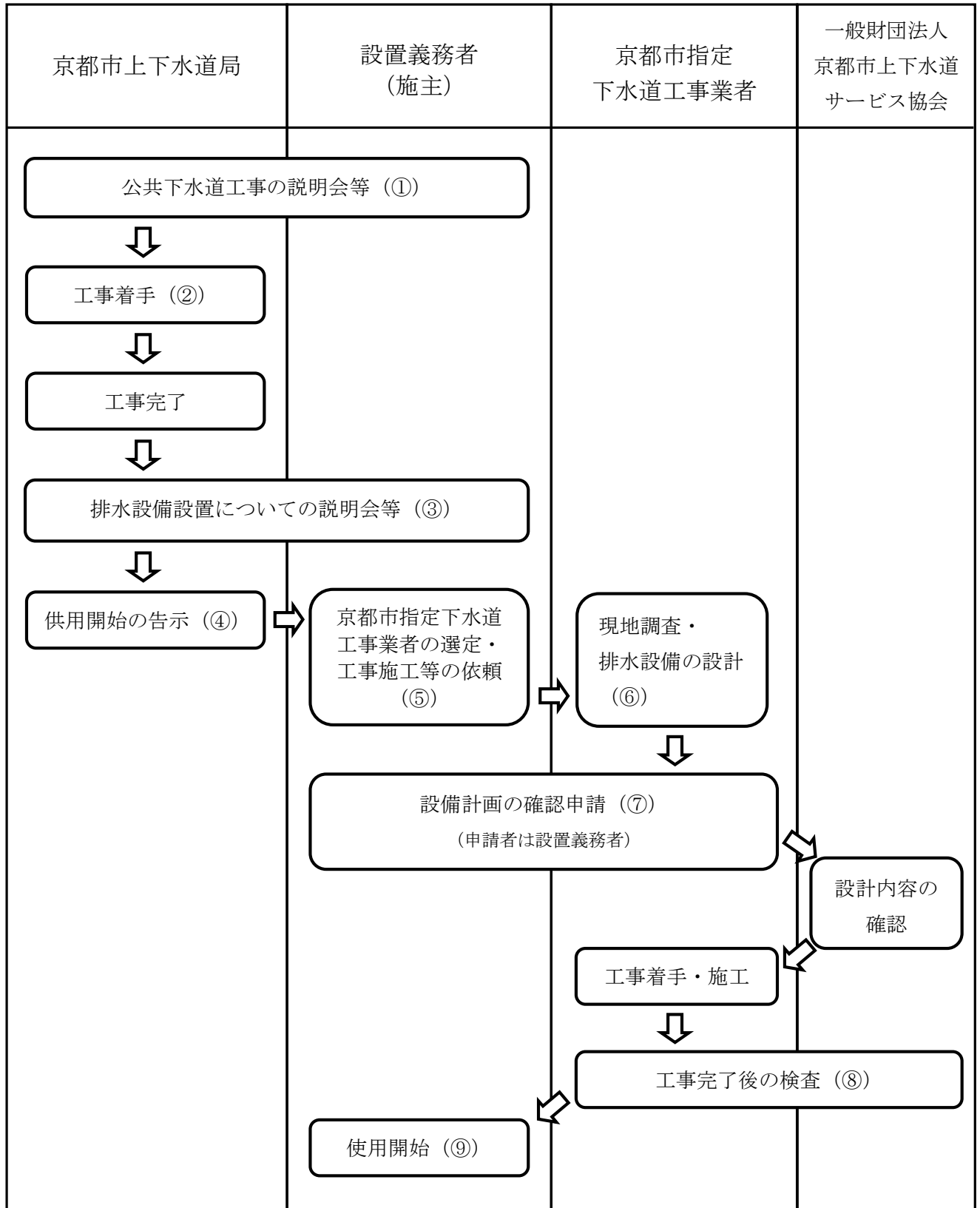
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日上下水道局管理規程第20号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

排水設備設置までの流れ

公共下水道の整備から排水設備の使用開始までの事務手続き等の手順は、以下のとおりとなる。



① 公共下水道工事の説明会等

工事の目的として、浸水の防除、水洗化による便益及び生活環境の改善等の説明のほか、工事完了後には遅滞なく排水設備を設置し、その土地の下水を公共下水道へ流入させなければならないことを説明する。また、その地域の下水の排除方式（分流式・合流式）による排水設備の設置方式の概要、取付管の設置位置を確定する必要があること、今後の事務手続きについても説明する。

② 工事着手

工事の手戻り等が生じないように、工事に先立って、取付管の設置位置を確認する。

③ 排水設備設置についての説明会等

工事完了に伴い公共下水道の供用を開始すること、排水設備を設置しなければならないこと、排水に関する受忍の義務のあること、法令等に定める基準を満たさない下水を排除しようとする者は除害施設の設置が必要であることを説明する。また、京都市指定下水道工事業者や水洗化工事に関する助成制度についても説明する。

法第10条（排水設備の設置等）

法第11条（排水に関する受忍義務等）

法第11条の3（水洗便所の改造義務等）

法第12条（除害施設の設置等）

④ 供用開始の告示

公共下水道の供用及び処理を開始しようとするときは、供用及び処理を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域等を告示する。

法第9条（供用開始の告示等）

規則第5条（公共下水道の供用開始の告示事項）

⑤ 京都市指定下水道工事業者の選定・工事施工等の依頼

設置義務者は、京都市指定下水道工事業者（排水設備の設置及び構造に係る技術上の基準を確保するため、条例により排水設備工事の設計・施行は京都市指定下水道工事業者でなければ行うことができないとしている。）の中から排水設備の設置に係る工事を行う者を選定し、施工等を依頼する。

法第10条（排水設備の設置等）

令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

条例第5条第2項（排水設備工事）

特環条例第7条第2項（排水設備工事）

⑥ 調査・設計

公共下水道の位置、取付管の有無、計画下水量及び水質等について調査し、設計する。

計画地に取付管が敷設されていない場合や既設の取付管を利用できない場合は、取付管を新設する必要がある（取付管新設工事申込書の提出が必要）。また、計画地が特定環境保全公共下水道区域の

場合、分担金を納入し、公共ます及び取付管を設置する必要がある（取付管新設工事申込書の提出が必要）。

なお、利用する予定がない取付管を撤去する場合は、事前に上下水道局との協議が必要となる。

⑦ 設備計画の確認申請

排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事を行う場合は、工事着手前に、その計画について確認を受けなければならない。設置義務者から施工の依頼を受けた京都市指定下水道工事業者は、あらかじめ、その計画が設置及び構造に係る技術上の基準に適合するものであることについて、設置義務者を申請者として、申請を行う。

条例第5条1項（排水設備工事）

特環条例第7条1項（排水設備工事）

⑧ 工事完了後の検査

排水設備の工事が完了したときは、その旨を届け出て、検査を受けなければならない。

法第13条（排水設備等の検査）

条例第5条3項（排水設備工事）

特環条例第7条3項（排水設備工事）

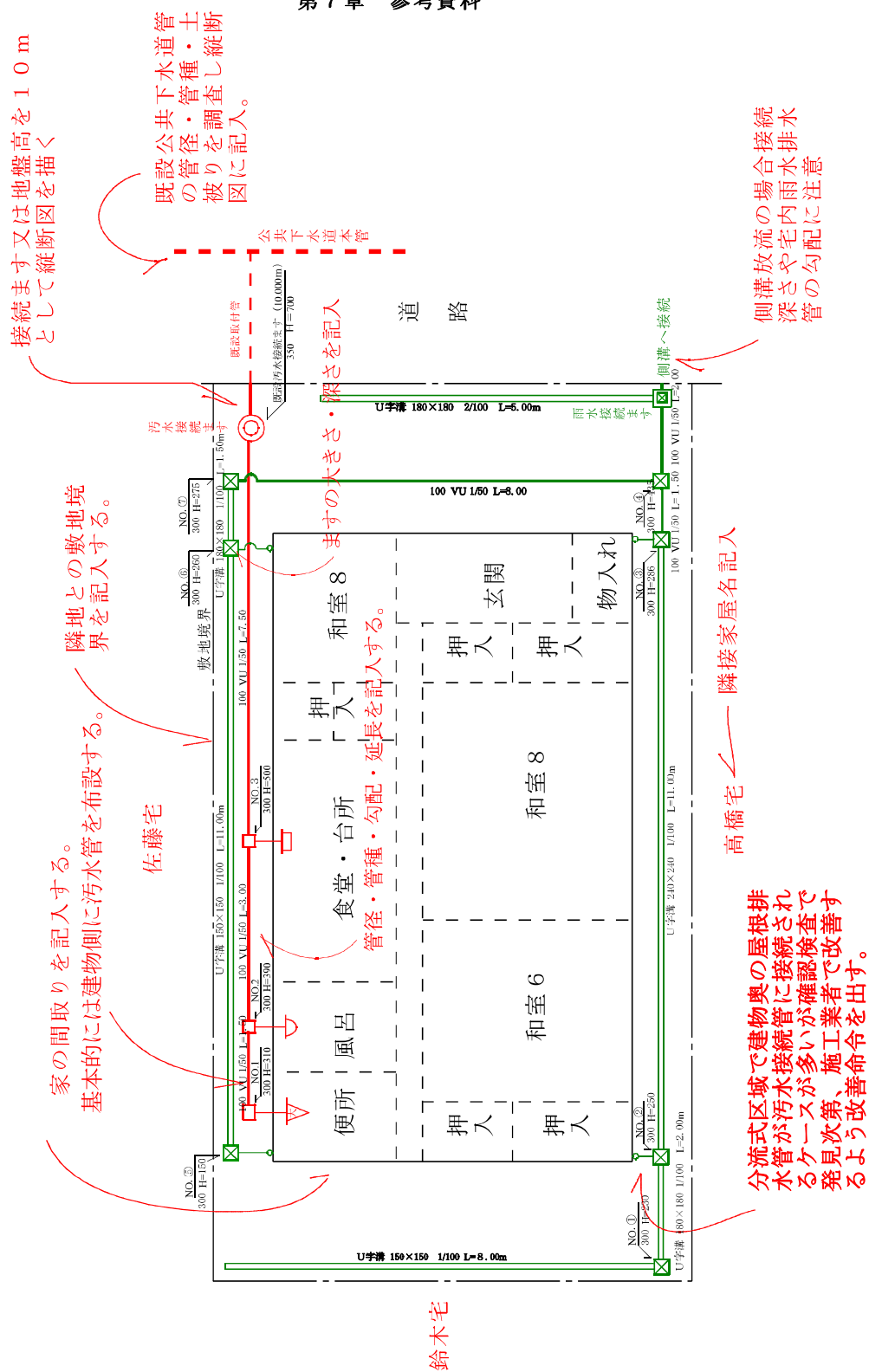
⑨ 使用開始

公共下水道に下水を排除する場合は、その旨を届け出なければならない（変更・廃止する場合も同様）。

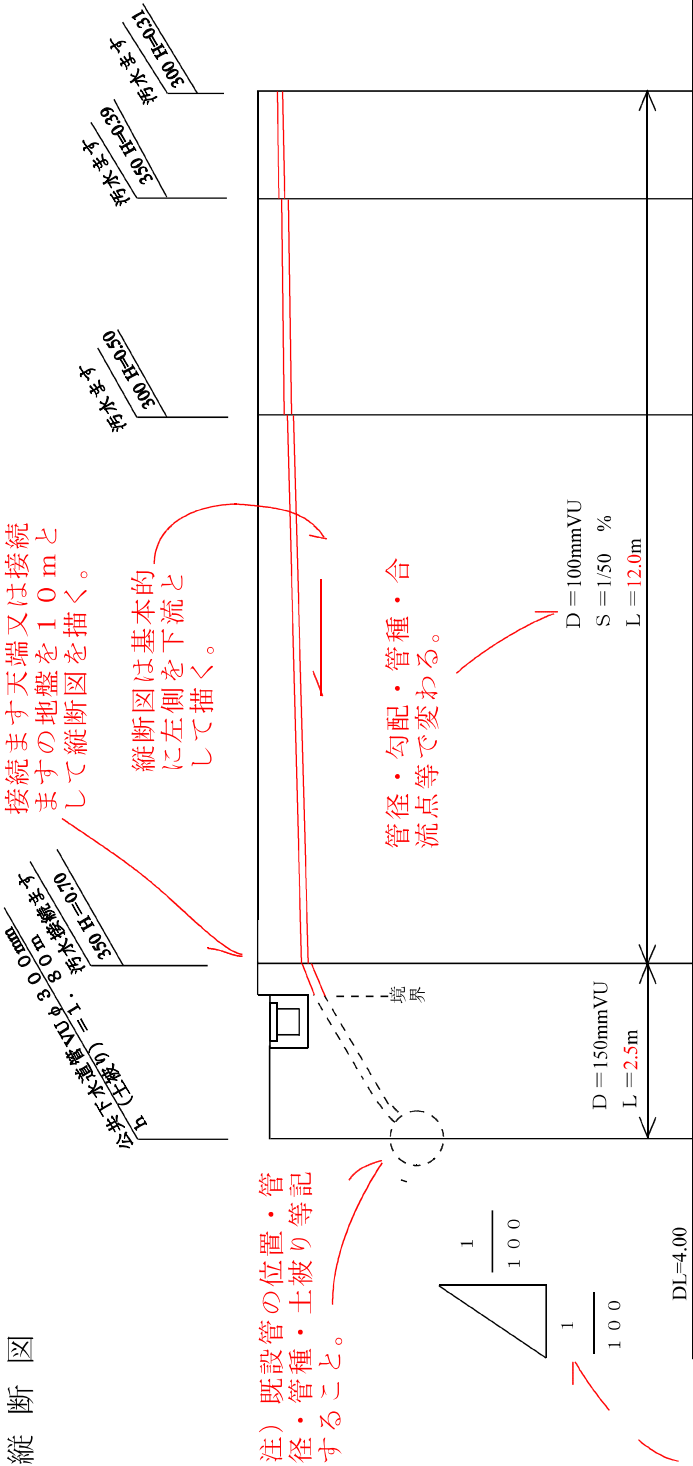
条例第10条第1項（汚水の排除の届出）

特環条例第9条第1項（汚水の排除等の届出）

排水設備工事（即納）				排水設備工事（貸付工事費内訳）																		
種 別	単位	数量	適 用	種 別	形 寸	状 法	単位	単 価	設 置 数 量	計 金 額	精 算 数 量	精 算 額	種 別	形 状 寸 法 品 種	単位	単 価	設 計 額			精 算 額		
																	数 量	金 額	金 額	数 量	金 額	金 額
(汚水) 大 便 器	個																					
小 便 器	個																					
便槽処理	箇 所																					
浄化槽処理	箇 所																					
(汚水) ます	個		直径 mm 深さ mm										運 搬 費									
ます	個		直径 mm 深さ mm										小 計									
													便 所 内 雑 工 事 費									
污水管 主要管径	mm												小 計									
													給 水 設 備（洗 浄 設 備）工 事 費									
(雨水) ます	個		直径 mm 深さ mm																			
ます	個		直径 mm 深さ mm																			
													雑 費									
													小 計									
													工 事 費 区 分			設 計 額			精 算 額			
雨水管 主要管径	mm												本 工 事 費					円			円	
													便 所 内 雑 工 事					円			円	
													給 水 設 備（洗 浄 設 備）工 事					円			円	
													計					円			円	
													消費税及び地方消費税相当額					円			円	
			合計金額										合 計					円			円	



縦 断 図



追加距離	0.00	2.50	10.00	13.00	14.50
管低高	7.69	9.30	9.50	9.61	9.69
地盤高	9.80	10.00	10.00	10.00	10.00
土被り	1.80	0.54	0.39	0.28	0.20

縮尺を
記入

検針区	使用者コード	水せん番号

(届出人用)

汚水排除（開始・廃止・変更）届（控）

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

令和 年 月 日

届出人住所

(ふりがな)

氏名又は名称

京都市公共下水道事業条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公共下水道に汚水の排除の（開始・廃止・変更）を届けます。

記

汚水の排除を（開始・廃止・変更）する日		令和 年 月 日	
排水設備の所在地			
使用する業種			
ポンプ動力式	数量		
	揚水能力	m ³ /時間	
共用装置の場合の 代表者、住所、氏名	住所		
	氏名		
記事	学区	汚水	水道汚水 その他の汚水
		備考	

検針区	使用者コード	水栓番号

京都市特定環境保全公共下水道

(届出人用)

汚水排除（開始・廃止・変更）届（控）

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

平成 年 月 日

届出人住所

(ふりがな)

氏名又は名称

京都市特定環境保全公共下水道事業条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり公共下水道に汚水の排除の（開始・廃止・変更）を届け出ます。

記

汚水の排除を（開始・廃止・変更）する日		平成 年 月 日	
排水設備の所在地			
使用する業態			
ポンプ動力式	数量		
	揚水能力	m ³ /時間	
共用装置の場合の 代表者、住所、氏名	住所		
	氏名		
記事	学区	汚水	水道汚水 その他の汚水
		備考	

しゅん工届

様式第 1 2 号 (第 2 8 条関係)

しゅん工届

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

工事業者名

代表者氏名

下記のとおり工事をしゅん工しましたので、届け出ます。

記

工 事 場 所	
工 事 申 請 者	
工 事 種 別	
しゅん工年月日	年 月 日

1. 屋内排水設備の計算

屋内排水設備の管径決定には、**定常流量法**と**器具排水負荷単位法[※]**があるが、ここでは一般的に用いられている器具排水負荷単位法 (drain fixture unit) を用いる。(記号はDFUで示す。)

注) 伸頂通気方式には使えない。

(1) 計算の方法

各器具の排水負荷単位の設定



参-121 表-3にて設定する。

区間毎の器具排水負荷単位の累計



管径の計算



参-119 表-1 及び表-2 で算定する。

管径の決定

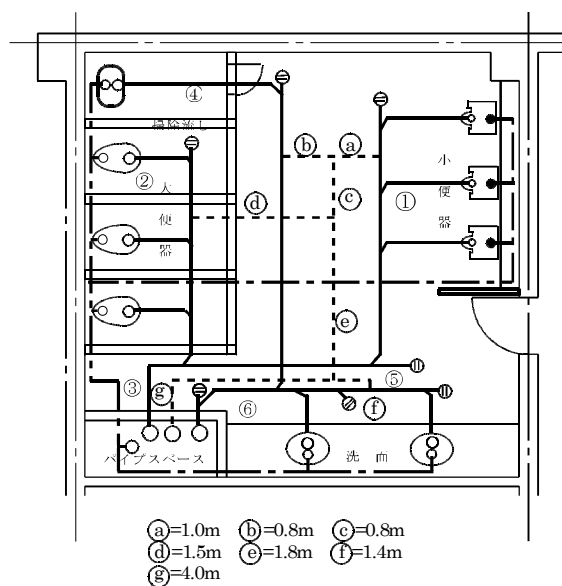
管径は計算結果に基づき次の基本事項をふまえて決定する。

- ア. 衛生器具のトラップの口径は、「排水設備指針と解説 P 2-5 表 2-1 参照」のとおりとし、器具排水管の管径はトラップの口径以上で、かつ 30 mm 以上とする。
- イ. 排水管は、立て管、横管いずれの場合も排水流下方向の管径を縮小してはならない。ただし、大便器の排水口に口径 100 mm × 75 mm の径違い継ぎ手を使用する場合は、管径の縮小とは考えない。
- ウ. 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- エ. 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。
- オ. 地中や地下階に埋設する排水管の最小管径は 50mm 以上が望ましい。
- カ. 排水横主管及び宅地内排水管勾配は「排水設備指針と解説 P 2-6 表 2-2 参照」のとおりする。

例－ 1

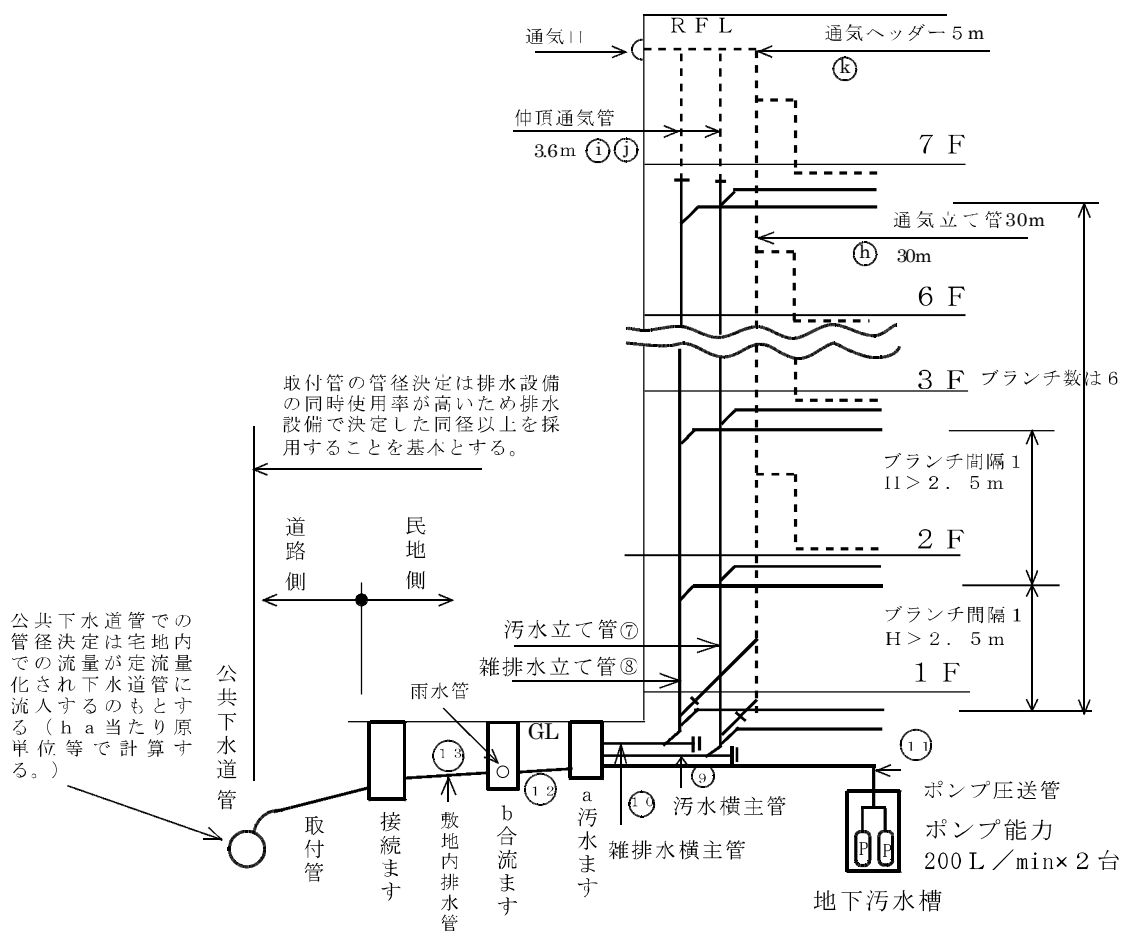
図－ 1

平 面 図

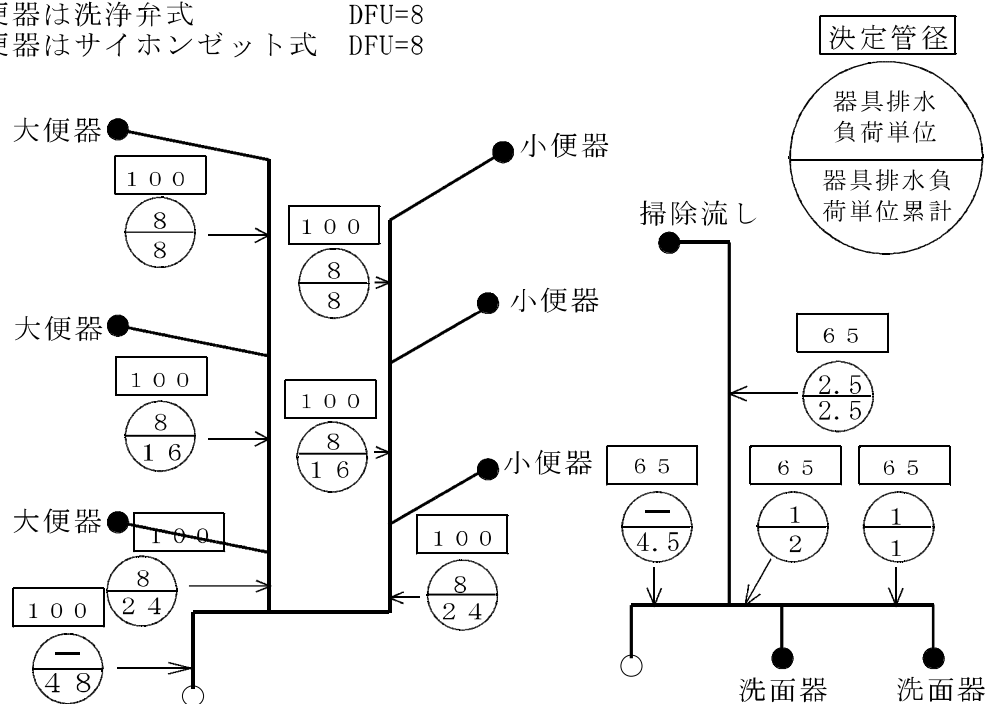


図－ 2

断 面 図



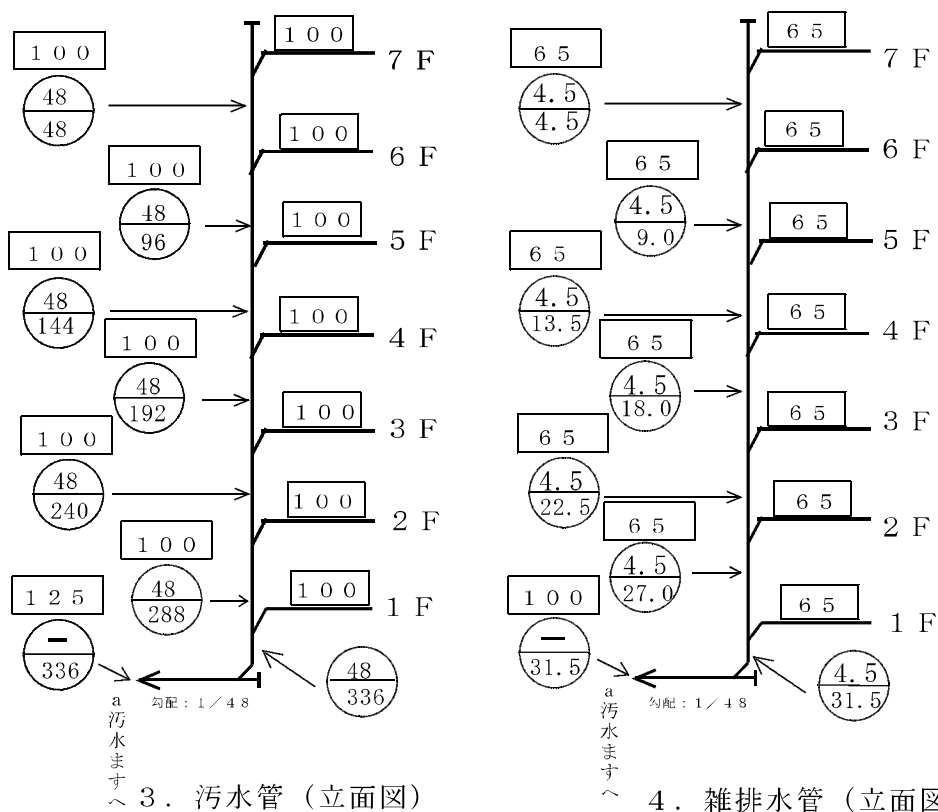
大便器は洗浄弁式 DFU=8
小便器はサイホンゼット式 DFU=8



1. 汚水管 (平面図)

2. 雑排水管 (平面図)

図-3



3. 汚水管 (立面図)

4. 雑排水管 (立面図)

図-4

ア．管径決定 表－１

器 具 名	器具トラップ 口径 (mm)	個数	器具排水負荷単位		管 径	管 径 決 定
			DFU	計		
① 小便器トラップ	50	3	8	24	100	100
② 大便器洗浄弁付	75	3	8	24	100	100
③ ①＋②の合計				48	100	100
④ 掃除用流し	65	1	2.5	2.5	40	65
⑤ 洗面器	30	2	1	2	40	65
⑥ ④＋⑤の合計				4.5	50	65

管径は④掃除流しは40 mm、⑤洗面器は40 mm、⑥の合計は50 mmであるが、基本事項により④の掃除流しトラップ口径が65 mmであるので65 mmに合わす。(なお、洗面器は40 mm でも良いが口径に段差が生ずるため、この場合は同径とする。)

イ．管径決定 表－２

管 系 統	器具排水負荷単位 (換算面積) 合計	管 径 (mm)	管径決定 (mm)	勾 配
⑦排水立て管	336	100 注1)	100	
⑧排水立て管	31.5	65	65	
⑨排水横主管	336	125 注2)	125	1/96
⑩排水横主管	31.5	100	100	1/96
⑪ポンプ圧送管	211 注3)	100	100	
a 汚水ます (合計DFUは)	578.5 注4)			
⑫排水横主管	578.5	150	150	1/96
⑬排水横主管(汚水＋雨水)	1244 注5)	200	200	1/96
取付管(汚水＋雨水)	1244 注5)	200	200	1/96

注1) 表－４より3階建てを越える場合の1立て管に対する合計は100 mmの場合500以下 ($336 \leq 500$)、かつ、1階部分のプランチ間隔の合計は90以下 ($48 \leq 90$) でOKである。

注2) 表－６より100 mmで勾配1/48とした場合は216以下 ($336 \geq 216$) の場合OUTとなり、125 mmで勾配を1/48とした場合は480以下となり ($336 \leq 480$) OKである。

注3) ポンプ能力200 L/min × 2台 = 400 L/min (並列運転時)

$400 \text{ L/min} \div 3.8 \text{ L/min} \times 2 (\text{DFU}) = 210.53 \div 211$ (換算DFU値)

(表－３より)

注4) $336 + 31.5 + 211 = 578.5$ (DFU) となる。

注5) 合流前は流量のピーク率が高く乱流状態の流れで、合流後は流量のピーク率はある程度均され整流で等流状態の流れになるものとするとして雨水換算して計算する。(参-130 雨水の管径決定の基本参照)

ここでは、参考として器具排水負荷単位数に換算した場合と面積換算した場合の比較試算する。

(ア) 器具排水負荷単位数から屋根面積に換算した場合

⑫ 排水横主管の器具排水負荷単位数合計は578.5 (DFU) である。

参-131 の計算式により

578.5 (DFU) > 256 の時の換算式は

$$A' \text{ (換算屋根面積)} = 93 + 0.36 (DFU - 256)$$

$$= 93 + 0.36 (578.5 - 256)$$

$$= 209.1 \quad \text{参-134 表-12 より}$$

$$\approx 209 \quad (\text{m}^2) \quad \nearrow$$

⑬ 排水横主管 (汚水+雨水) $209 + 1035 = 1244 \text{ m}^2$

取付管 $209 + 1035 = 1244 \text{ m}^2$

参-132 表-11 より

合流後の管径を200 mm 勾配1/100とした場合 1270となる。

よって、 $1270 > 1244 \quad \therefore \text{OK}$

(イ) 屋根面積から器具単位に換算した場合の換算式は

参-131 の計算式により

$1035 \text{ m}^2 > 93$ の時の換算式は

$$DFU' \text{ (換算器具排水負荷単位)} = 256 + (A \times h / 100 - 93) / 0.36$$

$$= 256 + (1035 \times 100 / 100 - 93) / 0.36$$

$$= 2872.7$$

$$\approx 2873$$

⑬ 排水横主管 (汚水+雨水) $578.5 + 2873 = 3451.5 \text{ (DFU)}$

取付管 $578.5 + 2873 = 3451.5 \text{ (DFU)}$

参-123 表-5により

合流後の管径を300 mm 勾配1/96とした場合 4600となる。

よって、 $4600 > 3451.5 \quad \therefore \text{OK}$

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) の計算結果はかなり管径に開きがあるが、これは屋内排水設備の水の流れは、乱流や部分的には満流になる。また、空気と水の流れをスムーズにする等の問題で管径は大きくなる。

一方、屋内排水設備から屋外排水設備や敷地内排水設備に流入すると流れは整流で等流状態の流れに変化するので、管径は小さくなる。

よって、合流後は屋根面積に換算し (ア) にて管径決定する。ただし、屋外排水設備や敷地内排水設備の管渠延長が1~2 m程度と短い場合で、屋内排水設備のトラップの封水等に影響を与えると考えられる場合は (イ) の方法で管径決定してもよい。

表－３ 各種衛生器具の器具排水負荷単位数

器 具 名	トラップ口径と最小口径 (mm)	器具排水負 荷単位数
大便器（洗浄タンク）	75	4
大便器（洗浄弁）	75	8
小便器（小型壁掛け，ストール型）	40	4
小便器（ストール，トラップ付き）	50	8
洗面器	30	1
手洗い器	25	0.5
手術用洗面器	30	2
洗髪器	30	2
歯科用ユニット，歯科用洗面器	30	1
浴槽（住宅用）	30，40	2
浴槽（洋風）	40，50	3
囲いシャワー（住宅用）	50	2
連立シャワーヘッド（１個当たり）		3
ビデ－	30，40	3
掃除流し（台形トラップ付き）	65	2.5
〃	75	3
洗濯流し	40	2
掃除用流し，雑用流し（Pトラップ付き）	50	2
汚物流し	75～100	8
手術用流し	40	3
実験用流し	40	1.5
調理用流し（住宅用）	40	2
調理用流し（湯沸かし場用）	50	3
調理用流し（ホテル，公衆用）	50	4
ソーダファンテンまたはバー用	50	1.5
床排水	40，50，75	0.5，1，2
標準器具以外のもの で器具排水管またはトラ ップ口径が	30 mm 以下 40 mm 以下 50 mm 以下 65 mm 以下 75 mm 以下 100 mm 以下	1 2 3 4 5 6
地下排水ポンプ・エゼクタ吐き出し量 3.8 ^{L/min} 毎に（空調や機械器具も含む）		2

注）口径32 mm の排水管を有する洗面器からの排水量を28 L／min とし、これを排水器具単位
の1と定め、他の器具の排水量をその倍数で表して、各器具の排水器具単位と定めたものである。

表－４ 排水横枝管および立て管の許容最大排水負荷単位数

管 径 (mm)	受け持ちうる許容最大器具排水負荷単位数			
	排水横枝管	3階建てまたは ブランチ間隔3 をする1立て管	3階建てを越える場合	
			1立て管に対する 合 計	1階部分または1ブ ランチ間隔の合計
30	1	2	2	1
40	3	4	8	2
50	6	10	24	6
65	12	20	42	9
75	20 ^{注3)}	30 ^{注4)}	60 ^{注4)}	16 ^{注3)}
100	160	240	500	90
125	360	540	1,000	200
150	620	960	1,900	350
200	1,400	2,200	3,600	600
250	2,500	3,800	5,600	1,000
300	3,900	6,000	8,400	1,500
375	7,000	――	――	――

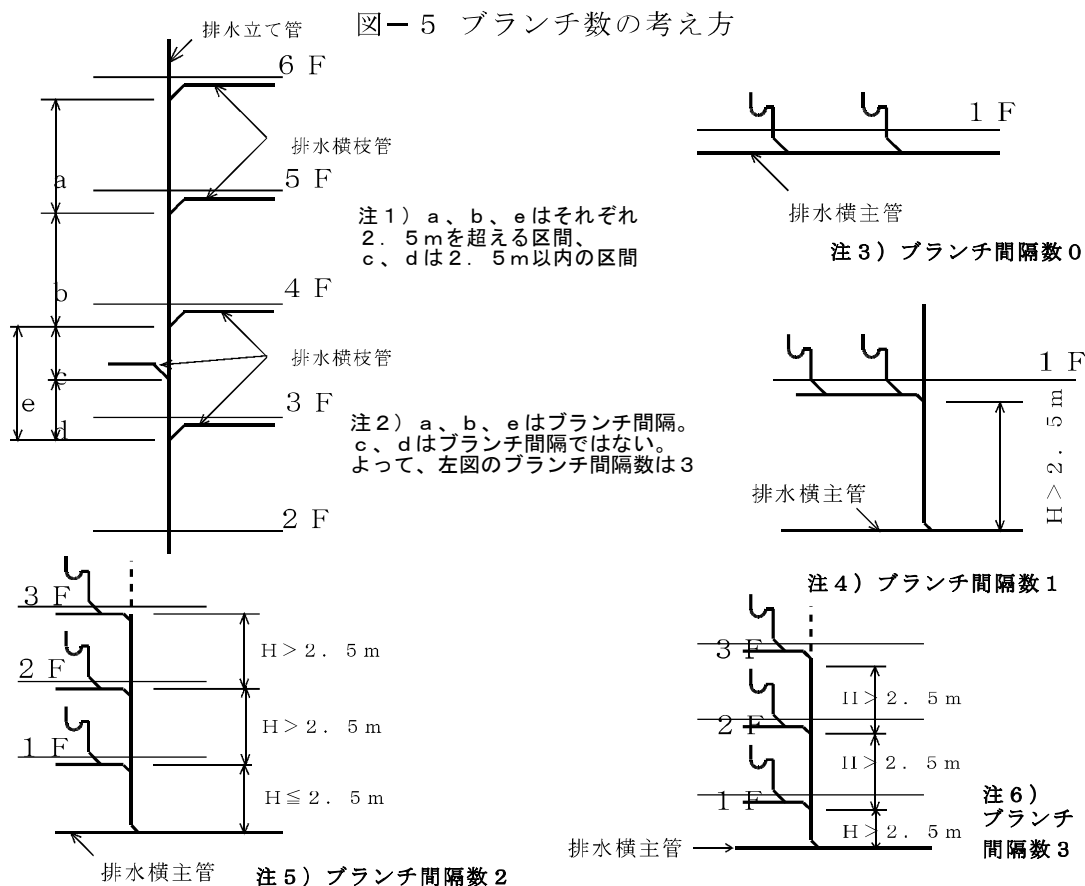
注1) 排水横枝管とは、器具排水管からの排水を、排水立て管または排水横枝管へ導くあらゆる横管をいう。

注2) 排水横主管は含まない。

注3) 大便器2個以内のこと。

注4) 大便器6個以内のこと。

注5) ブランチ間隔は図－5とする。



表－５ 排水横主管及び敷地内排水管の許容最大器具排水負荷単位数

管 径 (mm)	排水横主管および敷地内排水管に接続可能な 許容最大器具排水負荷単位数 (DFU)			
	勾 配			
	1 / 1 9 2	1 / 9 6	1 / 4 8	1 / 2 4
5 0			2 1	2 4
6 5			2 4	3 1
7 5		2 0 注 3)	2 7 注 3)	3 6 注 3)
1 0 0		1 8 0	2 1 6	2 5 0
1 2 5		3 9 0	4 8 0	5 7 5
1 5 0		7 0 0	8 4 0	1, 0 0 0
2 0 0	1, 4 0 0	1, 6 0 0	1, 9 2 0	2, 3 0 0
2 5 0	2, 5 0 0	2, 9 0 0	3, 5 0 0	4, 2 0 0
3 0 0	3, 9 0 0	4, 6 0 0	5, 6 0 0	6, 7 0 0
3 7 5	7, 0 0 0	8, 3 0 0	1 0, 0 0 0	1 2, 0 0 0

注 1) 排水横主管とは、排水横枝管から排水立て管へ排水を導く管、並びに排水立て管または排水横枝管・器具排水管から排水及び機器から排水をまとめて、敷地排水管に導く管をいう。

注 2) 敷地内排水管とは、排水横主管の終点、すなわち建物外壁面より外側へ 1 m から始まり、排水本管・公共下水道への流入点までの配管部分を言う。

注 3) 大便器 2 個以内のこと。

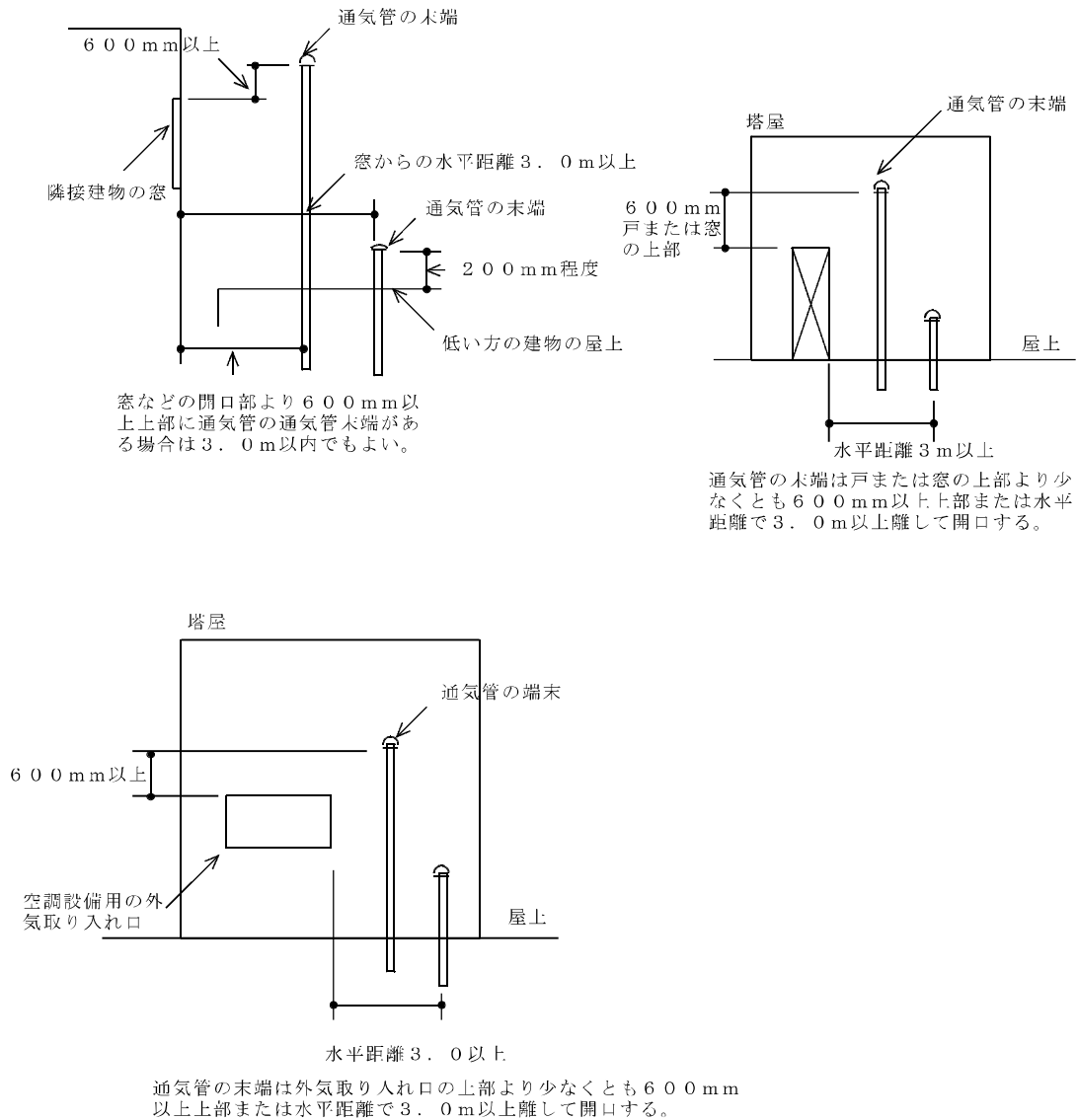
(2) 通気管の管径決定

通気管の管径決定方法は、排水管の管径決定と同様に器具排水負荷単位法と定常流量法がある。また、管径の決定に当たっては下記の基本原則を厳守する。

ア. 通気管管径決定の基本原則

- (ア) 通気管の最小管径は 30 mm とする。
- (イ) 建物の排水槽の通気管の管径は 50 mm 以上とし、単独で大気へ開放する。
- (ウ) 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径よりも細くしてはならない。
- (エ) ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管のいずれかのうち、小さな方の管径の 1/2 より細くしてはならない。
- (オ) 排水横枝管の逃がし通気管の管径は、それに接続する排水横枝管の管径の 1/2 より細くしてはならない。
- (カ) 排水立て管の上端は、管径を縮小しないまま延長し、伸張通気管として、大気へ解放する。
- (キ) ブランチ間隔 2 以上を有する排水立て管には通気管を設ける。
- (ク) 通気立て管の下端は、管径を縮小しないまま延長し、最低位の排水横枝管のより低位置で排水立て管に接続する。
- (ケ) 通気立て管上端は単純に大気中に最高器具のあふれ面から 150 mm 以上(参-126 (6) 参照) 高いところで伸張通気管に接続する。
- (コ) 通気管は雨水管に接続してはならない。
- (サ) 間接排水管を単独にした場合の通気管は単独とする。
- (シ) 通気管の開放端はその建物及び隣接建物の出入り口、窓、換気口の付近に設けない。また、凍結により閉鎖される恐れのある開口部は、呼び径 75 以上とし、接続されるベンドキャップから 300 mm は管径を変えてはならない。なお、通気端末の開口位置は図-6 を参考とする。
- (ス) 平屋建ておよび最上階を除きすべての階の大便器及びこれと類いの器具 8 個以上をもつ排水横枝管ループ通気を設けることとし、口径は排水横枝管の 1/2 以上とする。
- (セ) ブランチ間隔 10 以上を有する建物の排水立て管は、最上階から数えてブランチ間隔 10 毎に結合通気管を設ける。なお、結合通気管の呼び径は通気立て管と同径とする。
- (ソ) 一般排水系統の通気と実験排水系統の通気は、原則として別系統とする。
- (タ) ループ通気の取り出し位置は、最上流の器具排水管が横枝管に接続した下流側直後とする。
- (チ) 排水管のオフセット部の通気は、下記により設ける。
 - ① 垂直に対して 45° を越える場合は図-7 (a) または (b) のいずれかによる通気管を設ける。
 - ② 垂直に対して、以下のオフセットで、オフセットの上部より上方又は、下部より下方に、それぞれ 600 mm 以内に排水横枝管を接続した場合は、上記 ア) による通気管を設け、通気管と排水立て管とのうちいずれか小さい方の管径以上の逃がし通気管を設ける。

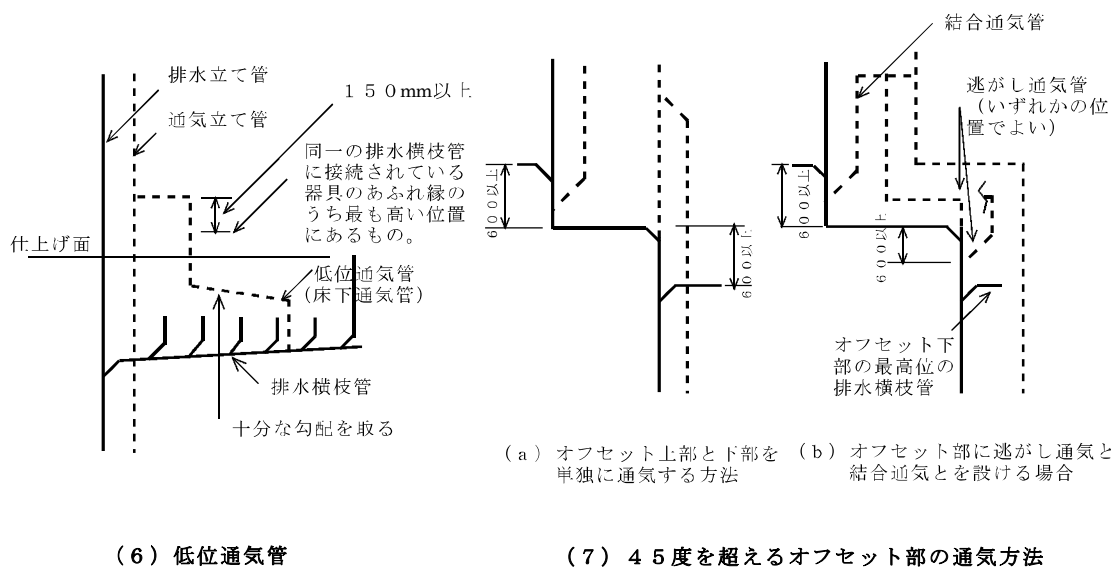
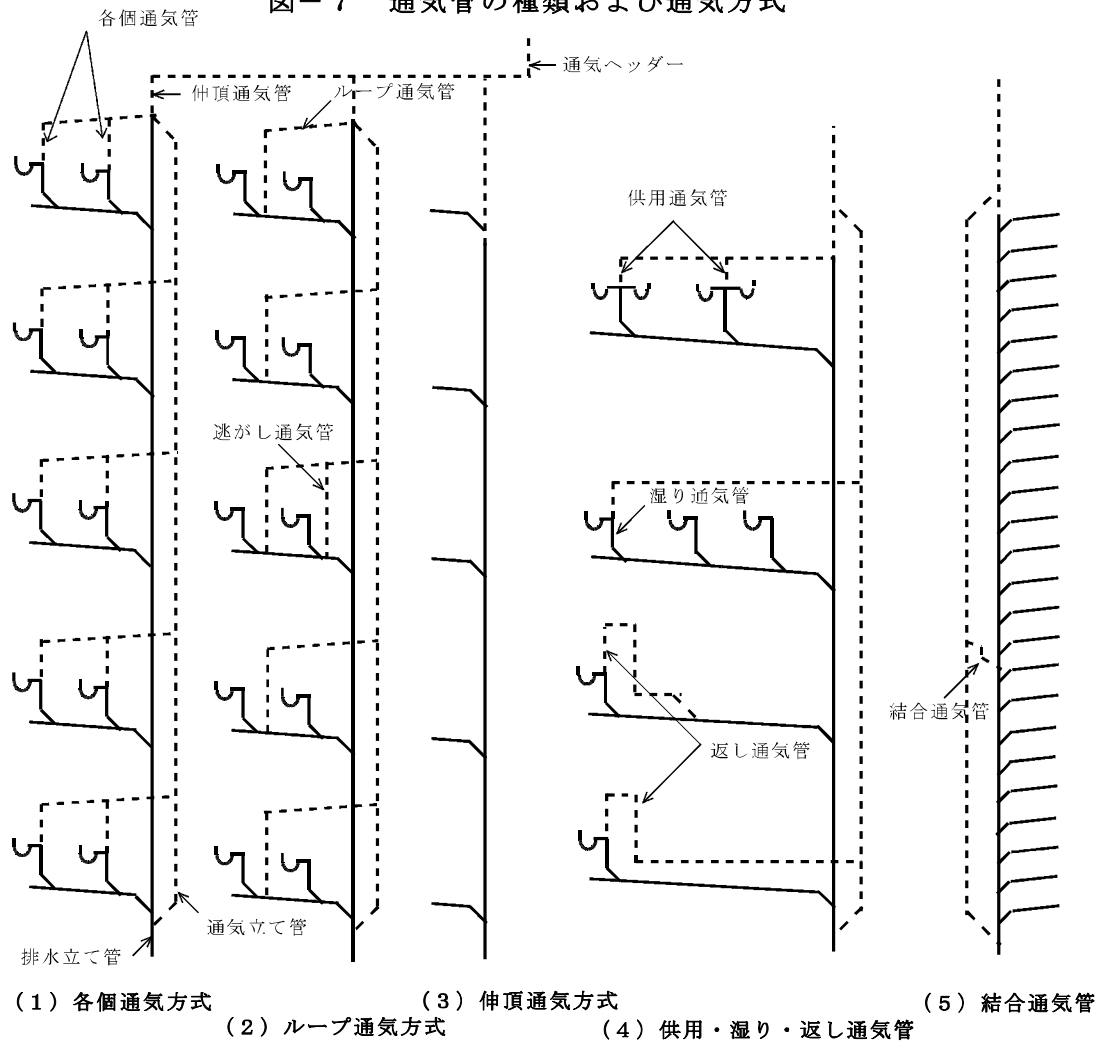
図-6 通気端末の開口位置（参考）



(イ) 通気管の目的

- ア. 通気管は排水系統内の空気流動を円滑にし、トラップの封水が破壊されることを防止する等の機能があり、排水の種類、排水方式により系統を決定する。
- イ. 通気管の末端は降雪、結氷等で開口部が閉塞することなく管内の臭気が居住者に害を与えないような位置まで延長して開口する。

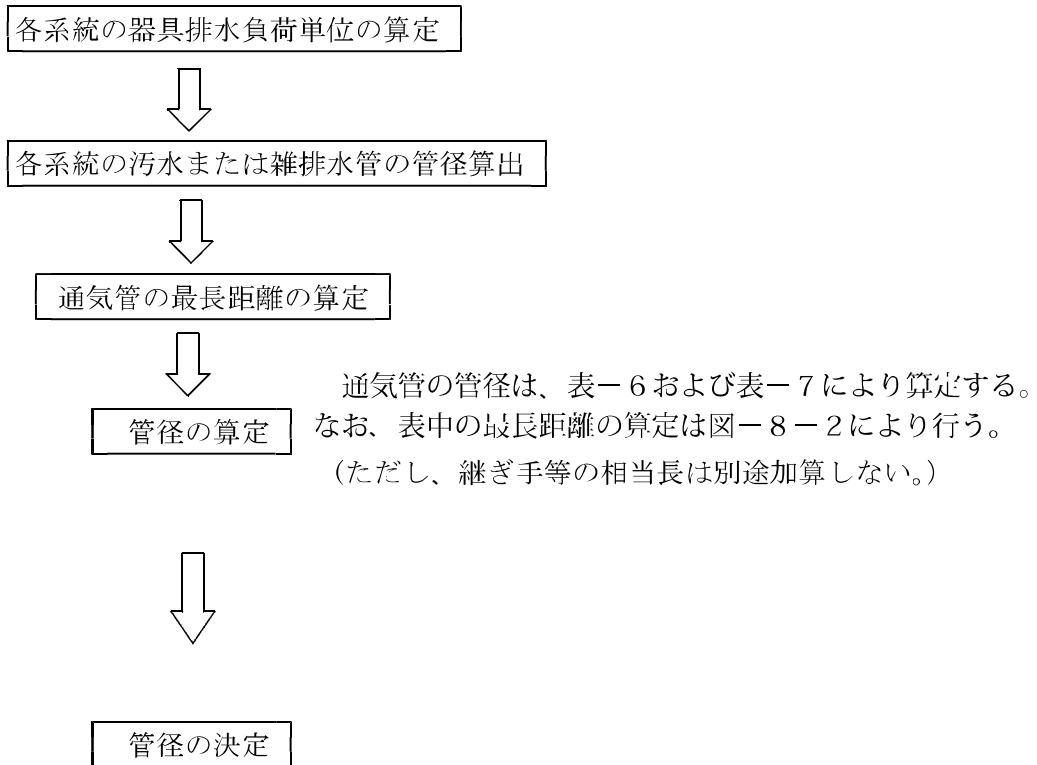
図-7 通気管の種類および通気方式



(3) 器具排水負荷単位法による通気管管径決定

ア. 管径決定の手順

通気管の管径は、通気管の長さそれぞれに接続される器具排水負荷単位の累計及び汚水または雑排水の管径から算定する。



管径は、最低30mmとし、計算結果に基づき次の事項（通気管決定の基本原則）を踏まえて決定する。排水槽に設ける通気管の管径は、50mm以上とする。

- (1) ループ通気方式を標準とし、ループ通気の管径は排水横枝管と通気立て管のいずれか小なる方の1/2以上とする。
- (2) 逃がし通気の管径は、接続する排水横枝管の1/2以上とする。
- (3) 伸頂通気の管径は、排水立て管の管径の同径以上とする。
- (4) 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の1/2以上とする。
- (5) 結合通気管の管径は、通気立て管と同径とする。
- (6) オフセットの逃がし通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。
- (7) その他（通気管の管径決定の基本原則参照）

表－6 通気管の管径と長さ（通気立て管及び通気主管「通気ヘッダー」）

汚水または雑 排水管の管径 (mm)	排 水 単位数 D F U	通気管の管径 (mm)								
		30	40	50	65	75	100	125	150	200
		通気管の最長距離								
3 0	2	9								
4 0	8	15	45							
4 0	1 0	9	30							
5 0	1 2	9	22.5	60						
5 0	2 0	7.8	15	45						
6 5	4 2		9	30	90					
7 5	1 0		9	30	60	180				
7 5	3 0			18	60	150				
7 5	6 0			15	24	120				
1 0 0	1 0 0			10.5	30	78	300			
1 0 0	2 0 0			9	27	75	270			
1 0 0	5 0 0			6	21	54	210			
1 2 5	2 0 0				10.5	24	105	300		
1 2 5	5 0 0				9	21	90	270		
1 2 5	1 1 0 0				6	15	60	210		
1 5 0	3 5 0				7.5	15	60	120	390	
1 5 0	6 2 0				4.5	9	37.5	90	330	
1 5 0	9 6 0					7.2	30	75	300	
1 5 0	1 9 0 0					6	21	60	210	
2 0 0	6 0 0						15	45	150	390
2 0 0	1 4 0 0						12	30	120	360
2 0 0	2 2 0 0						9	24	105	330
2 0 0	3 6 0 0						7.5	18	75	240
2 5 0	1 0 0 0							22.5	37.5	300
2 5 0	2 5 0 0							15	30	150
2 5 0	3 8 0 0							9	24	105
2 5 0	5 6 0 0							7.5	18	75

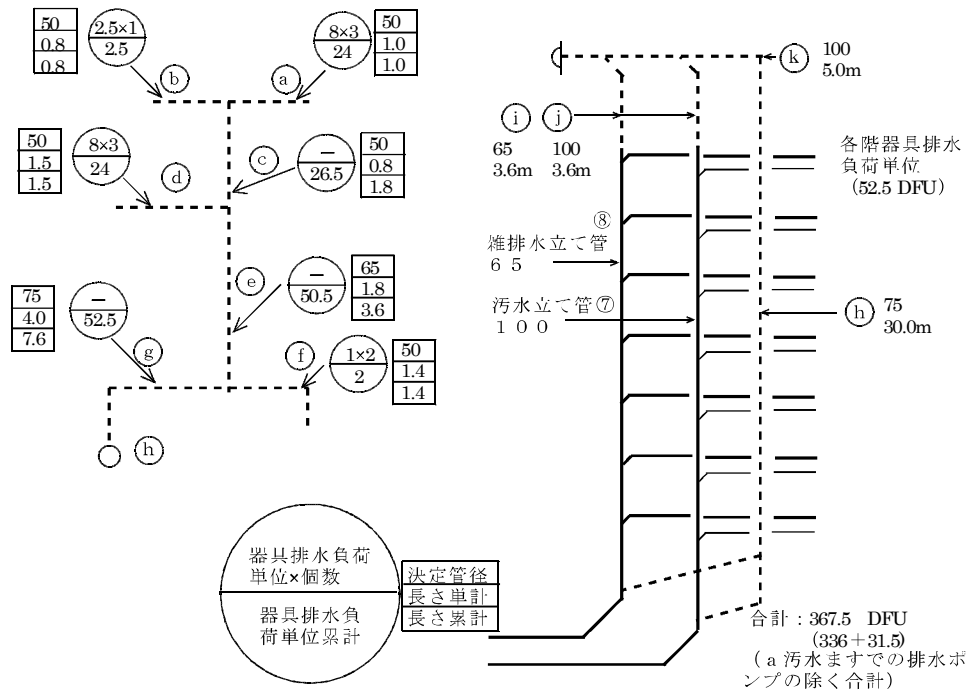
（給排水衛生設備規準・同解説（SHASE-S206-2019）公益社団法人空気調和・衛生工学会）

表－7 ループ通気管管径（横枝管）

行数	汚水または 雑排水管の 管径 (mm)	器具排水 負荷単位数 DFU	ループ通気管の管径 (mm)					
			4 0	5 0	6 5	7 5	1 0 0	1 2 5
			最大許容横走配管長 (m)					
1	4 0	1 0	6					
2	5 0	1 2	4.5	12				
3	5 0	2 0	3	9				
4	7 5	1 0		6	12	30		
5	7 5	3 0			12	30		
6	7 5	6 0			48	24		
7	1 0 0	1 0 0		2.1	6	15.6	60	
8	1 0 0	2 0 0		1.8	5.4	15	54	
9	1 0 0	5 0 0			4.2	10.8	42	
1 0	1 2 5	2 0 0				4.8	21	60
1 1	1 2 5	1 1 0 0				3	12	42

イ) 管径決定の計算例

図－ 8



1. 通気管 (平面図)

2. 通気管 (立面図)

表－ 8

通気管	器具排水負荷単位 (DFU)	排水管管径 (mm)	通気管の長さ (m)	管 径 (mm)	管径決定 (mm)
a	24.0	① 100	1.0	50	50
b	2.5	④ 65	0.8	50	50
c	26.5	① 100	1.8	50	50
d	24.0	② 100	1.5	50	50
e	50.5	①又は② 100	3.6	65	65
f	2.0	⑤ 65	1.4	50	50
g	52.5	①又は② 100	7.6	75	75
h	367.5	⑨ 100	30.0	75	75
i	31.5	⑧ 65	3.6	40	65
j	336.0	⑦ 100	3.6	50	100
k	367.5	⑦ 100	35.0	75	100

表－ 6 及び表－ 7 から管径を選ぶ

表から選んだ管径を基本事項により見直し決定する。

2. 雨水管の管径決定

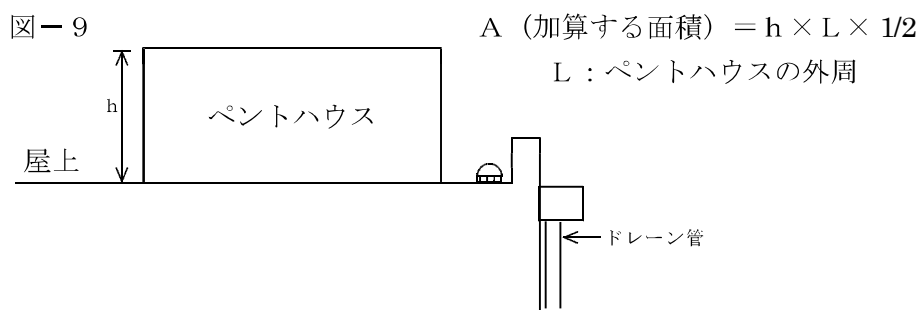
雨水管の管径決定には、器具排水負荷単位と定常流量法があるが、ここでは器具排水負荷単位で計算を行う。

(1) 雨水管の計画及び管径決定の基本原則

- ア. 雨水管は屋内においては単独系統の配管とする。
- イ. 雨水立て管を敷地内排水管に接続する場合は、ますを設ける。
- ウ. 雨水敷地内排水管を合流式敷地排水管に接続する場合は防臭ますを設ける。
- エ. 雨水排水管の算定は、原則として 100 mm/h r とする。
- オ. 屋根の投影面積は、水平投影面積をいう。
- カ. 雨水管の口径は、屋根をルーフドレーンごとに区画し、当該区画面積を基準として算定する。
- キ. ペントハウスの外壁面の面積 $1/2$ を屋根面積に加算する。
- ク. ドライエリアの降雨対象面積は、ドライエリアの水平投影面積に、屋上までの雨の吹きつけ面積の $1/2$ を加算する。
- ケ. 合流排水方式の排水横主管や敷地排水管に、雨水横主管や敷地雨水管を接続する場合に、雨水の屋根面積を器具排水負荷単位に換算する方法と、その逆の方法があるが、**一般の排水通気系統に影響を与えないような管径を選定するためには、建物内で排水横枝管を合流させる場合には前記の方法で、排水の流れが落ち着いた後の敷地排水管の場合には後記の方法で行う。**

「説明」

- ①. 上記のアは、いかなる場合であっても雨水管を污水管や雑排水管と共用してはならない。
- ②. 上記のウは、雨水管は単独で敷地配管し最終の接続ます付近で污水系のますに接続するが、その前に防臭ますを設け下水臭が上がらないようにする。
- ③. 雨水管の算定は、原則として、 100 mm/h r を用いる。また、建物の必要性により 26 mm/10 min (時間換算 156 mm/h r) で検討を行い安全度を見込んで良い。
- ④. 上記のキは、雨水排水管が受け持つ排水面積の中にペントハウスがある場合はペントハウスの外壁面の $1/2$ を見込む。



⑤. 上記のケは、下記のとおり。

器具排水負荷単位の屋根面積と器具排水負荷単位数の換算方法

雨水量 100 mm/hr において、屋根面積 93 m^2 までは、それに相当する器具排水負荷単位は 256 とし、 93 m^2 を越える場合は、越えた部分について、 0.36 m^2 毎に 1 器具排水負荷単位 (DFU) とする。

表－9

器具排水負荷単位数 $\Rightarrow$ 屋根面積の換算 (通常、屋外で合流する場合)	屋根面積 $\Rightarrow$ 器具排水負荷単位数の換算 (通常、屋内で合流する場合)
DFU ≤ 256 の場合には $A' = 93$ DFU > 256 の場合には $A' = 93 + 0.36 (\text{DFU} - 256)$ ($A \times h/100$) + A' より表－11から管径を求める。	$A \times h / 100 \leq 93$ $\text{DFU}' = 256$ $A \times h / 100 > 93$ の場合は $\text{DFU}' = 256 + (A \times h / 100 - 93) / 0.36$ $\text{DFU} + \text{DFU}'$ 表－5 から管径を求める。
A : 屋根面積 m^2 A' : 器具排水負荷単位を換算した屋根面積 m^2 DFU : 器具排水負荷単位数 DFU DFU' : 屋根面積を換算した器具排水負荷単位数 DFU h : その地域の最大雨量 mm/hr 0.36の単位 : m^2 100の単位 : mm/hr 93の単位 : m^2 256の単位 : DFU 注) 本換算は、雨水 100 mm/h に換算して計算する方法	

上記の計算式によって、受け持つ屋根面積を雨量 100 mm/h に換算して、表－11 (横管)、表－10 (立て管) に相当する管径を求める。

表－10 雨水立て管の管径

管 径 (mm)	許容最大屋根面積 (m^2)
50	67
65	135
75	197
100	425
125	770
150	1250
200	2700

注1) 屋根面積は、すべて水平に投影した面積とする。

注2) 許容最大屋根面積は、雨量 100 mm/hr を基礎として算出したものである。

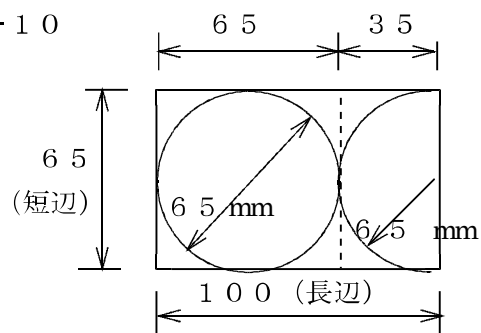
注3) 正方形又は長方形の雨水立て管は、それに接続される流入管の断面積以上をとりまた、内面の短辺をもって相当管径とし、かつ、「長辺/短辺」倍率を表の数値に乘じ、その数値を許容最大屋根面積とする。

(給排水衛生設備規準・同解説 (SHASE-S206-2019) 公益社団法人空気調和・衛生工学会)

注 3) の説明

長方形の雨水立て管の例

図－ 1 0



1. 立て管の管径は 65 mm 相当とする。

2. 長方形雨水立て管最大屋根面積は

$$100/65=1.54 \text{ 倍}$$

65mm の時の最大屋根面積は

$$135 \times 1.54=208\text{m}^2$$

表－ 1 1 雨水横枝管・雨水横主管・敷地雨水管の管径

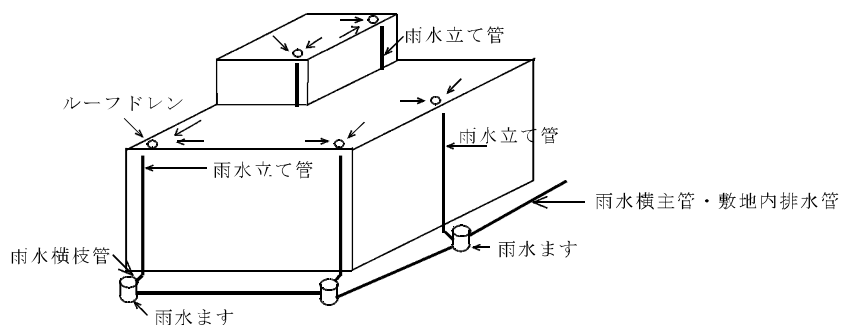
管 径 (mm)	許容最大屋根面積 (m ²)								
	配 管 勾 配								
	1/25	1/50	1/75	1/100	1/125	1/150	1/200	1/300	1/400
65	127	90	73						
75	186	131	107						
100	400	283	231	200	179				
125		512	418	362	324	296			
150		833	680	589	527	481	417		
200			1470	1270	1130	1040	897	732	
250				2300	2060	1880	1630	1330	1150
300				3740	3350	3050	2650	2160	1870
350					5050	4610	3990	3260	2820
400						6580	5700	4650	4030

1) 屋根面積は、すべて水平に投影した面積とする。

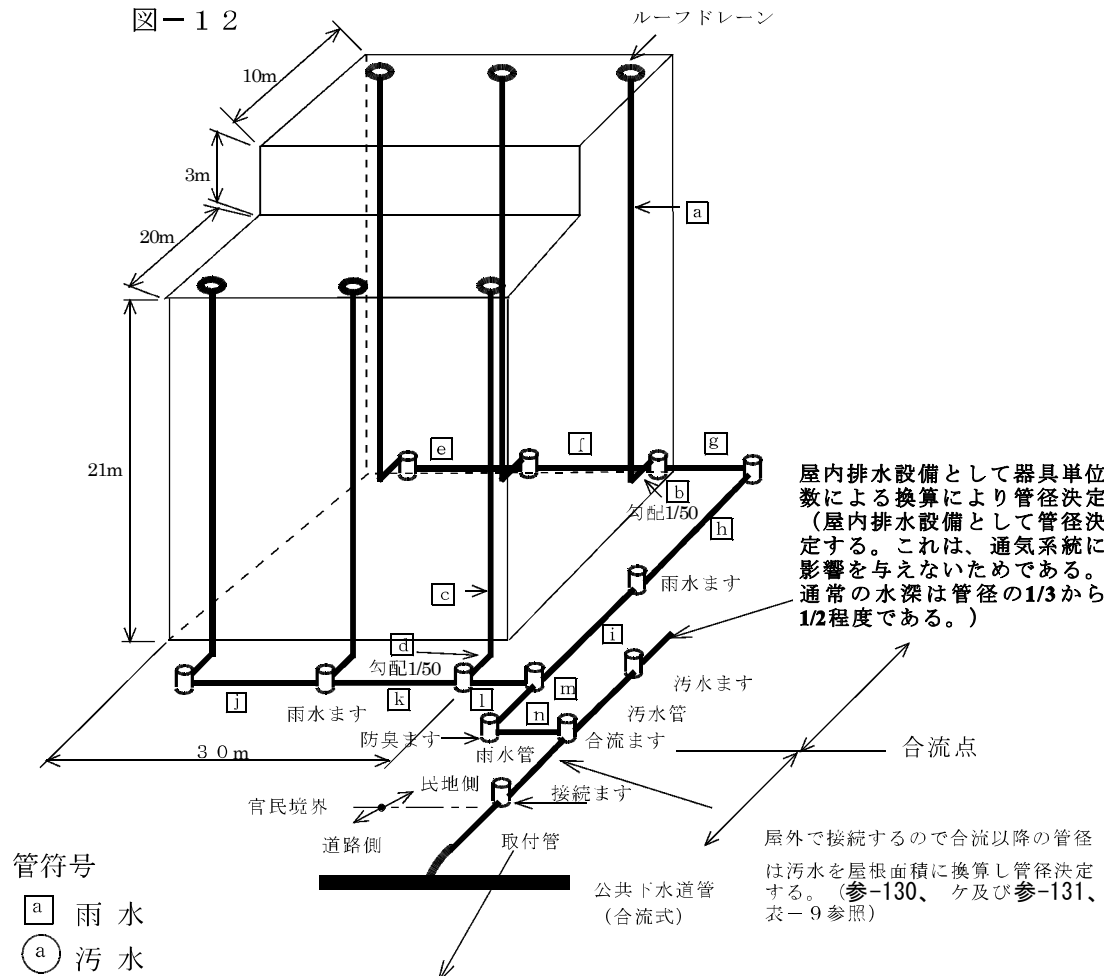
2) 許容最大屋根面積は、雨量 100 mm / hr を基礎として算出したものである。なお、流速が 0.6m / s 未満又は 1.5m / s を越えるものは好ましくないので除外してある。

3) 地下排水槽からの汚水をポンプにより揚水し、これを建物横主管や敷地内排水管に接続し合流する場合は、その揚水量 3.8 L / min が水平投屋面積 2.23 m² に相当するものとし換算する。

図－ 1 1 雨水系統図



(2) 雨水の計算例



注) 原則として取付管の管径決定は排水設備の最下流側で決定した管径より小さくならないこと。

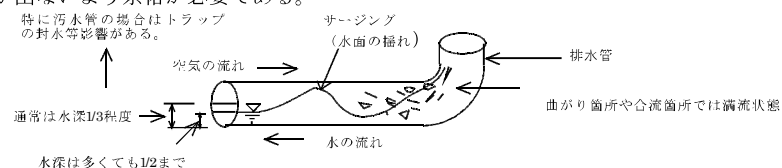
ただし、検討の上、問題がなければ、排水設備で決定した管径以下でも良い。

「解説」

1. 排水設備は設置する器具の同時使用率が高いことから公共下水道管に流入するまで、取付管の管径は排水設備の最下流で決定した管径と同径以上とする。これは、公共下水道で考えた場合より大きくなる。
2. 排水設備は浅く埋設されるので、流れにくい場合は宅内のますや建物内で溢れるケースがある。
3. 排水設備で決定した管径よりも、取付管の管径を小さくすると流れが阻害され詰まりの危険性がある。
4. 排水設備の原則は、下流側の管径は上流側のより小さくしてはならないことになっており取付管も、排水設備の一部と考えることが望ましい。
5. 公共下水道管に流入するまでは、流量のピーク率は高い。
6. 屋内排水設備の汚水の管径は、水深が管径の $1/3$ から多くとも $1/2$ 以内で決められている。

これは、水と空気の流れをスムーズにするためと、排水設備では部分的に満流状態で流れているためトラップの封水等に影響が出ないよう余裕が必要である。

図-13



7. 以上により、取付管の管径は排水設備最下流の管径と同径かそれ以上とすることを原則とする。

表-12

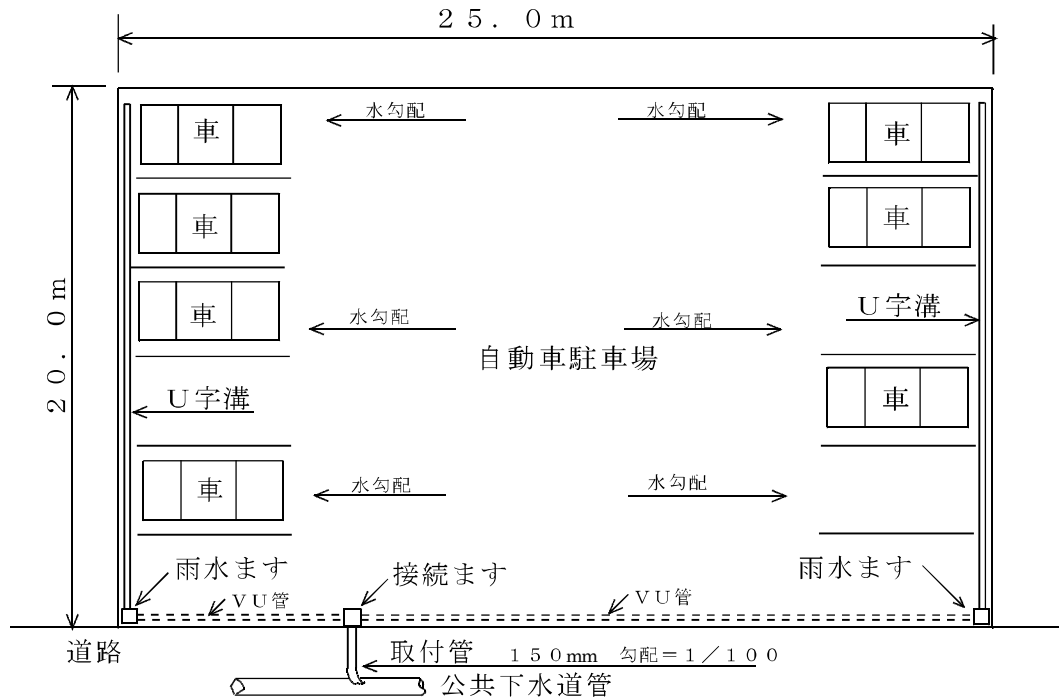
雨水管 (mm)	屋根面積 (敷地雨水含む) (m^2)	1 ルーフドレンが受け 持つ面積 (m^2)	管 径 (mm)	勾 配
a 立て管	$10 \times 30 = 300$	$300 \div 3 = 100$	65	
b 横主管	300	(100) 参-131 表-10 から	75	1/50
c 立て管	$(20 \times 30) + (3 \times 30) \times 1/2 = 645$	$645 \times 1 \div 3 = 215$	100	
d 横主管	645	215	100	1/50
e 横主管	$100 + 10 = (110)$	参-132 表-11 から	75	1/50
f 横主管	$100 \times 2 + 10 \times 2 = 220$		100	1/50
g 横主管	$100 \times 3 + 10 \times 3 = 330$		125	1/50
h 横主管	$100 \times 3 + 10 \times 4 = 340$		125	1/50
i 横主管	$100 \times 3 + 10 \times 5 = 350$		125	1/50
j 横主管	$215 + 10 = 225$		100	1/50
k 横主管	$215 \times 2 + 10 \times 2 = 450$		125	1/50
l 横主管	$215 \times 3 + 10 \times 3 = 675$		150	1/75
m 横主管	$350 + 675 + 10 = 1035$		200	1/75
n 横主管	1035		200	1/75

注) 敷地内はコンクリート舗装されているため各雨水ますが 10m^2 敷地内の雨水を受け持つものとする。

(以下参-133、図-12の合流ますに合流する。)

3. 合流区域の計算例（1）

図-14



$$\begin{aligned} A(\text{駐車場面積}) &= 20.0 \times 25.0 \\ &= 500.0 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

ア. U字溝の必要な断面・勾配は

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times i \times A$$

C : 流出係数

i : 降雨強度 (通常 100 mm)

A : 排水面積 (ha)

$$A = 500 \text{ m}^2 = 0.05 \text{ ha}$$

$$C = 0.9$$

$$I = 100 \text{ mm} \quad (\text{下水の } 1/5 \text{ 確率強度は } i = 115 \text{ mm})$$

$$\begin{aligned} Q &= 1/360 \times 0.9 \times 100 \times 0.05 \\ &= 0.0125 \text{ m}^3/\text{s} \end{aligned}$$

1/2 の排水面積を受け持つものとする

$$Q = 0.0125 \times 1/2 = 0.00625$$

U字溝の断面を 150 勾配を 1/100 とすると

$$q = 0.017 \text{ m}^3/\text{S} \quad V = 1.006 \text{ m}/\text{S}$$

$$Q = 0.00625 < q = 0.017 \quad \therefore \text{OK}$$

イ. VU管の管径・勾配は

1/2 の排水受け持つものとする

$$Q = 0.00625 \text{ m}^3/\text{S}$$

VU管の管径・勾配を100mm 勾配を1/100とすると
 $q = 0.008 \text{ m}^3/\text{S}$ $V = 0.896 \text{ m}/\text{S}$ となり
 $Q = 0.00625 \text{ m}^3/\text{S} < q = 0.008 \text{ m}^3/\text{S}$
 $\therefore \text{OK}$

ウ. 取付管の管径・勾配は

硬質塩ビ管 150mm 勾配=1/100とすると満管流量は $q = 0.021$
 $Q = 0.0125 \text{ m}^3 < q = 0.021 \text{ m}^3$

エ. 取付管の管径・勾配を参-132 の表-11から求めた場合は

$A = 500 \text{ m}^2$ (排水面積)

取付管を150mm 勾配を1/100とすると

$a = 589 \text{ m}^2$ となり

$A = 500 \text{ m}^2 < a = 589 \text{ m}^2$

$\therefore \text{OK}$

建築物がなくて土地面積が大きい場合は合理式で計算する。

注) 駐車場に水栓を設置し車を洗浄する場合は阻集器を設置すること。

图-15

断面図

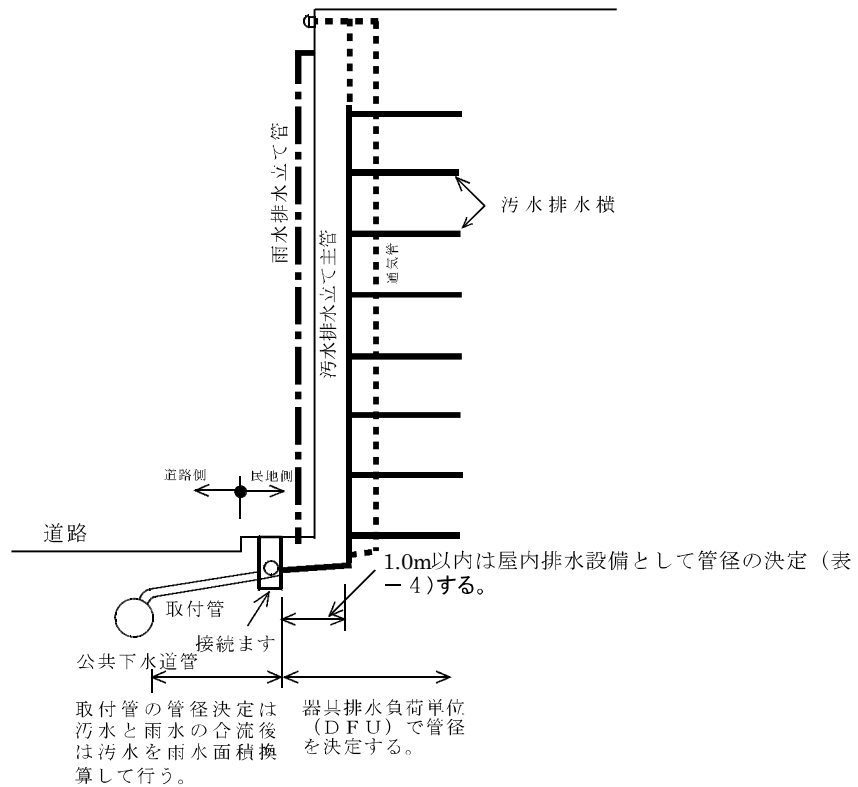
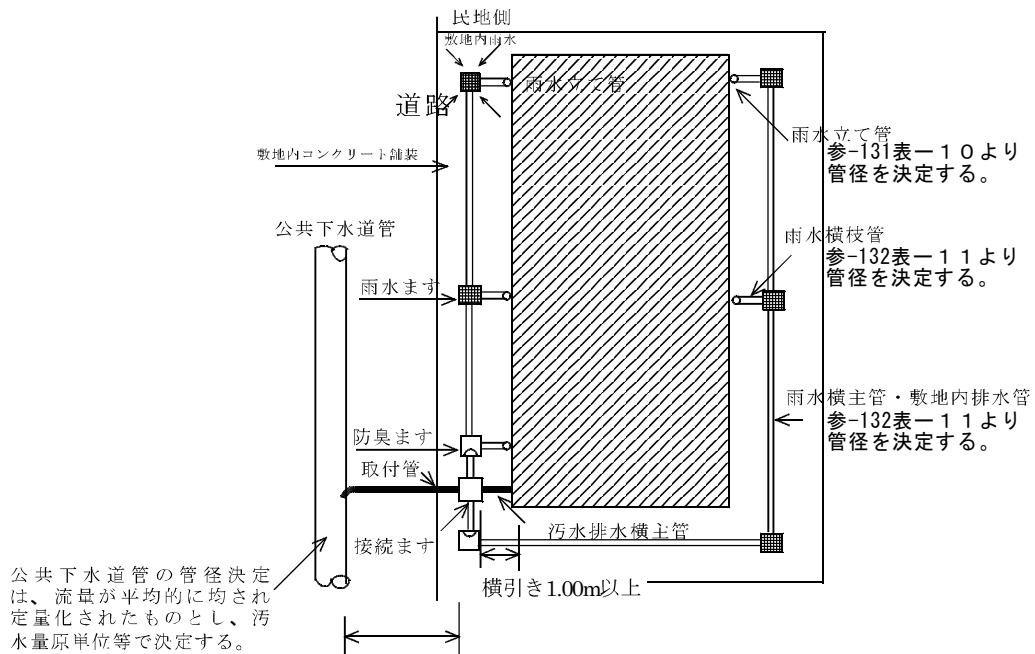


图-16

平面図



合流式の取付管（汚水と雨水が合流する場合）の管径決定は表－１１を使用し、汚水と雨水の合流後は汚水を雨水面積換算（表－９）して敷地内の雨水排水面積に加算する。ただし、決定した管径が流入する雨水排水横主管や雨水排水横主管の管径より小さい場合は、横入する管径と同径以上の取付管径とする。

$$\text{屋根面積} = 300 \text{ m}^2$$

$$\text{敷地内雨水面積} = 200 \text{ m}^2$$

(屋根面積を除く雨水対象面積は、コンクリート舗装されているため雨水対象面積に入れる。)

$$\text{雨水合計対象面積} = 300 + 200 = 500 \text{ m}^2$$

汚水のDFUを300とする。

取付管の管径決定は、(参考のため、器具換算と面積換算の方法を記載する。)

ア. 屋根面積を器具単位に換算した場合 (通常、屋内排水設備の場合)

雨水合計対象屋根面積 = 500 m^2 とすると、 $A \times h / 100 \geq 93$ となり

$$\begin{aligned} \text{DFU}' &= 256 + (A \times h / 100 - 93) / 0.36 \quad (\text{参-131 表 - 9}) \\ &= 256 + (500 + 100 / 100 - 93) / 0.36 \\ &= 1,386.6 \\ &= 1,387 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \Sigma \text{DFU} &= \text{DFU} + \text{DFU}' \\ &= 300 + 1,387 \\ &= 1,687 \end{aligned}$$

参-123 表-5より 管径250 勾配1/96 とすると
 $2,900 > 1,687 \quad \therefore \text{OK}$

イ. 器具排水負荷単位を屋根面積に換算した場合 (通常、屋外排水設備の場合)

汚水DFU = 300 とすると $\text{DFU} > 256$ となり

$$\begin{aligned} A' &= 93 + 0.36 (\text{DFU} - 256) \\ &= 93 + 0.36 (300 - 256) \\ &= 108.8 \\ &= 109 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \Sigma A &= A + A' = 500 + 109 \\ &= 609 \end{aligned}$$

参-132 表-11より 管径200 勾配1/100 とすると
 $1270 > 609 \quad \therefore \text{OK}$

ウ. 屋外排水設備で雨水と汚水の合流後は、後者のイで管決定を行う。

「参-130 2. (1) ケ 参照」

$\therefore$ 管径200 勾配1/100とする。

图-17

[illegible]

屋根面積＝ 300 m^2

敷地内排水面積＝ 800 m^2

(屋根を除く敷地内排水は、コンクリート舗装のため雨水対象面積に入れる。)

雨水

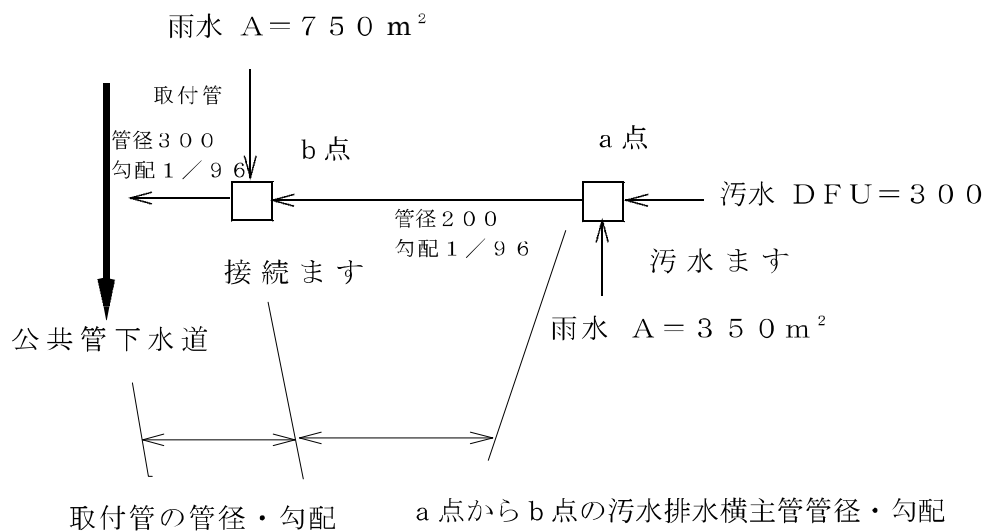
a 点の屋根も含めた雨水対象面積を 350 m^2 とする。

b 点の屋根面積も含めた面積を 750 m^2 とする

汚水

a 点の汚水のDFU＝ 300 とする。(参-138 と同様の条件)

図-18



ア. 屋根面積を器具排水負荷単位の換算した場合 (参考)

a 点での雨水面積＝ 350 m^2 $A \times h / 100 \geq 93$ となり

$$\text{DFU}' = 256 + (A \times h / 100 - 93) / 0.36$$

$$= 256 + (350 \times 100 / 100 - 93) / 0.36$$

$$= 969.9$$

$$= 970$$

$$\Sigma \text{DFU} = \text{DFU} + \text{DFU}' = 300 + 970$$

$$= 1270$$

参-123 表-5より 管径200 勾配1/96 とすると

$$1600 > 1270 \quad \therefore \text{OK}$$

b 点での雨水面積は 750 m^2 が加算される

$$\text{DFU}' = 256 + (A \times h / 100 - 93) / 0.36$$

$$= 256 + (750 \times 100 / 100 - 93) / 0.36$$

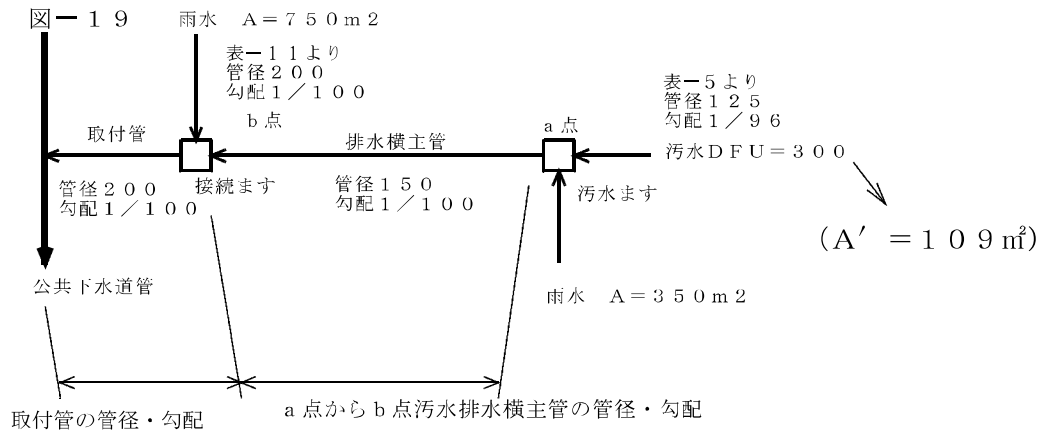
$$= 2081$$

取付管の管径・勾配

$$\begin{aligned}\Sigma DFU &= DFU + DFU' = 300 + 970 + 2081 \\ &= 3351\end{aligned}$$

参-123 表-5より 管径300 勾配1/96とすると
 $4600 > 3351 \quad \therefore \text{OK}$

イ. 器具排水負荷単位を屋根面積に換算した場合



a点での汚水のDFU=300とすると、 $DFU > 256$ となり

$$\begin{aligned}A' &= 93 + 0.36 (DFU - 256) \\ &= 93 + 0.36 (300 - 256) \\ &= 108.8 \\ &= 109 \text{ m}^2\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\Sigma A &= A + A' \\ &= 350 + 109 \\ &= 459 \text{ m}^2\end{aligned}$$

a点からb点の管径・勾配は、参-132 表-11より
管径を150 mm 1/100とすると、 589 m^2 となり
 $589 > 459 \quad \therefore \text{OK}$

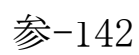
取付管の管径・勾配は

$$\begin{aligned}\text{b点での雨水合計面積は } & 459 + 750 = 1209 \text{ m}^2 \\ \text{管径を200 mm 1/100とすると、} & 1270 \text{ m}^2 \\ 1270 & > 1209 \quad \therefore \text{OK}\end{aligned}$$

ウ. 屋外排水設備で雨水と汚水の合流後は、後者のイで管径決定をする。

よって、**取付管の管径は200 mm 勾配は1/100とする。**

图-20



(1) 雨水系取付管系統

敷地内雨水系統排水管～取付管までの管径・勾配の決定 (図-2 1 参照)

管系統	面 積 (㎡)		管 径 (mm)	勾 配	管渠が受け持つ最 大面積 (㎡) *
	単面積	累計面積			
a	50	50	65	1/75	73
b	50	100	75	1/75	107
c	50	150	100	1/100	200
d	50	200	100	1/100	200
e	200 250	450	150	1/100	589
1 取付管	450 250	700	200	1/100	1270

* 参-132 表-1 1 より

(2) 汚水系取付管系統

敷地内汚水系統排水管～取付管 (図-2 2 参照)

管系統	器具排水負荷単位		管 渠			備 考
	単 DFU	累計 DFU	管 径	勾 配	最大 DFU	
a	100	100	100	1/96	180 *	
b	100	200	125	1/96	390	
c	100	300	125	1/96	390	
d	300	300	125	1/96	390	
e	300 200	500	150	1/96	700	
2 取付管	300 500	800	200	1/96	1600	

* 参-123 表-5 より

(3) 雨水系取付管系統

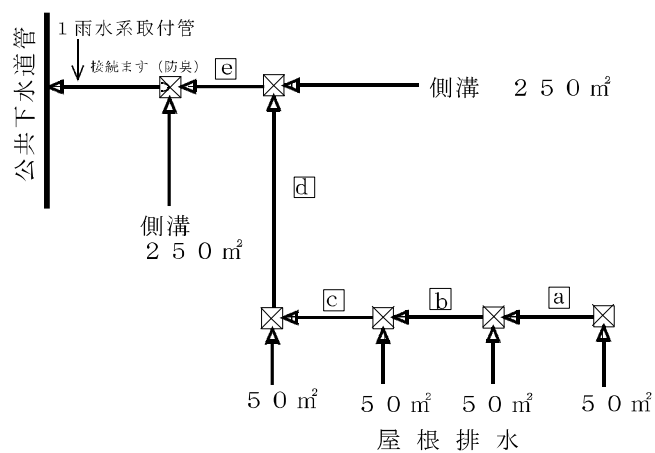
敷地内雨水系統排水管～取付管までの管径・勾配の決定 (図-2 3 参照)

管系統	面 積 (㎡)		管 径 (mm)	勾 配	管渠が受け持つ最 大面積 (㎡) *
	単面積	累計面積			
f	50	50	65	1/75	73
g	50	100	75	1/75	107
h	50	150	100	1/100	200
i	50	200	100	1/100	200
j	200 300	500	150	1/100	589
k	500 300	800	200	1/100	1270
3 取付管	800	800	200	1/100	1270

* 参-132 表-1 1 より

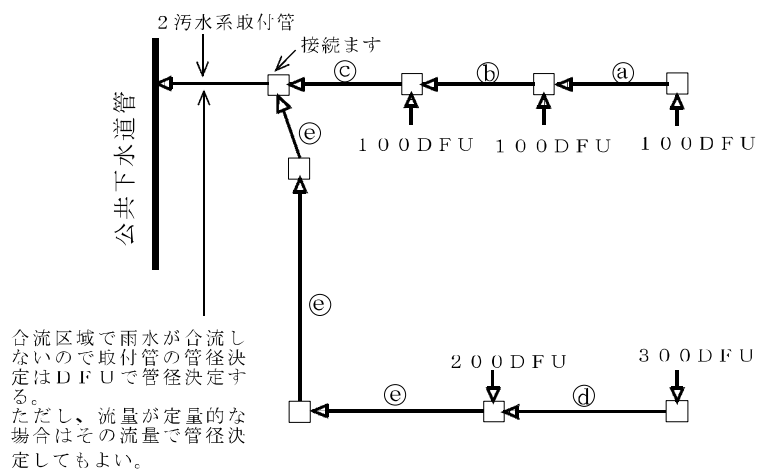
1 雨水系取付管系統図

図-2 1



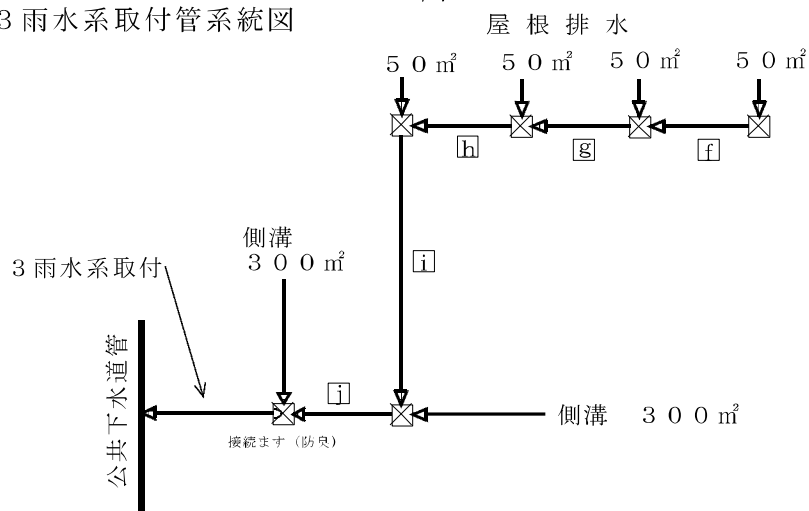
2 汚水系取付管系統図

図-2 2



3 雨水系取付管系統図

図-2 3

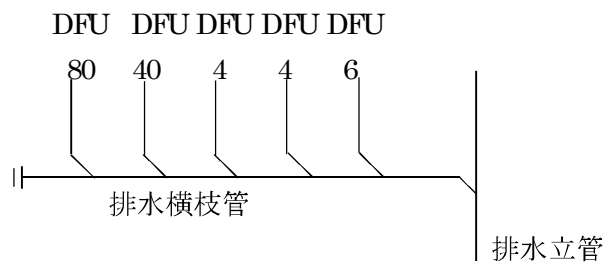


7. 合流区域の計算例（5）

（1）図-24の横枝管の管径

器具名	個数	DFU	合計DFU
大便器（洗浄弁）	10	8	80
小便器（トラップ付き）	5	8	40
洗面器（30 mm）	4	1	4
床排水（75 mm）	2	2	4
掃除流し（75 mm）	2	3	6
			総合計 134

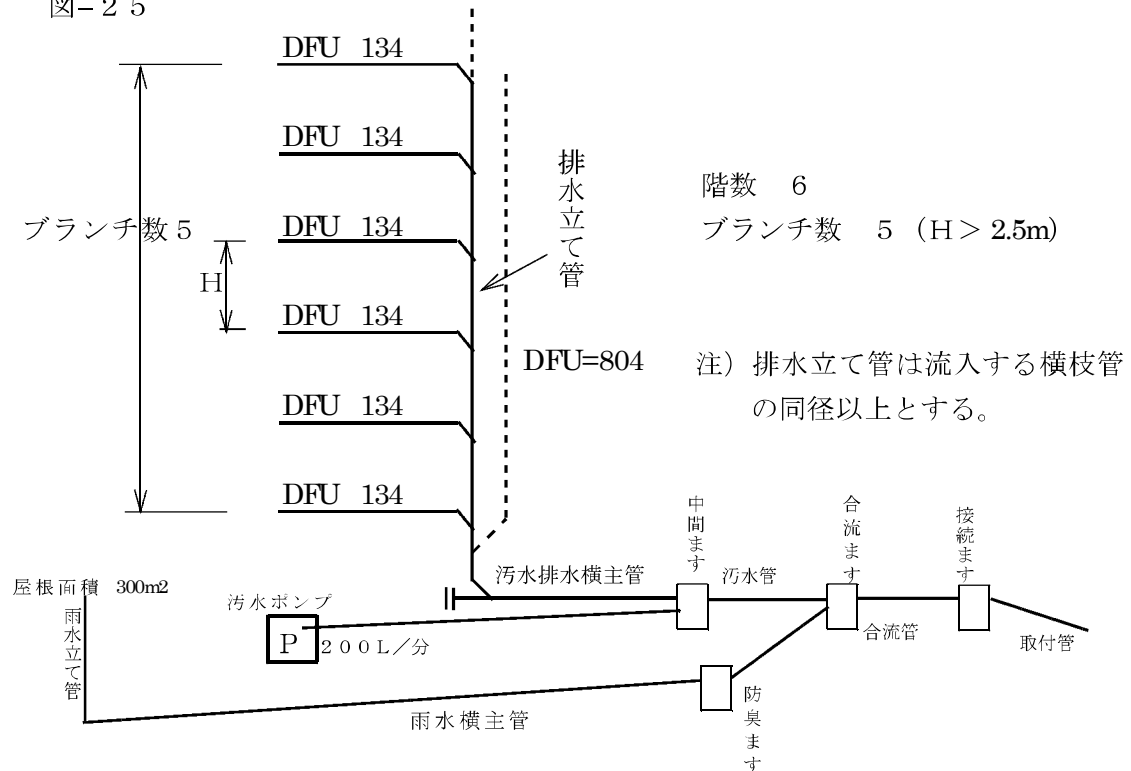
図-24



排水横枝管の管径は表-4（参-122）より、総器具単位数134の直近上位の排水横枝管のDFUは160で管径は100 mmである。よって管径を100 mmとする。

（2）次に、上記の条件で6階の事務所ビルとした場合の立管の管径は

図-25



1 横枝枝管のDFUは134で、これが立管6箇所て接続されるので、立管の受け持つ合計DFUは、 $134 \times 6 = 804$ 、枝間隔（ブランチ数）は5となり、表-4（参-122）より、3階建をこえる場合の1立て管に対する合計1000をとる、このときの管径は125 mm をとる。そして枝間隔ごとに（1枝間隔毎に）器具単位水が200をこえる横枝管がないのでOKである。

（3）汚水排水横主管の管径・勾配

汚水排水横主管の管径・勾配は表-5（参-123）より決定する。

汚水排水汚水横主管の合計DFUは804で表-6より勾配を1/96とし、管径を200 mm とすると、最大DFUは1600となり

$1600 > 804$ となりOKである。

（4）中間ますから合流ますまでの管径・勾配

汚水ポンプ200リッター／分は、表-3（参-121）より、3.8リッター／分毎にDFU2単位とする。

$$200 \div 3.8 \times 2 = 105.3 \div 106 \text{ (DFU)}$$

よって、合流後は $804 + 106 = 910$ となり

上記（3）と同様 勾配1/96とすると管径200 mm

$1600 > 910$ となりOKである。

（5）雨水立て管の管径決定

水平屋根面積が300m²のとき、表-10（参-131）より

立て管の管径100とすると425m²となり

$425 > 300$ となりOKである。

（6）雨水横主管の管径・勾配の決定

雨水横主管の管径を125 mm とし、勾配を1/100とすると許容最大屋根面積は362m²となり

$362 > 300$ となりOKである。

（7）合流ますから接続ます及び取付管までの管径・勾配

合流後は汚水器具単位を雨水面積に換算し雨水屋根面積に合算する。換算式は表-9（参-131）により行う。

DFU > 256 のとき（合計のDFUが910なので）

$$A' = 93 + 0.36 \text{ (DFU} - 256 \text{)}$$

$$\text{DFU} = 910$$

$$A' = 93 + 0.36 \text{ (} 910 - 256 \text{)}$$

$$= 328.4$$

$$\div 329$$

合計屋根面積は

$$\begin{aligned} A + A' &= 300 + 329 \\ &= 629 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

表-11 (参-132) より

勾配1／100 管径200 mm とすると最大屋根面積1270 m²となり
1270 > 629 となりOKである。

8. 分流区域の計算例（6）

（前記7. の合流区域計算例5を分流式とした場合）

（1）屋内排水設備の計算は前記7. と同様である。

（2）屋外排水設備は分流式であるので汚水と雨水は別系統に分ける。

（汚水は公共下水道管に接続し、雨水は前面道路の側溝や水路等に接続する。）

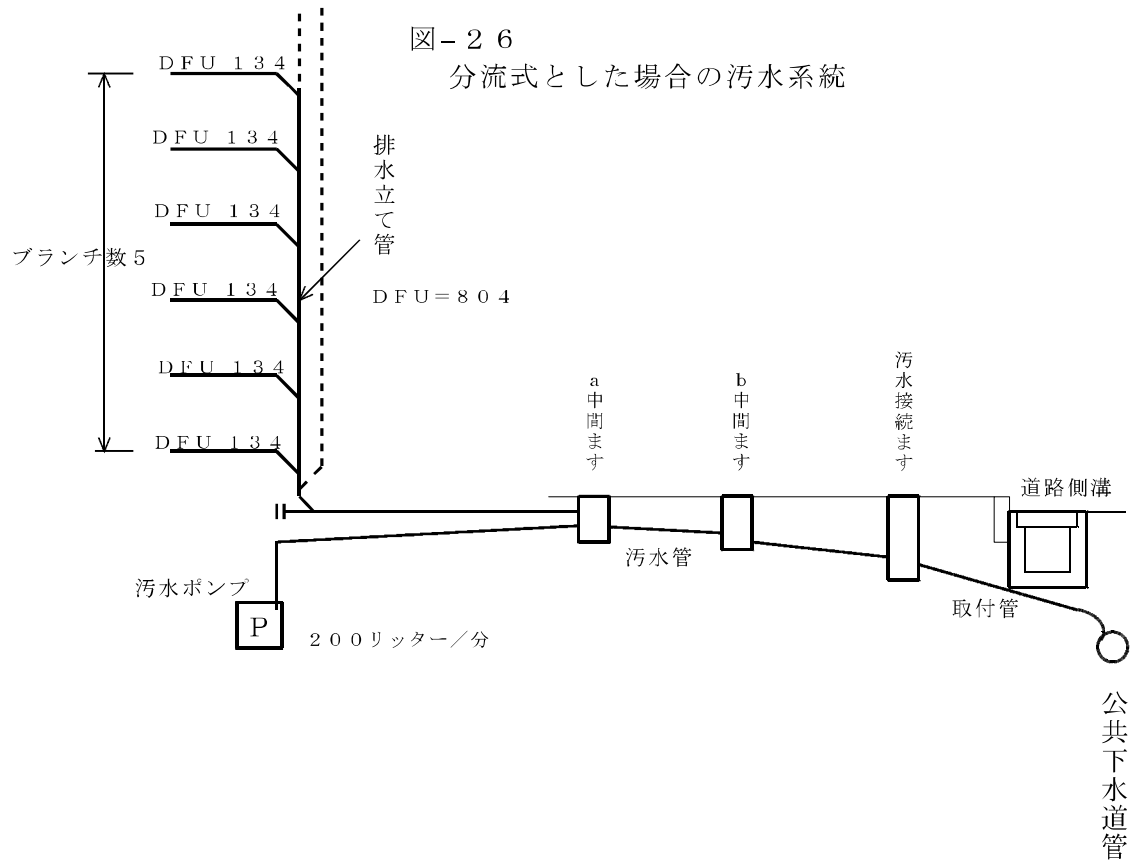
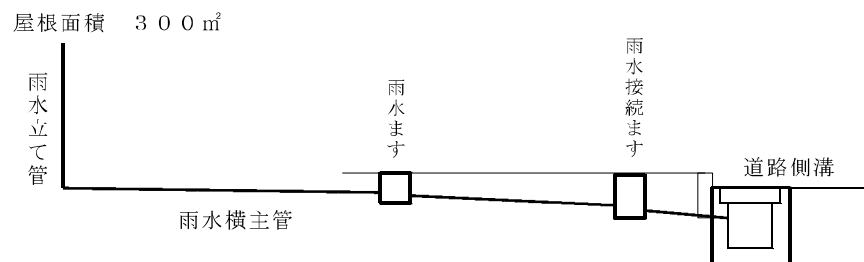
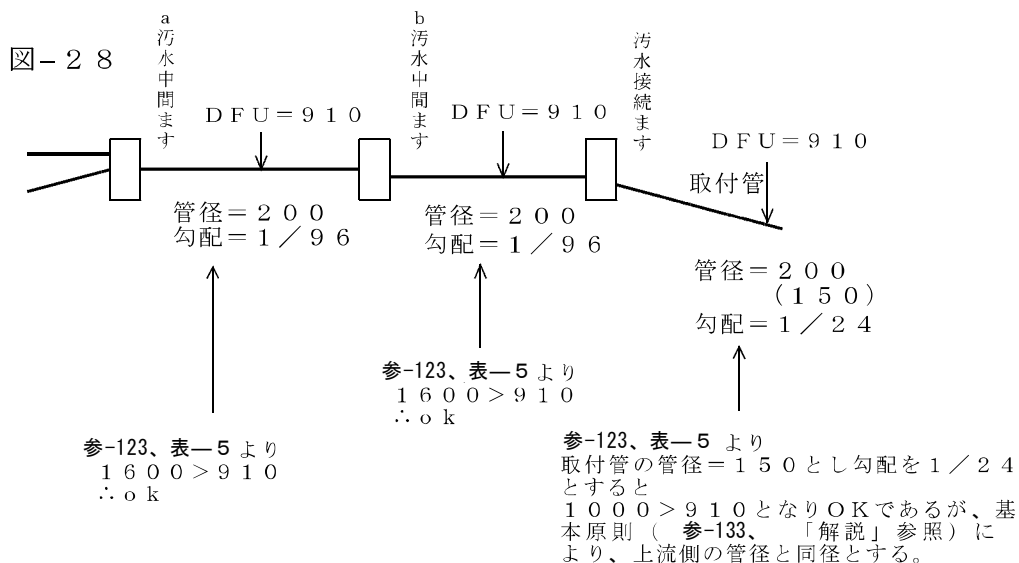


図-27
分流式とした場合の雨水系統



(3) 屋外排水設備の汚水管の管径・勾配

汚水排水横枝管の合計DFUは910（参-145～146より）であり、中間ますから取付管までの管径は



(4) 屋外排水設備の雨水管の管径・勾配

